

令和3年度「クリーンウッド」利用推進事業のうち
クリーンウッド法定着実態調査
報告書

令和5年3月

林野庁

目次

第 I 部 素材生産事業者及び木材関連事業者（木質バイオマス発電事業者を除く）に対するアンケート・ヒアリング調査報告

第 1 章 はじめに	3
第 2 章 素材生産事業者に対するアンケート調査 結果とりまとめ	5
2.1 調査方法	5
2.2 調査結果	6
2.2.1 事業者の活動状況と属性	6
2.2.2 素材流通事業者へ出荷する際の合法性の証明	8
2.2.3 木材加工事業者へ出荷する際の合法性の証明	17
2.2.4 合法性を証明する書類の取得	20
2.2.5 クリーンウッド法に関する認知や意見	23
第 3 章 木材関連事業者に対するアンケート調査 結果とりまとめ	28
3.1 調査方法	28
3.2 調査結果	29
3.2.1 事業者の活動状況と属性	29
3.2.2 素材生産事業者等から仕入れる際の合法性の確認（第一種木材関連事業による確認）	33
3.2.3 素材流通事業者から仕入れる際の合法性の確認（第二種木材関連事業による確認）	50
3.2.4 分別管理と販売の際の合法性の確認	52
3.2.5 クリーンウッド法に関する認知や意見	54
第 4 章 素材流通事業者ヒアリング調査 結果とりまとめ	61

4.1 調査方法	6 1
4.2 調査結果	6 1
4.2.1 事業概要	6 1
4.2.2 出荷者との間での合法性の確認	6 4
4.2.2.1 全体の状況	6 4
4.2.2.2 証明書類による合法性の確認	7 0
4.2.3 分別管理と販売先への合法性の証明	7 1
4.2.4 取組の経緯	7 4
第 5 章 おわりに	7 8
参考 アンケートの規模別集計表	8 0

第Ⅱ部 木質バイオマス発電事業者に対するヒアリング調査報告

第 1 章 はじめに	9 7
第 2 章 クリーンウッド法及び発電ガイドラインにおける合法性確認の関係	9 7
第 3 章 木質バイオマス発電事業者に対するヒアリング調査 結果とりまとめ	9 8
3.1 調査方法	9 8
3.2 調査結果	9 8
3.2.1 国産木質バイオマスを利用する発電事業者の詳細	9 9
3.2.2 輸入木質バイオマスを利用する発電事業者の詳細	1 0 4

付録

アンケート調査票及びヒアリング調査項目

第 I 部 素材生産事業者及び木材関連事業者（木質バイオマス発電事業者を除く）に対するアンケート・ヒアリング調査報告

第 1 章 はじめに

本アンケート調査は、令和 3 年度クリーンウッド法定着実態調査事業の一環として、令和 4 年 10～11 月に実施したものである。合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（通称「クリーンウッド法」）は平成 29 年 5 月に施行された。この法律は、違法に伐採された木材の流通、利用が自然環境や公正な市場取引に悪影響を与えることに鑑み、法令に適合して伐採された木材及びその製品の流通、利用を促進することを目的とするもので、事業者は合法伐採木材等の利用に努めなければならないとし、国は木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずることとしている。

本調査事業では、法律の施行から約 5 年後において、国産の木材の合法性に関して、国産材素材を調達して、流通及び加工を行う木材関連事業者（特に原木市売市場）、並びに、木材関連事業者に国産材素材を供給する素材生産事業者等を対象として、アンケート調査を実施した。本報告では、以下、第 2 章で素材生産事業者向けアンケート、第 3 章で木材関連事業者向けアンケートの調査結果を報告する。

また、第 4 章では、アンケート調査結果に考察を加えるために実施したヒアリング調査の概要を報告する。

以下、調査結果における表記の簡略化について 2 点説明する。

林野庁が平成 18 年に作成した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（以下、「認定事業者」という。）は、森林・林業・木材産業関係団体が作成した合法性等の証明された木材・木材製品の供給に関する自主的行動規範に沿って、流通の各段階の納入ごとに証明書の交付を繰り返して合法性等の証明の連鎖を形成することにより証明を行う。具体的には、認定事業者番号及び合法性を証明する旨が記載された書類を納品書等に添付する。また、伐採段階においては、伐採届の写しなどの法令に照らし手続が適切になされた旨を証明する書類も合わせて証明を行うことが推奨されている。

クリーンウッド法においては、木材関連事業者は、国産材の場合、素材生産事業者に伐採造林届やその適合通知書（の写し）（以下、「伐造届等」という。）など、法令に適合して伐採されたことを証明する書類を確認することにより合法性確認を行うが、ガイドラインに基づく証明の連鎖や FSC などの森林認証を活用することもできる。

以上のように、木材流通の現場においては、ガイドラインに基づく合法性の証明とクリーンウッド法に基づく合法性の確認が並行して行われている。本アンケート調査では、木材関連事業者がどのように合法性の確認を行っているかを明らかにするために、ガイドラインに基づき認定事業者番号を用いた合法性の確認もしくは証明を行っているかどうかを中心とした設問と、伐採届などの合法性を証明する書類を用いた確認若しくは証明を行っているかどうかを中心とした設問を用いることとした。本報告書においては便宜的に、前者を認定事業者番号等による確認／証明、後者を証明書類による確認／証明とそれぞれ呼ぶこととする。また、木材関連事業者が行った合法性確認の結果を、出荷先の木材関連事業者に示すことを「伝達」とする。

第二に、アンケート調査に関しては、以下本文中では、冗長さを避けるため、質問票の質問文や選択肢を略して記述する場合がある。表では、実際に用いた文言が分かるように調査票での選択肢をそのまま示した。その他、実際に用いた文言については付録の調査票を参照されたい。

第2章 素材生産事業者に対するアンケート調査 結果とりまとめ

2.1 調査方法

素材生産事業者に対し、木材関連事業者への国産材素材の販売又は販売の委託に際し、木材関連事業者から求められる合法性の証明の頻度や書類の種類に関するアンケート調査を行った。

素材生産事業者対象のアンケート調査は、調査票を送付する対象者数を200者とし、全国木材組合連合会が運営するホームページ「合法木材ナビ」で公表されている認定事業者リストから、主たる認定業種が以下のいずれかと一致する者をまず抽出した。『素材』、『素材生産』、『素材生産業』、『素材生産・(間) (バイオ)』、『素材生産業(合・間・バ)』、『素材生産業(合)』、『1』、『1.素材生産』、『1.素材生産』。事業者リストには、主たる認定業種の項目を利用したが、事業者の認定団体により書き方が異なるため、このような抽出の方法を取った。未記入の事業者は抽出の対象から外した。事業者リストには全体で約1万2千件の事業者が掲載されているが、この方法で、2,631者を抽出し、この中から無作為に200者を抽出した。

調査票を令和4年11月中旬に郵便で送付し、12月上旬にかけて回収した。回答は郵便による他に、FAX、電子メールでもできるようにした。発送、回収は全国木材組合連合会が行った。調査は、基本的には無記名で行い、解答用紙の末尾に任意の記名欄を設けた(13の回答者から記入があった)。また、過去3年間に素材の生産・販売の実績のある者を調査の対象とした。(送付先に含まれていても、過去3年間に実績が無ければ回答不要とした。)

アンケートでは以下の5項目について、クリーンウッド法に対する意見の自由記述、追加調査のための任意での連絡先記入を含め、22の質問をした。

I 事業概要

II 素材流通事業者へ出荷する際の合法性の証明

III 木材加工事業者へ出荷する際の合法性の証明

IV 合法性を証明する書類の取得

V クリーンウッド法に対するご意見

Iで事業概要について把握した後、出荷先の木材関連事業者が素材流通事業者である場合(II)と、木材加工事業者である場合、すなわち直売である場合(III)に分けて、合法性の証明方法を尋ねた。ここで、素材の物流としては生産現場から直接木材加工事業者へ運ばれるが、商流として素材流通事業者が介在する場合は直売ではなく直送と区分し、IIとして扱った。IVでは、合法性の証明に使用する伐造届

等の書類の入手状況を質問した。Vでは、クリーンウッド法の認知状況や、同法に基づく合法伐採木材等の流通、利用の促進に関する意見などを聞いた。

2.2の調査結果では、基本的にこの構成に従って、結果をまとめる。

2.2 調査結果

2.2.1 事業者の活動状況と属性

200者に調査票を送付し、63者から回答が得られ、回答率は31.5%であった。表2-1は、回答者の所在地の地域別内訳を見たものである。東北と九州の回答者が多く、その他の地域の回答者が少なかった。以下の集計では、地域性を考慮し、関東と中部を一つ、近畿と中国、四国を一つにまとめた地域区分を用いた。表2-2は、事業者としての組織形態を聞いた結果を集計したものである。森林組合以外の会社等の法人が最も多く71.4%、次いで非法人が19.0%、残り9.5%が森林組合であった。

表 2-1 回答者の所在地

	回答者数	%
北海道	6	9.5
東北	16	25.4
関東	7	11.1
中部	4	6.3
近畿	1	1.6
中国	6	9.5
四国	1	1.6
九州	20	31.7
回答なし	2	3.2
計	63	100.0

表 2-2 回答者の組織形態

	回答者数	%
森林組合・森林組合連合会	6	9.5
会社等法人	45	71.4
非法人	12	19.0
計	63	100.0

¹ 調査票では「株式会社、有限会社等の営利法人」、「その他の協同組合やその連合会」、「その他の法人」とした3つの選択肢を合わせたもの

表 2-3 は、組織形態別に事業者の活動状況と属性をまとめたものであり、過去 1 年間に素材を生産販売した取扱量の規模、素材生産事業を営む地域範囲、ガイドラインに基づく団体認定状況、森林認証の CoC 認証の取得状況を示している。

取扱量については、回答者 63 者のうち 62 者が取扱量を回答しており、その合計は 47 万 m³であった。立木購入分に加え、生産・販売を受託した分を含み、木質バイオマス発電所への燃料材出荷分は含まないものとした。非法人は 83.3%が 2 千 m³以下と零細な事業者が多い。会社等法人化している場合でも 2 千 m³以下が 25.0%と少なくない。

素材生産事業を営む事業範囲は、所在する都道府県内がほとんどであった。

ガイドライン認定事業者の認定取得状況については、調査対象者を認定事業者名簿から抽出したため、ほぼ全ての回答者が該当した。森林認証の CoC 取得状況については、取得者は 17.7%、未取得が全体で 82.3%であった。

表 2-3 事業者の活動状況と属性

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
取扱量				
2,000 m ³ 以下	0 0.0%	11 25.0%	10 83.3%	21 33.9%
2,000～10,000 m ³ 以下	3 50.0%	20 45.5%	2 16.7%	25 40.3%
10,000 m ³ ～	3 50.0%	13 29.5%	0 0.0%	16 25.8%
計	6 100.0%	44 100.0%	12 100.0%	62 100.0%
事業範囲				
県内	6 100.0%	33 89.2%	9 81.8%	48 88.9%
隣県	0 0.0%	4 10.8%	2 18.2%	6 11.1%
計	6 100.0%	37 100.0%	11 100.0%	54 100.0%
合法木材供給事業者認定状況				
認定	6 100.0%	44 97.8%	12 100.0%	62 98.4%
未認定	0	1 2.2%	0	1 1.6%
計	6	45	12	63

	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
森林認証 CoC 取得状況				
SGEC	2 33.3%	7 15.6%	0 0.0%	9 14.5%
FSC	0 0.0%	2 4.4%	0 0.0%	2 3.2%
未取得	4 66.7%	36 80.0%	11 100.0%	51 82.3%
計	6 100.0%	45 100.0%	11 100.0%	62 100.0%

表 2-4 は、素材を流通事業者に出荷する事業者に対し、流通事業者への出荷量に占める直送（流通事業者は商流上のみ存在し、物流上は製材工場等に直接送付する場合）の割合をまとめたものである（調査票において「〇割」の単位で回答を求めたため、割を単位に集計した）。地域によって傾向が異なり、北海道では、平均で 8 割 2 分、50%点（中央値）で 8 割 0 分と極めて高い割合で素材は直送されており、素材が流通事業者の土場（市場）に降ろされることは少ない。東北でも、平均 6 割 4 分、50%点 9 割 0 分と、多くの事業者が素材を加工事業者へ直送している。次いで、関東・中部でも平均 6 割 1 分、50%点 6 割 0 分と過半が直送である。しかし、西日本になると様相は一変し、近畿・中国・四国では直送は平均 0 割 3 分、九州では平均 1 割 3 分、50%点ではいずれも 0 割 0 分と、ほとんどの素材が流通事業者の土場（市場）を経由する物流となっており、市売での販売が大勢を占めるものと考えられる。

表 2-4 所在地域別の直送割合（割）

	近畿・					
	北海道	東北	関東・中部	中国・四国	九州	全国
平均	8.2	6.4	6.1	0.3	1.3	4.1
25%点	7.5	2.0	4.0	0.0	0.0	0.0
50%点	8.0	9.0	6.0	0.0	0.0	3.0
75%点	9.0	10.0	9.0	0.0	1.5	9.0
回答者数	4	15	9	6	16	50

2.2.2 素材流通事業者へ出荷する際の合法性の証明

本節では、素材流通事業者への出荷がある者に対する合法性の証明方法に関する質問の結果を述べる。第 1 章で述べたように、素材生産事業者が合法性を証明する方法のうち、ガイドラインに基づく、「認定事業者番号等による証明」、クリーンウッド法が求めている、「証明書類による証明」とし、ア

ンケートでは、これら二つの方法が、出荷時に流通事業者から求められる頻度や方針について質問した。表 2-5、2-6 は組織形態別、表 2-7、2-8 は地域別の集計である。

まず、表 2-5 は、認定事業者番号等による証明と、証明書類による証明に関する出荷先からの要求状況を尋ねた結果である。表に記載した 5 つの選択肢から 1 つを選んでもらい、複数の出荷先がある場合は、最も多い場合を選んでもらうよう求めた。

認定事業者番号等による証明については、この方法での証明が必須であるとしたのは全体で 34.0% の事業者に過ぎず、あまり多くなかった。しかし、認定事業者番号等による証明か、証明書類による証明、森林認証による証明などいずれかが必須とした回答は 42.6% と多く、これらを合わせると 76.6% の事業者が何らかの証明が必須であると回答した。一方、（証明の有無の）確認のみ、場合による、確認されない場合は合わせて 23.4% と一定程度存在した。

証明書類による証明の要否については、必須とする出荷先が最も多く、62.5% を占めた。必須、なければ他の証明が必須と回答した割合の合計は 77.1% で、認定事業者番号等による証明での回答割合とほぼ合致した。反対に、確認のみ、場合によるとする回答は 8.4% あり、確認されない場合が 14.6% と比較的多かった。

流通事業者へのヒアリング調査では、認定事業者番号等による証明の場合、これを必須とすると、業界団体の認定を受けていない出荷者が少数ながらいるため、その場合には、伐造届など、証明書類による証明を求めるといった事例がいくつかあった。一方、証明書類による証明は、所有者による独自の証明も含め、何らかの証明は全員ができるはずであるから、伐造届等の証明書類による証明の提出を必須とする場合には、これを単独で求められる場合が多いものと考えられる。この違いが、表 2-5 に表れているとおり、認定事業者番号等による証明では、なければ他の証明が必須という回答が多いのに比べ、証明書類による証明ではその回答が比較的少ないことにつながっているのではないかと考えられる。

組織形態別には、証明書類による証明では組織形態による明確で意味のある違いは見出せなかった。認定事業者番号等による証明でも会社等法人と非法人には特に違いは認められなかったが、森林組合では認定事業者番号等による証明を必須とする割合が高いように思われた。

表 2-5 合法性の確認方針（素材流通事業者への出荷、組織形態別）

	森林 組合	会社等 法人	非法人	全体
認定事業者番号等による証明				
納品書等 ¹ の提出による確認が必須である（必須）	4 66.7%	9 28.1%	3 33.3%	16 34.0%
納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	1	14	5	20

	16.7%	43.8%	55.6%	42.6%
納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 16.7%	4 12.5%	0 0.0%	5 10.6%
同じ出荷先でも、納品書等の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	2 6.2%	0 0.0%	2 4.3%
確認されない	0 0.0%	3 9.4%	1 11.1%	4 8.5%
計	6 100.0%	32 100.0%	9 100.0%	47 100.0%
証明書類による証明				
伐採届等の書類の提出による確認が必須である（必須）	4 66.7%	17 53.1%	9 90.0%	30 62.5%
伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	0 0.0%	7 21.9%	0 0.0%	7 14.6%
伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 16.7%	1 3.1%	0 0.0%	2 4.2%
同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	2 6.2%	0 0.0%	2 4.2%
確認されない	1 16.7%	5 15.6%	1 10.0%	7 14.6%
計	6 100.0%	32 100.0%	10 100.0%	48 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 2-6 は、流通事業者への出荷量に占める合法性の証明を行った割合を示す。まず、認定事業者番号等による証明について、100%（全量）証明した事業者は 57.8%、90%超まで含めると 77.8%であった。

証明書類による証明についても同様で、100%証明をしているとする事業者が 54.5%、90%超まで含めると 75.0%となった。会社等法人で少数ながら証明をしていない場合があった。

表 2-6 の回答に基づき、素材生産事業者全体で、取扱量のどの程度について証明を行っているか計算した。具体的には、全事業者について各者の素材取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の

値の加重平均を取った。この計算から、素材流通事業者への出荷では、認定事業者番号等による証明は取扱量の 83.5%で行われており、証明書類による証明は 72.3%で行われているとの結果が得られた。

表 2-5 の結果と合わせて見てみると、認定事業者番号等による証明については、取引先から必須とされる割合は 34.0%（表 2-5）であったが、出荷時に合法性を 100%証明している事業者の割合はそれを大きく超える 57.8%（表 2-6）であり出荷先から証明書を求められない場合も自主的に提出をしていると考えられる。反対に、証明書類による証明については、出荷先から必須とされる割合が 62.5%であったのに対し、100%提出している割合は 54.5%、90%超提出している割合は 75.0%であった。これについては、必須とされてもわずかに証明できていない場合が含まれるか、表 2-5 は主な出荷先について聞いた結果であり、表 2-6 は流通事業者への出荷全体について聞いた結果であるので、必須とされている先には必ず提出するが、求められない出荷先には提出していないことが表れているとも考えられる。

表 2-6 合法性の証明割合（素材流通事業者への出荷、組織形態別）

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
認定事業者番号等による証明				
0%	0	3	0	3
	0.0%	9.1%	0.0%	6.7%
0%超～40%	0	3	1	4
	0.0%	9.1%	16.7%	8.9%
40～60%	0	1	0	1
	0.0%	3.0%	0.0%	2.2%
60～80%	0	1	0	1
	0.0%	3.0%	0.0%	2.2%
80～90%	0	1	0	1
	0.0%	3.0%	0.0%	2.2%
90～100%未満	2	6	1	9
	33.3%	18.2%	16.7%	20.0%
100%	4	18	4	26
	66.7%	54.5%	66.7%	57.8%
計	6	33	6	45
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
証明書類による証明				
0%	0	4	0	4
	0.0%	12.5%	0.0%	9.1%
0%超～40%	0	4	0	4
	0.0%	12.5%	0.0%	9.1%

40～60%	0	1	0	1
	0.0%	3.1%	0.0%	2.3%
60～80%	0	1	0	1
	0.0%	3.1%	0.0%	2.3%
80～90%	0	1	0	1
	0.0%	3.1%	0.0%	2.3%
90～100%未満	3	5	1	9
	60.0%	15.6%	14.3%	20.5%
100%	2	16	6	24
	40.0%	50.0%	85.7%	54.5%
計	5	32	7	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-7 と表 2-8 は、表 2-5 と 2-6 と同様の質問に対する回答を、事業者の所在地域別に集計したものである。回答者数が少ないのではっきりとした判断はし難いが、北海道では、認定事業者番号等による証明を必須とする割合が高く、反対に証明書類による証明を必須とする割合が低い。九州では、認定事業者番号等による証明を必須とする割合が低く、証明書類による証明を必須とする割合が高かった。また、九州では、認定事業者番号等による証明がなければ他の証明が必須とする回答が比較的多かった。

これには地域による素材流通の違いが影響していると考えられる。九州は素材市場での市売を介した流通が大きな割合を占める。市場への出荷の場合、素材生産現場では出荷する素材の検収をせずに、運び込んだ市場で選木機などで検収をすることが多い。このことが影響してのことと思われるが、素材生産事業者は素材の出荷に際して納品書を発行することがあまりない。一方、北海道や東北のように、市売にかけず、加工事業者への直送や直納が標準となっている地域では、生産現場で検収を行い、納品書を発行し、荷受けした加工事業者が納品書と現物が一致していることを確かめて受領、納品書に押印する。流通事業者が介在している場合には、この加工事業者が押印した納品書が回ってきて、それに基づいて精算等がなされる。合法性を番号・文書によって証明する方法では、納品書の様式に事業者番号と、出荷した素材が合法である旨を書いた一文が印刷されていることがほとんどであり、納品書のやりとりを前提として行われている場合が多い。これが、素材流通において納品書をそもそもあまり使わない九州において、認定事業者番号等による証明が必須とされることが少なく、反対に証明書類による証明が必須であることがかなり多い理由の一つではないかと考えられる。

また、過年度の調査¹においても、南九州、特に宮崎県で2010年代に発生した盗伐を受け流通事業者が証明書類による証明の強化の取組が確認されており、本調査でも、九州地方において、流通事業者側が適合通知の写しなど証明書類による確認を求められることが多くなった可能性がある。

表 2-7 合法性の確認方針（素材流通事業者への出荷、地域別）

	北海道	東北	関東・ 中部	近畿・ 中国・ 四国	九州	計
認定事業者番号等による証明 納品書等 ¹ の提出による確認が必須である (必須)	2 50.0%	4 33.3%	2 22.2%	3 50.0%	5 31.2%	16 34.0%
納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	0 0.0%	4 33.3%	4 44.4%	2 33.3%	10 62.5%	20 42.6%
納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 25.0%	3 25.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	5 10.6%
同じ出荷先でも、納品書等の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	1 6.2%	2 4.3%
確認されない	1 25.0%	1 8.3%	1 11.1%	1 16.7%	0	4 8.5%
計	4 100.0%	12 100.0%	9 100.0%	6 100.0%	16 100.0%	47 100.0%
証明書類による証明 伐採届等の書類の提出による確認が必須である（必須）	0 0.0%	7 53.8%	5 55.6%	4 66.7%	14 87.5%	30 62.5%

¹ 令和2年度輸出先国の規格・基準等に対応した技術開発等支援事業(林野庁補助事業)のうち素材生産業及び木材関連事業者の合法性確認調査

伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	1 25.0%	2 15.4%	1 11.1%	2 33.3%	1 6.2%	7 14.6%
伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	0 0.0%	1 7.7%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	2 4.2%
同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	1 6.2%	2 4.2%
確認されない	3 75.0%	3 23.1%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	7 14.6%
計	4 100.0%	13 100.0%	9 100.0%	6 100.0%	16 100.0%	48 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 2-8 は実際に証明を行った出荷量の割合を地域別に集計し直したものである。認定事業者番号等による証明については、特段の地域差は見出せないが、証明書類による証明では、九州で 100%、あるいは 90%超で証明したとする割合が高く、九州では両者を合わせ 93.1%であった。

表 2-8 合法性の証明割合（素材流通事業者への出荷、地域別）

	北海道	東北	関東 ・中部	近畿・中 国・四国	九州	計
認定事業者番号等による証明割合						
0%	1 25.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 20.0%	0 0.0%	3 6.7%
0%超～40%	1 25.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	2 14.3%	4 8.9%
40～60%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%
60～80%	0 0.0%	1 7.7%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%
80～90%	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%
90～100%未満	0 0.0%	2 15.4%	2 22.2%	1 20.0%	4 28.6%	9 20.0%

100%	2	9	4	3	8	26
	50.0%	69.2%	44.4%	60.0%	57.1%	57.8%
計	4	13	9	5	14	45
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
証明書類による証明割合						
0%	2	1	1	0	0	4
	50.0%	9.1%	11.1%	0.0%	0.0%	9.1%
0%超～40%	2	0	1	0	1	4
	50.0%		11.1%	0.0%	7.1%	9.1%
40～60%	0	1	0	0	0	1
	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%
60～80%	0	1	0	0	0	1
	0.0%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	2.3%
80～90%	0	0	0	1	0	1
	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	2.3%
90～100%未満	0	2	4	1	2	9
	0.0%	18.2%	44.4%	16.7%	14.3%	20.5%
100%	0	6	3	4	11	24
	0.0%	54.5%	33.3%	66.7%	78.6%	54.5%
計	4	11	9	6	14	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-9 は、証明書類による証明について、書類の提出方法の詳細を示している。

ある素材生産現場から、同一の出荷先に対し何度もトラックで素材を搬出、出荷する場合、同一の素材生産現場に関する伐造届等を提出する頻度について尋ねたところ、77.3%の事業者が搬出期間中一度のみ提出すると回答し、トラックによる納品ごとや定期的な提示という回答は合わせて 22.7%であった。

ある生産現場に複数の所有者の森林が含まれる場合に、素材の取扱いを所有者ごとに分けるか、一括で扱うかを質問したところ、複数所有者一括で証明する場合は 60.5%、所有者ごととする回答が 39.5%であった。販売代金を所有者ごとに精算する必要から、素材を所有者ごとに分けるという事情が影響していることが考えられる。

公的な書類が得られない区域を伐採した場合には、適切な伐採が行われたことを示すために森林所有者による独自の証明が用いられる場合があるが、実際にこの種の証明を使用する割合について回答を求めたところ、0%（使用しない）と回答した事業者が 69.2%であった。一方で、使用する割合が 30%以上との回答が合わせて 12.8%あり、日常的にこのような対応をとる場合もみられた。このような証明を使用する割合は、非法人の事業者では全回答者が 5%以下と回答した。後に表 2-15 で見るように、非法

人の事業者にはクリーンウッド法について知識を得る機会が少ないことなどと合わせて考えると、このような証明方法を認識していない事業者も多いのではないかと推測される。

表 2-9 証明書類による証明の詳細

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
書類確認タイミング				
一度のみ（初回納品時等）	5 83.3%	21 72.4%	8 88.9%	34 77.3%
事業所への納品ごと	0 0.0%	6 20.7%	1 11.1%	7 15.9%
納品ごとではないが週一や月一など定期的	1 16.7%	2 6.9%	0 0.0%	3 6.8%
計	6 100.0%	29 100.0%	9 100.0%	44 100.0%
複数所有者の扱い				
出荷した素材を所有者ごとに分けて、それぞれの所有者の分に対して、合法性を証明する書類を提出することが求められる（所有者ごと）	3 50.0%	8 33.3%	4 50.0%	15 39.5%
出荷した素材を所有者ごとに分けることはせず、同一現場ないの複数所有者分を一括して合法性を証明する書類を提出すればよい（複数所有者一括）	3 50.0%	16 66.7%	4 50.0%	23 60.5%
計	6 100.0%	24 100.0%	8 100.0%	38 100.0%
独自の証明を使用する割合				
0%	3 60.0%	17 65.4%	7 87.5%	27 69.2%
0%超～5%	1 20.0%	5 19.2%	1 12.5%	7 17.9%
5～30%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
30～50%未満	0 0.0%	3 11.5%	0 0.0%	3 7.7%
50%～	1 20.0%	1 3.8%	0 0.0%	2 5.1%
計	5 100.0%	26 100.0%	8 100.0%	39 100.0%

2.2.3 木材加工事業者へ出荷する際の合法性の証明

本節では、木材加工事業者への直売を行う事業者に対する、合法性の証明方法に関する質問の結果を述べる。

表 2-10 は、表 2-5 と同様の設問を用いて、木材加工事業者へ出荷する際に、認定事業者番号等による証明、また、証明書類による証明の要否を尋ねた結果である。全体的には、認定事業者番号等による証明についても、証明書類による証明についても、7～8 割程度が必須、なければ他の証明が必須と回答するなど、表 2-5 で見た素材流通事業者への出荷の場合と大差ない結果であり、主な出荷先は大半が合法性の証明を必須のこととして求めていることが分った。より詳しく表 2-5 と比べると、木材加工事業者への出荷においては、認定事業者番号等による証明が必須とされる割合が 53.3%であり、素材流通業者への出荷における 34.0%に比べて相対的に高い。これに対し、証明書類による証明が必須とされる割合は 51.1%と、素材流通業者への出荷における 62.5%と比べて相対的に低く、確認せずの割合も高い

(14.6%に対して 22.2%)。認定事業者番号等に基づく方法についても確認されない割合は高いが、全体的には、木材加工事業者への出荷では認定事業者番号等による確認が相対的にやや高い割合となっている。素材流通事業者が介在する直送について述べたことと同様に、木材加工事業者への直売の場合には、納品書を発行している場合が多く、納品書に事業者番号、合法の文言を刷って使うことで証明しているケースが多いことが理由として考えられる。

表 2-10 合法性の確認方針（木材加工事業者への出荷、組織形態別）

	森林 組合	会社等 法人	非法人	全体
認定事業者番号等による証明				
納品書等 ¹ の提出による確認が必須である（必須）	4 66.7%	18 54.5%	2 33.3%	24 53.3%
納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	0 0.0%	8 24.2%	2 33.3%	10 22.2%
納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 16.7%	1 3.0%	0 0.0%	2 4.4%
確認されない	1 16.7%	6 18.2%	2 33.3%	9 20.0%
計	6	33	6	45

	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
証明書類による証明 伐採届等の書類の提出による確認が必須である（必須）	4 66.7%	17 51.5%	2 33.3%	23 51.1%
伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	0 0.0%	6 18.2%	2 33.3%	8 17.8%
伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 16.7%	2 6.1%	0 0.0%	3 6.7%
同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	1 2.2%
確認されない	1 16.7%	7 21.2%	2 33.3%	10 22.2%
計	6 100.0%	33 100.0%	6 100.0%	45 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 2-11 は、木材加工事業者への出荷の際の合法性を証明している出荷量の割合を尋ねた結果である。素材流通事業者への出荷に関する表 2-6 と似通った結果となっており、出荷量に占める証明した割合について、素材流通事業者への出荷と木材加工事業者への出荷では、証明がなされる程度に大きな差は認められなかった。ただし、90%超と 100%を合わせた割合は、認定事業者番号等による証明、証明書類による証明とも、若干、木材加工事業者への出荷の方が高かった。特に、認定事業者番号等による証明では 10 ポイント程高く、納品書を用いた証明がより浸透している可能性がある。

表 2-6 と比べると、より顕著に 0%か 90%超の両極端が多い分布となっている。これはヒアリング結果とも合わせて、加工事業者へ出荷する事業者は、相手先の要求よりも、素材生産事業者側の方針として、提出の有無を定めている場合が多いことを反映している可能性がある。

表 2-11 の回答に基づき、素材生産事業者全体で、取扱量に含める証明を行う割合を計算した。具体的には、全事業者について各者の素材取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の値の加重平均を取った。この計算から、木材加工事業者への出荷では、認定事業者番号等による証明は取扱量の 93.7%で行われており、証明書類による証明は 81.6%で行われているとの結果が得られた。

表 2-11 合法性の証明割合（木材加工事業者への出荷、組織形態別）

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
認定事業者番号等による証明割合				
0%	0 0.0%	4 14.8%	0 0.0%	4 11.4%
0%超～40%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
40～60%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
60～80%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
80～90%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
90～100%未満	2 40.0%	6 22.2%	0 0.0%	8 22.9%
100%	3 60.0%	17 63.0%	3 100.0%	23 65.7%
計	5 100.0%	27 100.0%	3 100.0%	35 100.0%
証明書類による証明割合				
0%	0 0.0%	6 19.4%	0 0.0%	6 14.6%
0%超～40%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	1 2.4%
40～60%	0 0.0%	1 3.2%	0 0.0%	1 2.4%
60～80%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
80～90%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
90～100%未満	2 40.0%	8 25.8%	1 20.0%	11 26.8%
100%	3 60.0%	15 48.4%	4 80.0%	22 53.7%
計	5 100.0%	31 100.0%	5 100.0%	41 100.0%

2.2.4 合法性を証明する書類の取得

次に、証明書類による合法性の証明に関して、合法性を証明する書類の取得が難しい場合がどれほどあるかを尋ねた結果についてまとめる。

表 2-12 は、「伐採届やその適合通知」、「森林経営計画の認定書等」、「保安林伐採許可書」、「保安林間伐・択伐の受理通知」など作成される森林の伐採において書類の取得が困難となる頻度を尋ねた結果である。選択肢はいずれも共通で表のとおりである。いずれの書類も、もらえないことはない（いつももらえる）との回答が 86%以上と大多数を占めた。特に保安林関係の許可書、受理通知は、90%以上がない（いつももらえる）と回答し、よくあるの回答はなく、時々あるの回答も 1 件ずつにとどまった。伐採届や適合通知についても、ないとする回答が 87.9%と高く、たまにある、時々あるが数件多い程度であった。ほとんどの場合、証明に必要な書類は行政から入手できていると考えられる。経営計画の認定書等は、ないの回答割合が最も低く、よくあるの回答が 2 件あった。経営計画は属地的に森林組合が樹立している場合が多く、民間の事業者が伐採する場合には、森林組合から認定書等の写しを入手しなければならない場合が多いことから、行政から書類を入手する場合に比べて取得できない場合があるのではないかと考えられる。ヒアリング調査においてもそのような話が聞かれた。しかし、その件数は限られており、これも大きな障害とはなっていないと思われる。

表 2-12 証明書類による証明の取得状況

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
伐採届や適合通知が取得できない				
よくある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
時々ある	1 16.7%	0 0.0%	1 9.1%	2 3.4%
たまにある	0 0.0%	4 9.8%	1 9.1%	5 8.6%
ない（いつももらえる）	5 83.3%	37 90.2%	9 81.8%	51 87.9%
計	6 100.0%	41 100.0%	11 100.0%	58 100.0%
森林経営計画の認定書等が取得できない				
よくある	0 0.0%	2 4.8%	0 0.0%	2 3.5%
時々ある	0 0.0%	0 0.0%	1 11.1%	1 1.8%
たまにある	0 0.0%	3 7.1%	2 22.2%	5 8.8%

ない (いつももらえる)	6	37	6	49
	100.0%	88.1%	66.7%	86.0%
計	6	42	9	57
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保安林伐採許可書が取得できない				
よくある	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
時々ある	0	1	0	1
	0.0%	2.4%	0.0%	1.8%
たまにある	0	1	2	3
	0.0%	2.4%	20.0%	5.3%
ない (いつももらえる)	6	39	8	53
	100.0%	95.1%	80.0%	93.0%
計	6	41	10	57
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
保安林間伐・択伐の受理通知が取得できない				
よくある	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
時々ある	0	1	0	1
	0.0%	2.6%	0.0%	1.9%
たまにある	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	33.3%	5.7%
ない (いつももらえる)	6	37	6	49
	100.0%	97.4%	66.7%	92.5%
計	6	38	9	53
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-13 は、表 2-12 で挙げたような書類が作成されない樹木の伐採に際して、合法性を証明する書類が得られない場合の頻度について聞いた結果である。災害時、また森林以外での証明については、表 2-12 の通常時の行政文書での証明より、そうしたことがないという回答の割合が下がり、災害時では 77.8%、森林以外では 59.6%にとどまった。このようなケースは一定程度発生していることが分かる。非法人の場合に、時々あるとする割合が、災害時についても森林以外についても高いことは、先にも述べたが、こうした場合に、所有者による独自の証明を利用するといった対応が認識されていないことが影響している可能性が考えられる。一方、森林組合で、災害時についても森林以外についても、よくあるなどの回答割合が高い。

その他に、合法性を証明する書類の取得で困る場合を聞いた結果について、表 2-13 の最後にその他として件数をまとめたが、全体で合わせて 7 件の回答があった。具体的な内容に関する記述があった中では、役所の対応が不十分、市町村によって適合通知を取得する手間が異なる、所有者が知らないといった声があった。取得ができないわけではないが、スムーズに行かず、手間取る場合があることを示していると考えられる。

表 2-13 証明書類による証明の取得に困る場合

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
豪雨や台風の被災木処理の場合に合法性を証明する書類がなく困る（災害時）				
よくある	2 33.3%	0 0.0%	0 0.0%	2 3.7%
時々ある	0 0.0%	2 5.1%	2 22.2%	4 7.4%
たまにある	2 33.3%	2 5.1%	2 22.2%	6 11.1%
ない	2 33.3%	35 89.7%	5 55.6%	42 77.8%
計	6 100.0%	39 100.0%	9 100.0%	54 100.0%
庭木や田畑沿いの木など森林以外の伐採の合法性を証明する書類がなく困る（森林以外）				
よくある	3 50.0%	2 5.0%	0 0.0%	5 8.8%
時々ある	1 16.7%	1 2.5%	3 27.3%	5 8.8%
たまにある	1 16.7%	11 27.5%	1 9.1%	13 22.8%
ない	1 16.7%	26 65.0%	7 63.6%	34 59.6%
計	6 100.0%	40 100.0%	11 100.0%	57 100.0%
その他				
よくある	0 0.0%	1 33.3%	1 33.3%	2 28.6%
時々ある	0 0.0%	1 33.3%	2 66.7%	3 42.9%

たまにある	1	1	0	2
	100.0%	33.3%	0.0%	28.6%
計	1	3	3	7
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

2.2.5 クリーンウッド法に関する認知や意見

本節では、回答者のクリーンウッド法に対する意見についてまとめる。クリーンウッド法についての認知を尋ねた結果を表 2-14 に示す。回答者の 70.5%がクリーンウッド法を知っていた、29.5%が知らなかったと回答した。特に、非法人で知らないと回答した者が多く、過半を占めた。森林組合や会社等法人でも 20%程度が知らなかったと答えた。

クリーンウッド法における素材生産事業者の位置づけ（合法性確認を行う「木材関連事業者」に含まれないこと）を質問したところ、回答者のほぼ半数が知らなかったと回答した。また、クリーンウッド法において、木材関連事業者が素材生産事業者等から素材を受託・購入する際には、合法性を確認する書類（伐造届、適合通知など）を収集して合法性の確認を行うことを求めていることを知っているか質問したところ、63.9%が知っているとして回答し、36.1%が知らなかったと回答した。このように、クリーンウッド法が定める具体的な仕組みや手続きについては、非法人で認知度が低かった。

なお、表 2-5 から表 2-14 と同じ設問について、事業者の取扱規模別に集計した結果を巻末に掲載している。

表 2-14 クリーンウッド法についての認知

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
(1) クリーンウッド法の内容についての認知				
知っていた	5	34	4	43
	83.3%	77.3%	36.4%	70.5%
知らなかった	1	10	7	18
	16.7%	22.7%	63.6%	29.5%
計	6	44	11	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
(2) 素材生産事業者の扱いについての認知				
知っていた	3	23	2	28
	50.0%	52.3%	18.2%	45.9%
知らなかった	3	21	9	33
	50.0%	47.7%	81.8%	54.1%
計	6	44	11	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(3) 第一種確認の要求についての認知 知っていた	4	31	4	39
	66.7%	70.5%	36.4%	63.9%
知らなかった	2	13	7	22
	33.3%	29.5%	63.6%	36.1%
計	6	44	11	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-15 は、表 2-14 にまとめたクリーンウッド法に関する知識を得る機会を質問した結果である。複数選択可としたため、表の最下段に、回答者数と回答者が選んだ選択の総数を示した。研修・セミナーが 52.5%、所属団体等からの案内が 44.1%と最も多く、それらに次いで行政からの情報や指導が 20.3%であった。情報源としては、団体等が開催する研修・セミナー、団体等からの案内が大きな役割を果たしていることが分かる。一方、こうした機会がなかったとする回答者は全体で 18.6%であり、特に、非法人では 60.0%にもなった。非法人の事業者は団体等に所属していない場合も比較的多いと考えられる。

表 2-15 クリーンウッド法について知識を得る機会

	森林組合	会社等法人	非法人	全体
協議会や団体等が開催する研修・セミナー等	1 20.0%	26 59.1%	4 40.0%	31 52.5%
所属する団体等からの案内	3 60.0%	21 47.7%	2 20.0%	26 44.1%
同業者・近隣の事業者からの情報	0 0.0%	4 9.1%	1 10.0%	5 8.5%
行政からの情報提供や指導	1 20.0%	9 20.5%	2 20.0%	12 20.3%
取引先から要求合法性に関する情報を求められた	1 20.0%	1 2.3%	1 10.0%	3 5.1%
これらの機会がなかった	1 20.0%	4 9.1%	6 60.0%	11 18.6%
回答者数	5	44	10	59
選択総数	7	65	16	88

クリーンウッド法に基づく合法性確認の促進、定着に向けた有効な方策として複数選択可で回答を求めた結果を表 2-16 に示した。組織形態による違いは認められなかったため、全体の集計のみを示した。「事業者への補助事業等の行政支援」が最も多く、回答者の 50.0%が選択した。次いで、「研修や普及の機会拡大」と、「素材生産事業者の明確な位置付け」がいずれも 38.0%、「合法性の確認材への需要創出」が 36.0%と続いた。

選択肢のうち、「登録木材関連事業者へのメリット」については、具体的なメリット措置の記述を求めたところ、2 件の記入があり、合法性の証明に取り組む者や取り組んだ量に応じた助成が挙げられた。

表 2-16 合法性確認を促進、定着するための方策

	回答数	%
クリーンウッド法で定めた合法性の確認材への需要創出（需要創出）	18	36.0
クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組む事業者への補助事業等の行政支援（行政支援）	25	50.0
クリーンウッド法やそこで定めた合法性の確認の方法について研修や普及の機会拡大（研修や普及）	19	38.0
クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組むよう罰則を設けるなど、業界全体に必須の取り組みとすること（必須化）	9	18.0
クリーンウッド法において森林所有者や素材生産事業者等を合法性の確認に取り組む事業者として明確に位置付けること（明確な位置付け）	19	38.0
登録木材関連事業者となることにメリットを設けること（メリット付与）	12	24.0
団体認定による合法性証明とクリーンウッド法で定めた合法性の確認の整理や一本化（制度の整理）	15	30.0
回答者数	50	100.0
選択総数	117	

表 2-17 及び表 2-18 は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認の取組の強化への賛否に関する回答結果である。「賛成」、「反対」、「分からない」の理由を表 2-17 のとおり選択肢として示し、賛成、反対、両方から選んでもよいこととした。表 2-18 に、その賛否の選択のパターンで回答者を分類した結果を示した。

まず、表 2-18 では、賛成の理由を選択し反対の理由を選択していない回答者が 60.3%であった。賛成、反対両方の理由を選び、かつ賛成理由を選んだ数の方が多かった回答者の合計は 66.7%であった。クリーンウッド法に基づく合法性の確認の取組をより強化することに対して積極的な意見が多数を占めることが分かった。反対の理由と賛成の理由が同数の者、「わからない」を選択した者も 14.3%いた。

表 2-17 で、賛成の理由として、「合法性担保の重要性」が最も多く、「国内の違法伐採阻止」が続いた。また、「海外からの違法伐採材の流入阻止」も 39.0%が選択した。一方、反対の理由としては、「確認の手間が煩雑」13.6%、「違法伐採は阻止できない」11.9%が挙げられた。

表 2-17 合法性確認の取組強化への賛否

	回答数	%
賛成の理由		
世界的に違法伐採が問題となる中、木材の合法性を担保する法制度の存在は重要だから（合法性担保の重要性）	28	47.5
海外からの違法伐採木材の流入を阻止すべきだから（海外からの違法伐採木材阻止）	23	39.0
誤伐・盗伐など国内の違法伐採問題をなくすべきだから（国内の違法伐採阻止）	27	45.8
当然やるべきことだから	9	15.3
その他	2	3.4
反対の理由		
国内に違法伐採問題はほぼあるいは全く存在せず、合法性の確認を徹底させる意味はあまりないから（あまり問題ない）	3	5.1
合法性の確認を徹底しても国内の違法伐採問題の解決にはつながらないから（違法伐採を阻止できないから）	7	11.9
合法性の確認やそのための書類の保存、分別管理等にコスト・手間がかかるから（確認が煩雑）	8	13.6
合法性の確認を徹底すると、対応できない事業者がいて、木材の生産・流通を阻害する懸念があるから（対応できない事業者がいる）	4	6.8
その他	4	6.8
分からない理由		
制度を理解しておらず、判断できないから	6	10.2
制度を理解しているが、判断できないから	2	3.4
回答者数	59	100.0
選択総数	123	

表 2-18 賛否理由選択のパターン

	回答者数	%
賛成理由を選択、反対理由を選択せず	38	60.3
賛成理由数>反対理由数	4	6.4
賛成理由数=反対理由数	6	9.5
賛成理由数<反対理由数	2	3.2
反対理由を選択、賛成理由を選択せず	6	9.5

分からない理由のみを選択	3	4.8
回答なし	4	6.4
計	63	100.0

また、選択肢以外に賛成意見 2 件、反対意見 4 件の記述があった。反対意見の 4 つのうち少なくとも 3 つは、クリーンウッド法施行以前より合法性の証明をしておき問題はないと考えるなど、認定事業者番号等に基づく合法木材の取組との重複に関する指摘であった。表 2-16 では「制度の整理」の回答が 30%あったことと合わせ、少なくないと言えよう。

最後に、クリーンウッド法や合法性確認に関する意見を自由記述で意見を求めたところ、8 者が回答し、伐造届の提出に関して、市町村によって対応が異なることを指摘する意見が 2 件、認定事業者番号等による証明との重複を指摘するなどした意見が 3 件あった。これらはいずれも、証明の煩雑さや、負担が大きさについて、制度や運用の改善を求める意見であった。「何となくは理解しているが」など、情報提供を求める意見も 2 つあった。そのほか、PR 不足の指摘や、合法性を証明することの必要性を問う声もあった。

第3章 木材関連事業者アンケート

3.1 調査方法

国産材の素材流通段階における合法性確認の実態把握のため、素材を調達する第一種の木材関連事業者、とりわけ、素材市売市場などの素材流通事業者を重視したアンケート調査を実施した。

アンケート調査の対象者数は800とし、第一に、林野庁が過去に調査した全国の素材市売市場及び国産材名鑑（日刊木材新聞社、2015年）に掲載されている素材流通を営む事業者から270者を選定した。第二に、合法木材ナビで公表されている認定事業者リストから、主たる認定業種に『素材流通』、『原木流通』、『2』、『2』²のいずれかを含む者を抽出し、重複を除いて425者を選出した。認定業種の記載方法は事業者を認定する団体によって異なるため、このような抽出の方法を取った。第三に、残りは、流通ではなく、加工を行う事業者から選ぶこととし、合法木材ナビで、主たる認定業種が『製材』、『製材業』、『製材加工』、『木材加工』、『チップ』、『チップ業』のいずれかと一致する事業者をまず抽出した。2096者が抽出され、この中から105者を無作為に抽出して追加することで、合わせて800者の調査対象者名簿とした。

調査票を令和4年11月中旬に郵便で送付し、12月上旬にかけて回収した。回答は郵便による他に、FAX、電子メールでもできるようにした。発送、回収は全国木材組合連合会が行った。また、送付先のうち過去3年間で国産材の仕入れ、取扱いがあった事業者に回答を求めた。

なお、一つの会社が複数の事業所で市売を行っておりかつ宛先が事業所の場合、その事業所の事業について回答してもらうよう依頼した。また、営む事業のうち国産材素材を調達して行う流通、加工の事業に限定して答えてもらうようにした。

アンケートでは、以下の5項目について、クリーンウッド法に対する意見の自由記述、追加調査のための任意での連絡先記入を含め、27の質問をした。

I 事業概要

II 素材生産事業者等から仕入れる際の合法性の確認（第一種木材関連事業による確認）

III 素材流通事業者から仕入れる際の合法性の確認（第二種木材関連事業による確認）

IV 分別管理と販売の際の合法性の確認

V クリーンウッド法に対するご意見

² リストの一部において、事業者が素材流通等を営むことを表すコード。

Iで事業概要について把握した後、IIで素材生産事業者等から国産材を調達する際の合法性の確認について尋ねた。これは第一種木材関連事業による確認であり、この実態を明らかにすることが本調査の主たる目的であった。IIIでは、主に加工事業者が対象となるが、素材流通事業者から国産材素材を調達する際の合法性の確認について尋ねた。IVでは、販売までの分別管理と販売時の証明について尋ねた。Vでは、クリーンウッド法の認知や、同法に基づく合法木材等の流通、利用の促進に関する意見などを尋ねた。3.2の調査結果では、基本的にこの構成に従って、結果をまとめる。

回答者に対し、問1で国産材素材を用いて営む主たる事業について一つの選択を求め、IからIVにおいて選択した事業に限定した回答を求めた。事業の選択肢は「素材流通」、「製材・集材材製造」、「単板・合板製造」、「チップ製造」、「その他の木材加工」、「その他」の6つである。これによって、複数の事業を選んでいる事業者についても、素材流通事業者としての回答か加工事業者としての回答かが明確になるようにした。

3.2 調査結果

3.2.1 事業者の活動状況、属性

調査票の送付先 800 件に対し、全体で 267 者から回答が得られ、回答率は 33.4%であった。表 3-1 は、所在地域、事業種類また素材流通事業者について組織形態で分類した回答者の内訳である。地域別では、東北、九州、関東からの回答が多い一方、北海道、近畿、中国、四国からの回答が少なかった。なお、所在地を全国とした 1 者は、全国各地に事業所を持つ事業者で、所在地として複数の都道府県を回答したため、全国と分類した。事業を行っている地域範囲については別に聞いており、後に記述するが、この他にも、所在する都道府県を超えて活動する事業者は少なくない。

回答者を主たる事業別にみると、素材流通事業者が 73.0%、加工事業者等が 24.7%を占めた。素材流通事業者について、森林組合系統（調査票の選択肢では「森林組合・森林組合連合会」）、協同組合（「その他の協同組合やその連合会」）、それ以外の会社等（「株式会社、有限会社等の営利法人」、「その他の法人」、「個人・任意団体など（法人でない）」の合算）に分けたところ、森組系統の回答者が最も多く 93 者あった。事業所単位で調査票を送付しており、1 つの県森連が県内に複数の共販所を有する場合も少なくなく、回答者数が多くなったものと思われる。続いて会社等 70 者、そして、協同組合 32 者であった。協同組合は、素生協、素流協、木協、製材協やその連合会が素材流通を行っている場合である。会社等は、東北で少なく、中国や近畿で比較的大きな割合を占めた。なお、以下では、この主たる事業と組織形態による 4 分類を事業者の基本的な組織形態とし、この分類を用いながら、調査結果の集計を見ていくこととする。

表 3-1 事業者の組織形態と所在地域

	素材流通			加工等	回答なし	計
	森組系統	協同組合	会社等			
北海道	0 0.0%	1 0.4%	3 1.1%	4 1.5%	0 0.0%	8 3.0%
東北	23 8.6%	9 3.4%	7 2.6%	18 6.7%	0 0.0%	57 21.3%
関東	22 8.2%	5 1.9%	8 3.0%	11 4.1%	0 0.0%	46 17.2%
中部	9 3.4%	7 2.6%	6 2.2%	6 2.2%	0 0.0%	28 10.5%
近畿	7 2.6%	3 1.1%	7 2.6%	1 0.4%	1 0.4%	19 7.1%
中国	2 0.7%	3 1.1%	16 6.0%	6 2.2%	0 0.0%	27 10.1%
四国	10 3.7%	0 0.0%	4 1.5%	7 2.6%	1 0.4%	22 8.2%
九州	17 6.4%	4 1.5%	16 6.0%	10 3.7%	0 0.0%	47 17.6%
全国	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.4%
回答なし	3 1.1%	0 0.0%	2 0.7%	3 1.1%	4 1.5%	12 4.5%
計	93 34.8%	32 12.0%	70 26.2%	66 24.7%	6 2.2%	267 100.0%

表 3-2 は事業者の組織形態別に、国産材素材の入荷・取扱量を見たものである。回答者 267 者のうち 237 者が取扱量を回答しており、その合計は 1,167 万 m³であった。素材流通事業者のうち森組系統と協同組合では 1~5 万 m³規模が 40%以上を占めて最も多いのに対し、会社等では 1 千~1 万 m³規模が最頻であるとともに 1 千 m³以下から 10 万 m³超までばらつきが大きい。加工等事業者は 10 万 m³超も 10%あるが、1 千~1 万 m³規模が最頻で、流通事業者と比べ概して小規模に偏っている。

表 3-2 国産材素材取扱量

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
~1,000 m ³	4 4.8%	1 3.3%	12 17.9%	15 26.3%	32 13.5%

～10,000 m ³	20	7	18	25	70
	24.1%	23.3%	26.9%	43.9%	29.5%
～50,000 m ³	37	12	16	10	75
	44.6%	40.0%	23.9%	17.5%	31.6%
～100,000 m ³	16	7	10	1	34
	19.3%	23.3%	14.9%	1.8%	14.3%
100,000 m ³ ～	6	3	11	6	26
	7.2%	10.0%	16.4%	10.5%	11.0%
計	83	30	67	57	237
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-3 は主たる事業が素材流通事業である回答者について、素材の販売において市売方式が多いのか、それ以外の付売方式が多いのかを尋ね、組織形態別に集計した結果である。いずれの組織形態においても、今日では、付売過半が 30～40%程度を占めた。

表 3-3 素材流通事業者の販売方法

	森組系統	協同組合	会社等	計
市売過半	42	16	28	86
	47.2%	51.6%	45.2%	47.3%
半々	14	5	7	26
	15.7%	16.1%	11.3%	14.3%
それ以外過半	33	10	27	70
	37.1%	32.3%	43.5%	38.5%
計	89	31	62	182
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-4 は、回答者のその他の活動状況、属性をまとめたものである。仕入れ元の割合は、国産材の調達先を素材生産事業者等、素材流通事業者、自社生産の 3 分類の割合で聞いた結果について組織形態別に回答者の平均を取ったものである（調査票において「〇割」の単位で回答を求めたため、割を単位に集計した）。加工等事業者では、流通事業者からの調達が 5 割強と最も多いが、素材生産事業者等からの調達も 4 割に上った。素材流通事業者では、他の流通事業者からの調達割合は小さいが、会社等では、2 割弱を占めた。森組系統では、自社生産材の取扱割合が高く、協同組合では、素生協や素流協など組合員の素材を共同販売する組織が多いためと思われるが、素材生産事業者等からの仕入れが 9 割を超えているなど、それぞれの特徴が見られた。

事業範囲は、「事業を営んでいる範囲（集材範囲など）」を 3 つの選択肢から選んだ結果である。森組系統の素材流通を主とする事業者では県内が 71.4%と多いが、協同組合では隣接都道府県にまたがる

者も 40.7%と多く、会社等では、商社的な活動をする事業者が含まれているためと思われるが、より広域に活動している者が 20.3%と多いとの特徴が見られた。

表の後半はクリーンウッド法に基づく事業者登録、林野庁ガイドラインに基づく団体認定の認定事業者、森林認証制度の CoC の取得等に関する状況を尋ねた結果である。クリーンウッド法に基づく事業者登録については、森組系統と協同組合の素材流通を主とする事業者では 2 割程度、会社等では 4 割強が、加工等事業者では 24.5%が登録をしていた。認定事業者については、回答者のほとんどは、認定を受けていた。森林認証制度の CoC については全体で 22.1%が取得していた。一般的な森林認証制度の取得率よりも高く、合法性等の取組に積極的な事業者の方が回答率が高かった可能性には留意が必要である。

表 3-4 事業者の活動状況と属性

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
仕入れ元の割合 (割)					
素材生産事業者等	6.01	9.29	6.28	4.04	6.03
素材流通事業者	0.36	0.48	1.82	5.12	1.91
自社生産	3.63	0.23	1.90	0.84	2.06
事業範囲					
都道府県内	60 71.4%	12 44.4%	18 30.5%	33 56.9%	123 53.9%
隣接都道府県まで	20 23.8%	11 40.7%	29 49.2%	16 27.6%	76 33.3%
それより広域	4 4.8%	4 14.8%	12 20.3%	9 15.5%	29 12.7%
計	84 100.0%	27 100.0%	59 100.0%	58 100.0%	228 100.0%
クリーンウッド法登録					
第 1 種に登録	8 9.8%	3 9.7%	9 15.0%	6 9.8%	26 11.1%
第 2 種に登録	0 0.0%	0 0.0%	4 6.7%	3 4.9%	7 3.0%
第 1 種及び第 2 種に登録	9 11.0%	2 6.5%	12 20.0%	6 9.8%	29 12.4%
未登録	65 79.3%	26 83.9%	35 58.3%	46 75.4%	172 73.5%
計	82 100.0%	31 100.0%	60 100.0%	61 100.0%	234 100.0%

団体認定事業者					
認定事業者である	91	32	70	64	257
	98.9%	100.0%	100.0%	100.0%	99.6%
認定事業者でない	1	0	0	0	1
	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.4%
計	92	32	70	64	258
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
森林認証 CoC 取得					
SGEC/PEFC の CoC 認証を取得	17	3	12	11	43
	19.3%	9.4%	19.7%	18.6%	17.9%
FSC の CoC 認証を取得	3	1	4	2	10
	3.4%	3.1%	6.6%	3.4%	4.2%
取得していない	68	28	45	46	187
	77.3%	87.5%	73.8%	78.0%	77.9%
計	88	32	61	59	240
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3.2.2 素材生産事業者等から仕入れる際の合法性の確認（第一種木材関連事業による確認）

本節では、アンケートの「II 素材生産事業者等から仕入れる際の合法性の確認（第一種木材関連事業による確認）」の結果を示す。ここでは、素材生産事業者等（自伐林家や森林組合等を含む）から素材を調達している者に対して、その際の合法性の確認をどのようにしているかを聞いた。素材生産事業者向けアンケートと同様に、木材関連事業者向けアンケートでも、認定事業者番号等による証明、証明書類による証明の二つの方法に関し、素材生産事業者等からの素材の受入時の書類の入手方針、頻度について質問した。

表 3-5 は、「団体認定に基づく認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類（納品書等）の入手」、すなわち認定事業者番号等による確認と、「伐採届等の樹木が法令に適合して伐採されたこと（合法性）を証明する書類の入手」、すなわち証明書類による確認を行なったかどうか尋ねた結果である。

素材流通が主の事業者では、認定事業者番号等若しくは証明書類による確認を全く行わない場合は数%だったが、それ以外の回答は分散した。必須、なければ他の証明が必須、の合計は、認定事業者番号等による確認で 53.0%、証明書類による確認で 46.3%となっており、ほぼ半数の事業者で何らかの確認を必要としていた。

加工等を主とする事業者の場合には、認定事業者番号等による確認を必須やなければ他の証明が必須としている場合が合わせて 57.9%、証明書類による確認が 27.0%と、認定事業者番号等による確認が比

較的多く使われていた。また、素材流通を主とする協同組合では、認定事業者番号等による確認がなければ他の証明が必須とする割合が高かった。聞き取りでも、素生協や素流協といった事業者の場合は、ほぼ組合員の生産材を主に扱っており、彼らには素生協や素流協が認定番号を発行しているため、基本的にはそれで確認をし、少数いる組合員外の出荷者の場合にのみ、伐造届等など他の方法で確認するというパターンが聞かれた。

表 3-5 合法性の確認方針

	素材流通				加工等
	森組 系統	協同 組合	会社等	計	
認定事業者番号等による確認 納品書等 ¹ を確認しており、ない場合は受け入れ ない（必須）	9 17.6%	3 11.5%	7 18.4%	19 16.5%	15 39.5%
納品書等を確認しており、ない場合は伐採届等の 合法性を証明する書類や森林認証を必須としてい る（なければ他の証明が必須）	19 37.3%	13 50.0%	10 26.3%	42 36.5%	7 18.4%
納品書等を確認しているが、書類がない場合でも 受け入れている（確認のみ）	12 23.5%	4 15.4%	12 31.6%	28 24.3%	1 2.6%
販売先からの要求など、合法性の証明が必要とな った場合には、書類を確認する（場合による）	8 15.7%	5 19.2%	8 21.1%	21 18.3%	14 36.8%
書類の有無を問わない（確認していない）	3 5.9%	1 3.8%	1 2.6%	5 4.3%	1 2.6%
計	51 100.0%	26 100.0%	38 100.0%	115 100.0%	38 100.0%
証明書類による確認					
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は受け 入れない（必須）	14 26.4%	6 23.1%	6 14.3%	26 21.5%	8 21.6%
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は納品 書等や森林認証を必須としている（なければ他の 証明が必須）	12 22.6%	6 23.1%	12 28.6%	30 24.8%	2 5.4%

伐採届等の書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている（確認のみ）	20 37.7%	7 26.9%	12 28.6%	39 32.2%	4 10.8%
販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、伐採届等の書類を確認する（場合による）	6 11.3%	5 19.2%	11 26.2%	22 18.2%	21 56.8%
書類の有無を問わない（確認していない）	1 1.9%	2 7.7%	1 2.4%	4 3.3%	2 5.4%
計	53 100.0%	26 100.0%	42 100.0%	121 100.0%	37 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 3-6 は、事業者の入荷量のうち、認定事業者番号等による確認と、証明書類による確認を行なった割合を示す。100%確認したと回答した事業者は、素材流通を主とする事業者では、認定事業者番号等による確認で 35.7%、証明書類による確認で 27.5%であった。その差は、加工等を主とする事業者ではさらに大きく、認定事業者番号等による確認では 100%確認が 47.2%に対し、証明書類による確認では 30.7%であった。流通事業者と比べ、加工等事業者では、認定事業者番号等による確認が広く行われていると考えられる。

表 3-6 の回答に基づき、全体でどの程度確認が行われているか、各事業者の素材の取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の値の加重平均を取った。この計算により、認定事業者番号等による確認は 88.1%、証明書類による確認は 63.5%で行われているとの結果が得られた。

表 3-5 と表 3-6 で、素材生産事業者向けのアンケート結果報告における表 2-5、2-6、2-10、2-11（表 2-5、2-6 が流通事業者向け出荷、表 2-10、2-11 が加工事業者向け出荷）と比較すると、概して、素材生産事業者向けのアンケートの方が高いポイントを示す結果となった。例えば、木材関連事業者に聞いた表 3-6 では、証明書類による確認を 100%行っていると回答したのは、流通を主とする事業者で 35.7%、加工等を主とする事業者で 47.2%であった。これに対し、第 2 章における素材生産事業者等から素材流通事業者向けの出荷（表 2-6）では 54.5%、加工事業者向けの出荷（表 2-11）では 53.7%が 100%証明をしていると回答している。この理由としては、例えば生産者側に一人でも証明を出さない出荷者がいることで、事業者側は 100%とならない場合、出荷者は必要な書類を提出したと考えても、入荷側では不十分とし判断している場合などが考えられる。また、表 3-5 の確認を必須とする割合が、素材生産事業者における同旨の回答結果を示す表 2-5 と表 2-10 より低い理由としては次の二つが考えられる。第一に、素材生産事業者向けアンケートでは、複数の出荷先がある場合は主たる出荷先について回答を要請しているが、主たる出荷先の方が規模や組織が大きいなどの理由で、合法性の確認を徹底して行い得ている可能性である。第二に、出荷者からはある素材市場が確認を必須としているように見えて

いても、実際は市場側では全量の合法性を必須としていないなど、出荷者と入荷者で出荷条件に関する認識に齟齬が生じている場合である。

表 3-7 は表 3-5 を素材流通事業者の国産材取扱規模別に集計したものである。確認を実施し、実際に確認出来た量と事業者の規模にはやや関係が見られ、大規模な事業者では、認定事業者番号等による確認、証明書類による確認のいずれについても、必須とする割合が高いのに対し、小規模な事業者では確認せずの割合がやや高い結果となっている。とは言え、5万m³超を取り扱う素材流通事業者の結果でも、必須とする割合は、認定事業者番号等による確認では22.2%、証明書類による確認は30.8%であった。

表 3-6 合法性の確認割合

	流通				加工等
	森組系統	協同組合	会社等	計	
認定事業者番号等による確認					
0%	3 6.1%	1 3.7%	3 7.7%	7 6.1%	1 2.8%
0%超～40%	8 16.3%	5 18.5%	10 25.6%	23 20.0%	6 16.7%
40～60%	2 4.1%	0 0.0%	4 10.3%	6 5.2%	2 5.6%
60～80%	2 4.1%	0 0.0%	1 2.6%	3 2.6%	2 5.6%
80～90%	4 8.2%	4 14.8%	0 0.0%	8 7.0%	1 2.8%
90～100%未満	14 28.6%	5 18.5%	8 20.5%	27 23.5%	7 19.4%
100%	16 32.7%	12 44.4%	13 33.3%	41 35.7%	17 47.2%
計	49 100.0%	27 100.0%	39 100.0%	115 100.0%	36 100.0%
証明書類による確認					
0%	2 3.7%	1 4.2%	3 7.1%	6 5.0%	4 11.1%
0%超～40%	10 18.5%	8 33.3%	10 23.8%	28 23.3%	10 27.8%
40～60%	1 1.9%	0 0.0%	4 9.5%	5 4.2%	6 16.7%
60～80%	3 5.6%	0 0.0%	2 4.8%	5 4.2%	3 8.3%

80～90%	6	2	2	10	0
	11.1%	8.3%	4.8%	8.3%	0.0%
90～100%未満	18	4	11	33	2
	33.3%	16.7%	26.2%	27.5%	5.6%
100%	14	9	10	33	11
	25.9%	37.5%	23.8%	27.5%	30.6%
計	54	24	42	120	36
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-7 合法性の確認方針（素材流通事業者の規模別）

	～10,000 m ³	～50,000 m ³	50,000 m ³ ～	計
認定事業者番号等による確認				
納品書等 ¹ を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	5 16.1%	5 11.1%	8 22.2%	18 16.1%
納品書等を確認しており、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証を必須としている（なければ他の証明が必須）	10 32.3%	15 33.3%	16 44.4%	41 36.6%
納品書等を確認しているが、書類がない場合でも受け入れている（確認のみ）	7 22.6%	14 31.1%	6 16.7%	27 24.1%
販売先からの要求など、合法性の証明が必要となった場合には、書類を確認する（場合による）	6 19.4%	9 20.0%	6 16.7%	21 18.8%
書類の有無を問わない（確認していない）	3 9.7%	2 4.4%	0 0.0%	5 4.5%
計	31 100.0%	45 100.0%	36 100.0%	112 100.0%
証明書類による確認				
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	6 18.2%	8 17.4%	12 30.8%	26 22.0%
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は納品書等や森林認証を必須としている（なければ他の証明が必須）	11 33.3%	11 23.9%	7 17.9%	29 24.6%

伐採届等の書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている（確認のみ）	10 30.3%	17 37.0%	11 28.2%	38 32.2%
販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、伐採届等の書類を確認する（場合による）	4 12.1%	9 19.6%	8 20.5%	21 17.8%
書類の有無を問わない（確認していない）	2 6.1%	1 2.2%	1 2.6%	4 3.4%
計	33 100.0%	46 100.0%	39 100.0%	118 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 3-8 は、素材流通を主とする事業者について、素材の販売方法を市売別に集計した結果である。市売過半の事業者は、半々もしくは付売過半の事業者より、いずれの確認の実施についても「必須」や、「必須」に「なければ他の証明が必須」を含めた割合が低く、徹底した確認を行っていない様子が窺える。特に、認定事業者番号等による確認において、「必須」とする割合が 3.7% と非常に少ない。第 4 章のヒアリングなども踏まえると、認定事業者番号等による確認は、納品書に事業者の認定番号と合法である旨の文言を記載して証明する場合が多い。加工等事業者への直売の場合、素材生産事業者等が生産現場で検収を行うことから、納品書のやり取りを行っている場合が多い。素材流通事業者が関わる場合も付売の中には、素材は加工施設へ直送される場合があり、その場合は納品書のやり取りが通常行われる。このように、納品書を使用していることが、加工等事業者や素材流通事業者でも付売が多い場合に、認定事業者番号等による確認が行われやすくなる理由となっている可能性がある。

表 3-8 合法性の確認方針（素材流通事業者の販売方法別）

	素材流通			計
	市売過半	半々もしくは付売過半	加工等	
認定事業者番号等による確認 納品書等 ¹ を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	2 3.7%	17 27.9%	15 39.5%	34 22.2%
納品書等を確認しており、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証を必須としている（なければ他の証明が必須）	20	22	7	49

	37.0%	36.1%	18.4%	32.0%
納品書等を確認しているが、書類がない場合でも受け入れている（確認のみ）	18 33.3%	10 16.4%	1 2.6%	29 19.0%
販売先からの要求など、合法性の証明が必要となった場合には、書類を確認する（場合による）	11 20.4%	10 16.4%	14 36.8%	35 22.9%
書類の有無を問わない（確認していない）	3 5.6%	2 3.3%	1 2.6%	6 3.9%
計	54 100.0%	61 100.0%	38 100.0%	153 100.0%
証明書類による確認				
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	11 19.0%	15 23.8%	8 21.6%	34 21.5%
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は納品書等や森林認証を必須としている（なければ他の証明が必須）	11 19.0%	19 30.2%	2 5.4%	32 20.3%
伐採届等の書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている（確認のみ）	24 41.4%	15 23.8%	4 10.8%	43 27.2%
販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、伐採届等の書類を確認する（場合による）	9 15.5%	13 20.6%	21 56.8%	43 27.2%
書類の有無を問わない（確認していない）	3 5.2%	1 1.6%	2 5.4%	6 3.8%
計	58 100.0%	63 100.0%	37 100.0%	158 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 3-9 は、認定事業者番号等による確認方針と証明書類による確認方針をクロス集計し、二つの確認方法の組み合わせを見ようとしたものである。まず、表の対角線上の回答割合が高いことが明らかである。すなわち、少なくともいずれかの確認方法を必須としている、など、二つの方法を同じように使用している場合が多いということである。対角線の%を合計すると、回答のあったうち 59.5%が二つの確認の使用方法が同じであった。その他に多かったのは、認定事業者番号等による確認はなければ他の証

明が必須、証明書類による確認は必須と回答したパターン 15 者 (9.8%) や、認定事業者番号等による確認は必須、証明書類による確認は要求ある場合と回答したパターン 10 者 (6.5%) である。

後者については、通常は認定事業者番号等による確認をしており、必要に応じて伐造届等についても確認をするということだと思われる。別途実施したヒアリング調査では、例えば、事業者が受ける何らかの監査や森林認証の審査に際して、入荷元に遡及しての検証など通常より詳しい確認がなされる場合があることが聞かれた。また、現場に遡る必要がある場合として、後日、地域材証明の取得が必要になると、伐造届等に遡って調べることがあるという話も聞かれた。こうしたケースが該当するのではないかと考えられる。

表 3-9 二つの方法の確認方針の関係

	認定事業者番号等による確認					計
	必須	なければ 他が必須	確認のみ	場合に よる	確認して いない	
証明書類による確認						
必須	17 11.11%	15 9.80%	0 0.0%	1 0.65%	1 0.65%	34 22.22%
なければ他が必須	5 3.27%	22 14.38%	1 0.65%	2 1.31%	0 0.0%	30 19.61%
確認のみ	1 0.65%	7 4.58%	25 16.34%	8 5.23%	1 0.65%	42 27.45%
場合による	10 6.54%	4 2.61%	2 1.31%	24 15.69%	1 0.65%	41 26.80%
確認していない	0 0.0%	2 1.31%	1 0.65%	0 0.0%	3 1.96%	6 3.92%
計	33 21.57%	50 32.68%	29 18.95%	35 22.88%	6 3.92%	153 100.00%

注：方針の表記は、表 3-8 などの表側の () 書きを使い略記した。

表 3-10 は、証明書類による確認を行う場合の詳細な方針を組織形態別にまとめたものである。また、表 3-11 は、同様の質問について書類の確認方針別³にまとめたものである。

表 3-10 において同一の生産現場から複数回入荷がある場合、証明書類による確認は、初回納品時など一度のみが 73.2% と多く、納品ごととも 10.7% と少数ながらあった。加工等を主とする事業者や、流通を主とする場合、協同組合や会社等で納品ごととする割合が高いが、このうち、加工を主とする事業者や会社等の流通を主とする事業者の場合、加工施設への直売になったり、直送が多くなることで、納品書

³ 表 3-5 参照

の発行が多いことが影響しているのではないかと考えられる。また、表 3-11 では、伐造届等を必須としている場合には、納品ごとに確認する割合が 18.2%と比較的高かった。一方、必須としない場合には、定期的な確認とする場合が 19.7%と比較的多かった。

表 3-10 において一つの生産現場に複数の所有者の森林が含まれていた場合に、素材と合法性を証明する書類を「所有者ごとに紐付けている」かあるいは「同一現場内の複数所有者分を一括して紐付けている」について、全体として、所有者ごとか一括で紐付けるかは約 5 割でほぼ半々であった。また、表 3-11 に示すように、所有者ごとに細かく紐付ける事業者は、伐造届等の確認を必須としている事業者で 71.9%であった。森林組合に関しては、集約化した間伐などの場合に受託販売となり、所有者ごとの精算を必要とすることで、そもそも納品の管理を所有者単位で分けている場合の多いことが影響している可能性が考えられる。

表 3-10 において、「公的な書類が得られない区域の伐採など、森林所有者等による独自の証明を使う割合（仕入れ量に対する割合）」を尋ねた結果を載せた。所有者等証明を使用する割合が 0%（使用しない）とした回答は全体で 45.3%であり、反対に何らか独自の証明を用いている場合が 50%強を占めた。素材生産事業者向けアンケートでの同様の質問では、0%（使用しない）の割合が 69.2%であったが、一方で、30%以上使用するとする素材生産事業者も 12.8%おり、その結果、より多くの木材関連事業者にも少数ながら独自の証明が出てくるということではないかと考えられた。表 3-10 の区分では、森組系統の素材流通を主とする事業者で使用する割合が高い。

また、合法性を証明する書類が得られず、取扱いに迷う具体的な事例を記述回答によって尋ねたところ、伐採現場が森林法に基づく伐造届等の提出の対象とならない場合が 6 件、さらにその具体的な場合に当たるものとして、「庭の木」、「屋敷林」、「囲い木」、「地目が田畑の場合」が 5 件挙げられた。また、「造成工事による伐採」や「支障木」なども 5 件挙げられた。さらに、「伐出業者(個人)自身が所有している山林から出荷されたもの等」、「自伐林家による納入」という回答も 1 件ずつあった。いずれも、何かしらの手段により伐採の適切さを証明する方法は考えられるものの、取るべき手続きが十分認識されていないものと思われた。この他、取扱いに迷う具体例としては、一旦「口頭で合法である旨の返答を受けたが、その後書類の提出がない場合」、「再度請求」といった、素材生産事業者等側とのやりとりがうまくいかない場合について悩むとの回答もあった。

表 3-10 証明書類による確認の詳細

	素材流通				計
	森組 系統	協同 組合	会社等	加工等	
書類確認タイミング					
一度のみ（初回納品時等）	45 88.2%	16 69.6%	26 61.9%	22 66.7%	109 73.2%

事業所への納品ごと	0	3	6	7	16
	0.0%	13.0%	14.3%	21.2%	10.7%
納品ごとではないが週一や月一など定期的	6	4	10	4	24
	11.8%	17.4%	23.8%	12.1%	16.1%
計	51	23	42	33	149
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
複数所有者の扱い					
素材と合法性を証明する書類は所有者ごとに紐付けている	28	9	18	13	68
	54.9%	42.9%	46.2%	43.3%	48.2%
素材と合法性を証明する書類は同一現場内の複数所有者分を一括して紐付けている	23	12	21	17	73
	45.1%	57.1%	53.8%	56.7%	51.8%
計	51	21	39	30	141
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
所有者等証明を使用する割合					
0%	14	10	20	19	63
	27.5%	47.6%	50.0%	70.4%	45.3%
0%超～5%	21	4	13	7	45
	41.2%	19.0%	32.5%	25.9%	32.4%
5～10%	7	4	4	1	16
	13.7%	19.0%	10.0%	3.7%	11.5%
10～20%	6	1	3	0	10
	11.8%	4.8%	7.5%	0.0%	7.2%
20～30%	0	1	0	0	1
	0.0%	4.8%	0.0%	0.0%	0.7%
30～50%未満	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
50%～	3	1	0	0	4
	5.9%	4.8%	0.0%	0.0%	2.9%
計	51	21	40	27	139
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-11 伐造届等の確認方針と詳細

	書類確認が 必須	書類確認が 必須ではない	計
書類確認タイミング 一度のみ（初回納品時等）	25	84	109

	75.8%	71.8%	72.7%
事業所への納品ごと	6	10	16
	18.2%	8.5%	10.7%
納品ごとではないが週一や月一など定期的	2	23	25
	6.1%	19.7%	16.7%
計	33	117	150
	100.0%	100.0%	100.0%
複数所有者の扱い			
素材と合法性を証明する書類は所有者ごとに紐付けている	23	45	68
	71.9%	40.9%	47.9%
素材と合法性を証明する書類は同一現場内の複数所有者分を一括して紐付けている	9	65	74
	28.1%	59.1%	52.1%
計	32	110	142
	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-12 は、表 3-6 における証明書類による確認が 100%未満であった回答者に、100%の確認が難しい理由を複数回答可で尋ねた結果である。最右列の計で見ると、回答はかなりバラついているが、比較的多く選択されたのは、「特殊事例あり」（質問票では「特定の森林の伐採や農地や宅地など森林以外の林木の伐採のように、素材生産事業者等が合法性を証明する書類を得ることが難しい場合があるから」。以下同様に表 3-12 の括弧書きを記載。）36.8%、「現場を把握」と「知識不十分」がいずれも 29.9%などであった。特殊事例ありは、特に森組系統の素材流通を主とする場合に 50.0%と選択した事業者多く、森林組合や組合員からの出荷の際に、特殊事例に遭遇することが比較的多いのではないかと考えられた。逆に、森組系統以外の流通を主とする事業者、加工等を主とする事業者では、現場を把握や「他の方法で十分」とする意見が比較的多かった。

一方、「取得支障あり」や「手間煩雑」は全体でそれぞれ 15.4%、12.8%の選択にとどまり、行政等の対応の問題、手間に関しては、あまり問題と感じられていないようであった。

その他の回答について、具体的な内容記述を求めたが、そこでは、「古くから事業をしている個人事業主などは説明してもよく理解できなかつたりするかわりに説明したり手伝ったりで業務が圧迫されやすい」など素材生産事業者等の対応力について問題視する意見が 3 つあったのが主で、他に、工事支障木の際の手続きをあげる声があった。

表 3-12 100%の確認が難しい理由（素材生産事業者等からの調達）

	素材流通			加工等	計
	森組 系統	協同 組合	会社等		
認定事業者による証明、森林認証などの他の方法により入手しており、伐採届等の合法性を証明する書類を必ずしも求める必要はないと考えているから（他の方法で十分）	7 16.7%	4 25.0%	4 12.1%	9 34.6%	24 20.5%
入荷してくる素材生産事業者等の生産現場がどこか大体把握できているので、合法性を証明する書類を求める必要はないと考えているから（現場を把握）	8 19.0%	6 37.5%	12 36.4%	9 34.6%	35 29.9%
合法性を証明する書類の提出を必須とするのは、素材生産事業者等の理解と協力を得られにくいから（理解不十分）	9 21.4%	4 25.0%	12 36.4%	3 11.5%	28 23.9%
合法性を証明するために何を提出すればよいのか知識のない素材生産事業者等もいるから（知識不十分）	15 35.7%	5 31.3%	11 33.3%	4 15.4%	35 29.9%
民有林の伐採で適法な手続きを行なっても、素材生産事業者等が森林所有者や行政から合法性の証明に必要な書類を入手しにくい場合があるから（取得支障あり）	3 7.1%	3 18.8%	9 27.3%	3 11.5%	18 15.4%
特定の森林の伐採や農地や宅地など森林以外の林木の伐採のように、素材生産事業者等が合法性を証明する書類を得ることが難しい場合があるから（特殊事例あり）	21 50.0%	5 31.3%	12 36.4%	5 19.2%	43 36.8%
川下から合法伐採木材等への需要があまりなく、販売の際に証明をする必要があまりないから（需要なし）	8 19.0%	5 31.3%	7 21.2%	6 23.1%	26 22.2%
合法性確認のための書類の管理や木材の分別管理などに手間がかかり過ぎるから（手間煩雑）	3	3	6	3	15

	7.1%	18.8%	18.2%	11.5%	12.8%
そもそも合法性確認を行っていないから	0	0	0	3	3
	0.0%	0.0%	0.0%	11.5%	2.6%
その他	0	1	3	2	6
	0.0%	6.3%	9.1%	7.7%	5.1%
回答者数	42	16	33	26	117
選択総数	74	36	76	47	233

表 3-13、3-14 は、仕入れ時の森林認証による証明の入手状況について組織形態別、CoC 認証取得状況別にまとめた結果である。表 3-13（組織形態別）では、0%、すなわち森林認証材の証明をもらうことが全くないとしたのは、40.9%であり、49.1%は多かれ少なかれ入手があったとした。そのうち 0~40%が 25.0%と多いものの、100%とする事業者も 14.6%いた。表 3-14（森林認証の CoC 認証の取得別）では、自らが CoC 認証を取得している場合の方が、当然ながら証明を入手する割合は高いが、CoC 認証未取得の場合でも 100%入手しているとする割合が 12.5%あるなど、半数近くが入手することがあるとしている。

表 3-13 森林認証による証明の入手（組織形態別）

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
0%	25	14	13	15	67
	47.2%	50.0%	28.3%	40.5%	40.9%
0%超~40%	12	5	15	9	41
	22.6%	17.9%	32.6%	24.3%	25.0%
40~60%	3	1	2	3	9
	5.7%	3.6%	4.3%	8.1%	5.5%
60~80%	3	1	5	0	9
	5.7%	3.6%	10.9%	0.0%	5.5%
80~90%	3	1	1	0	5
	5.7%	3.6%	2.2%	0.0%	3.0%
90~100%未満	1	2	5	1	9
	1.9%	7.1%	10.9%	2.7%	5.5%
100%	6	4	5	9	24
	11.3%	14.3%	10.9%	24.3%	14.6%
計	53	28	46	37	164
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-14 森林認証による証明の入手（CoC 認証の取得状況別）

	CoC 認証を取得	CoC 認証を未取得	計
0%	7 13.2%	60 53.6%	67 40.6%
0%超～40%	18 34.0%	23 20.5%	41 24.8%
40～60%	4 7.5%	5 4.5%	9 5.5%
60～80%	8 15.1%	1 0.9%	9 5.5%
80～90%	3 5.7%	2 1.8%	5 3.0%
90～100%未満	3 5.7%	7 6.2%	10 6.1%
100%	10 18.9%	14 12.5%	24 14.5%
計	53 100.0%	112 100.0%	165 100.0%

表 3-15 は、認定事業者番号等、証明書類、森林認証材等の方法により入荷した木材のうち合法性を確認できた割合を尋ねた結果である。この質問では、認定事業者番号等に基づく方法に関して、仕入先が団体認定の認定事業者番号を有することを確認したのみの場合は、確認できていないものとして回答を求めた。結果は、主な事業種類や組織形態による明確な差は認められず、計の列に示すとおり、合法性を 100%確認できたとしたのは 35.4%、90%以上確認できたとした者を含めて 57.1%であった。反対に、0%が 6.8%、0～40%で確認できたとする事業者も 16.1%いた。確認率が低いものは、川下側から要求がある時のみ確認する場合などが考えられるが、常時確認に取り組んでいない事業者も少なくないことが読み取れた。

なお、この結果は、表 3-6 における認定事業者番号等による確認、また証明書類による確認ができた割合とあまり変わらなかった。複数の方法を組み合わせることで、合法性を確認できた割合が増える場合もあり得るが、表 3-9 のとおり、認定事業者番号等による確認と証明書類による確認の二つの確認方法は、相補的に用いられるなど表 3-15 における 100%確認の割合が大きく増えることはなかった。

表 3-15 の回答に基づき、全体でどの程度確認が行われているか、各事業者の素材の取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の値の加重平均を取った。この計算により、いずれかの方法で 75.7%の素材で合法性が確認できているとの結果が得られた。また、その割合は、加工等の事業者に限ると 78.5%、素材流通事業者に限ると 74.8%であった。

表 3-15 証明書類、認定事業者番号等、森林認証等により合法性が確認できた割合

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
0%	2 3.8%	1 3.6%	5 10.9%	3 8.8%	11 6.8%
0%超~40%	8 15.1%	4 14.3%	8 17.4%	6 17.6%	26 16.1%
40~60%	0 0.0%	2 7.1%	4 8.7%	4 11.8%	10 6.2%
60~80%	5 9.4%	2 7.1%	2 4.3%	3 8.8%	12 7.5%
80~90%	3 5.7%	3 10.7%	3 6.5%	1 2.9%	10 6.2%
90~100%未満	17 32.1%	4 14.3%	10 21.7%	4 11.8%	35 21.7%
100%	18 34.0%	12 42.9%	14 30.4%	13 38.2%	57 35.4%
計	53 100.0%	28 100.0%	46 100.0%	34 100.0%	161 100.0%

表 3-16 は、いずれかの方法で合法性が確認できた割合の回答を、素材流通事業者に限定して市売がより多い事業者と付売がより多い事業者かの別で集計し直したものである。市売過半の場合と比べ、半々もしくは付売過半の場合には 100%確認できたとする割合が 2 倍高かった。これは一つには、特定の売り手と買い手の間で協定販売などを行っており、素材生産事業者等が直送する素材に納品書を付す場合が多いためではないかと考えられる。反対に、市売の場合には、出荷者を限定せず、多様な素材生産事業者等からの出荷を受け入れていることが多く、支障木や庭木などが出てくることもある。そのため、全ての素材生産事業者等から証明を入手しにくく、確認を徹底することが困難となっている可能性が考えられる。

なお、表 3-16 の回答に基づき、表 3-15 と同様に、各事業者の素材の取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の値の加重平均を取ると、いずれかの方法で素材の合法性が確認できている割合は、市売過半の事業者で 65.7%、半々もしくは付売過半の事業者で 79.3%であった。

表 3-16 証明書類、認定事業者番号等、森林認証等により合法性が確認できた割合（流通事業者の販売方法別）

	市売過半	半々もしくは 付売過半	計
0%	5 8.2%	3 4.6%	8 6.3%
0%超～40%	12 19.7%	8 12.3%	20 15.9%
40～60%	5 8.2%	1 1.5%	6 4.8%
60～80%	2 3.3%	7 10.8%	9 7.1%
80～90%	6 9.8%	3 4.6%	9 7.1%
90～100%未満	17 27.9%	13 20.0%	30 23.8%
100%	14 23.0%	30 46.2%	44 34.9%
計	61 100.0%	65 100.0%	126 100.0%

表 3-17 は、いずれかの方法で合法性が確認できた割合の回答を、事業者の所在地域別で集計し直したものである。所在地域を「全国」とした 1 者の回答は除いている。100%確認できたとする割合が中部 64.3%、東北 51.9%、九州 30.8%、中国 30.0%の順に高い（回答数が少ない北海道はここでは考慮しない）。

表 3-17 証明書類、認定事業者番号等、森林認証等により合法性が確認できた割合（地域別）

	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州	計
0%	0 0.0%	1 3.7%	2 10.0%	0 0.0%	1 8.3%	2 16.7%	0 0.0%	2 7.7%	8 6.5%
0%超～40%	0 0.0%	4 14.8%	5 25.0%	0 0.0%	2 16.7%	4 33.3%	1 10.0%	4 15.4%	20 16.1%
40～60%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	2 14.3%	1 8.3%	0 0.0%	1 10.0%	1 3.8%	5 4.0%
60～80%	0 0.0%	0 0.0%	4 20.0%	1 7.1%	1 8.3%	1 8.3%	1 10.0%	1 3.8%	9 7.3%

80～90%	1	1	1	0	0	1	2	3	9
	33.3%	3.7%	5.0%	0.0%	0.0%	8.3%	20.0%	11.5%	7.3%
90～100%未満	1	7	4	2	4	2	2	7	29
	33.3%	25.9%	20.0%	14.3%	33.3%	16.7%	20.0%	26.9%	23.4%
100%	1	14	4	9	3	2	3	8	44
	33.3%	51.9%	20.0%	64.3%	25.0%	16.7%	30.0%	30.8%	35.5%
計	3	27	20	14	12	12	10	26	124
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-15 での回答が 100%未満だった回答者に対し、合法性の確認ができていない素材について、改めて確認を試みた場合にどれくらいを確認できると思われるかを尋ねた結果を表 3-18 にまとめた。100%確認できるとの回答が 29.5%、80～100%との回答が 27.4%であり、約 6 割の事業者は、未確認の木材のうち半分以上について、確認しようと思えばできると考えていると回答した。一方で、0～20%が 15.8%など、確認できなかったものは改めて確認しようとしてもできないという意味合いの回答も少数ながらあった。表 3-18 の回答に基づき、全体で、どの程度改めて確認ができるか、各事業者の素材の取扱量を重みとして、表に示した割合の階級の中央の値の加重平均を取った。その結果、74.5%で確認可能との結果が得られた。

表 3-18 改めて試みた場合の確認可能な割合

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
0%	2	1	2	3	8
	4.3%	5.0%	4.7%	8.3%	5.5%
0% 超～20%	9	5	5	4	23
	19.1%	25.0%	11.6%	11.1%	15.8%
20～40%	3	2	6	3	14
	6.4%	10.0%	14.0%	8.3%	9.6%
40～60%	2	2	3	2	9
	4.3%	10.0%	7.0%	5.6%	6.2%
60～80%	2	3	3	1	9
	4.3%	15.0%	7.0%	2.8%	6.2%
80～100%未満	14	4	15	7	40
	29.8%	20.0%	34.9%	19.4%	27.4%
100%	15	3	9	16	43
	31.9%	15.0%	20.9%	44.4%	29.5%
計	47	20	43	36	146
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

3.2.3 素材流通事業者から仕入れる際の合法性の確認（第二種木材関連事業による確認）

次に、クリーンウッド法の第二種木材関連事業にあたる、素材流通事業者から国産材素材を調達する場合の合法性の確認、についての結果を取り上げている。

第二種の確認となるため、証明書や納品書等の書類による確認を行う。表 3-19 はその確認の方針と実際に確認できた割合を示した。なお、この集計では、表 3-4 の最上段の回答で素材流通事業者からの仕入れがある者に限定して集計を行っている。

加工等を主たる事業とする事業者の場合、確認の方針、確認できた割合とも、回答の分布は、表 3-5、表 3-6 の認定事業者番号等による確認と類似しており、必ず確認する事業者と川下からの要求がある場合にのみ確認する事業者が多く、100%確認できた事業者の割合は半数程度である。素材流通を主とする事業者は、素材流通事業者から仕入れることが少ないため、この表では組織形態で区分せずに一括で表示している。加工等を主とする事業者と比べ、必須とする割合がやや高く 48.3%あり、やや積極的に確認を行なっているようではあるが、確認できた割合では、加工等を主とする事業者と同程度か、100%確認できたとする割合がやや低く出ており、実際には確認の程度はあまり変わらないようである。また、確認できた割合は、表 3-6 の素材生産事業者等から仕入れる場合の認定事業者番号等による確認における割合の分布ともほとんど変わらないものとなっている。

表 3-19 合法性の確認方針と確認割合（素材流通事業者から調達）

	素材流通	加工等	計
確認の方針			
書類を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	14 48.3%	13 38.2%	27 42.9%
書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている（確認のみ）	4 13.8%	4 11.8%	8 12.7%
販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、書類を確認する（場合による）	10 34.5%	15 44.1%	25 39.7%
書類の有無を問わない（確認していない）	1 3.4%	2 5.9%	3 4.8%
計	29 100.0%	34 100.0%	63 100.0%
確認できた割合			
0%	1 3.3%	1 2.7%	2 3.0%

0%超～40%	3 10.0%	6 16.2%	9 13.4%
40～60%	0 0.0%	4 10.8%	4 6.0%
60～80%	2 6.7%	1 2.7%	3 4.5%
80～90%	3 10.0%	0 0.0%	3 4.5%
90～100%未満	10 33.3%	4 10.8%	14 20.9%
100%	11 36.7%	21 56.8%	32 47.8%
計	30 100.0%	37 100.0%	67 100.0%

表 3-20 は、表 3-19 において確認できた割合が 100%未満であった事業者に、100%の確認が難しい理由を選択肢を示し複数選択可で回答してもらった結果の集計である。最も多く選択されたのは、「需要がない」の 42.9%であった。続く「分別管理不十分」28.6%、「協力得られず」22.9%は、調達先の素材流通事業者の対応に関する問題であった。その他の回答については、具体的な記述を求めたところ、合法性に問題はないと考えるが個人の生産者や認定を取得していない事業者であるため、認定事業者からの入荷でありかつ生産現場を把握しているため、地権者が多く膨大な手間を要するなど、いずれも素材生産事業者等から調達する場合の第一種の確認に関わる事項であった。

表 3-20 100%の確認が難しい理由（素材流通事業者からの調達）

	回答数	%
合法性を証明する書類の提出を必須とするのは、素材生産事業者等の理解と協力を得られにくいから（協力得られず）	8	22.9
分別管理が十分できていないなど、合法性を証明できない素材流通事業者もいるから（分別管理不十分）	10	28.6
川下から合法伐採木材等への需要があまりなく、販売の際に証明をする必要があまりないから（需要がない）	15	42.9
合法性確認のための書類の管理や木材の分別管理などに手間がかかり過ぎるから（手間煩雑）	6	17.1
そもそも合法性確認を行っていないから（未実施）	1	2.9
その他	3	8.6
回答者数	35	100.0
選択総数	43	

3.2.4 分別管理と販売の際の合法性の確認

調達した国産材素材の全量で合法性が確認できていない場合、流通又は加工販売の過程において、確認材と未確認材の混合が起こる可能性がある。そこで、素材生産事業者等もしくは素材流通事業者からの国産材の調達のいずれかにおいて、合法性が確認できたものが0%超から100%未満であると答えた事業者を対象に、分別管理の状況について尋ねた結果が表3-21である。販売時に合法性の確認の結果を伝達しないので、分別管理を必要としないとする事業者が9.0%であった。これを除くと、必要な分別管理ができているとする事業者はほぼ半数であった。加工等を主とする事業者において、不十分の可能性と回答した事業者は、分別できているとする事業者の2倍にのぼった。

表 3-21 分別管理の実施

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
販売先に合法性が確認できたものと、確認できなかった素材・製品が混じることはない（分別できている）	19 54.3%	6 40.0%	17 58.6%	6 28.6%	48 48.0%
販売先に合法性が確認できたものと、確認できなかった素材・製品が混じる可能性がないとは言い切れない（不十分の可能性）	15 42.9%	6 40.0%	10 34.5%	12 57.1%	43 43.0%
そもそも販売先に合法性が確認できた旨を記載して渡すことがない（伝達しない）	1 2.9%	3 20.0%	2 6.9%	3 14.3%	9 9.0%
計	35 100.0%	15 100.0%	29 100.0%	21 100.0%	100 100.0%

表 3-22 は、表 3-21 と同じく、分別管理が必要な事業者を対象に、素材又はそれから生産した製品の販売時に、合法性確認の結果を伝達して販売した割合を尋ねた結果である。主たる事業種類、組織形態に関わらず、0~40%と80%から100%にかけてと二つのピークがある分布となっている。0~40%を証明するという事業者では、川下から要請があった時のみ伝達する事業者が多く、80%以上を伝達するという事業者では、納品書等に予め合法性確認の結果に関する文言を印刷するなどして常時伝達して売り渡している事業者が多いと考えられる。

なお、この表の集計対象は、調達した素材のうち合法性を確認できたものが100%未満の事業者であるから、合法と確認できたもののうち100%という回答を行った可能性がある。このように誤答の可能性もあるが、一方では、聞き取りでも、予めすべての納品書や請求書に合法の文言を印刷して使っている場合に、合法と確認できていないものが合法の証明を付されて販売されている場合があったので、そのようなケースがある可能性も排除できない。

表 3-22 販売時の伝達割合

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
0%	2 5.7%	0 0.0%	1 3.3%	2 8.0%	5 4.8%
0%超～40%	10 28.6%	5 35.7%	5 16.7%	9 36.0%	29 27.9%
40～60%	2 5.7%	0 0.0%	2 6.7%	0 0.0%	4 3.8%
60～80%	3 8.6%	0 0.0%	3 10.0%	1 4.0%	7 6.7%
80～90%	1 2.9%	4 28.6%	1 3.3%	4 16.0%	10 9.6%
90～100%未満	10 28.6%	3 21.4%	7 23.3%	2 8.0%	22 21.2%
100%	7 20.0%	2 14.3%	11 36.7%	7 28.0%	27 26.0%
計	35 100.0%	14 100.0%	30 100.0%	25 100.0%	104 100.0%

そして、表 3-23 は、この販売時の伝達割合を、表 3-21 の分別管理の実施状況別に見たものである。分別できているとする事業者は、販売時の証明を90～100%行なっているとするものが62.3%であり、分別管理を十分にした上でほとんどの素材又は製品を合法性を証明して販売している。他方、分別管理が不十分とする事業者は、0～40%で合法性を証明したとする事業者が多く、すべての取り扱う素材、製品を合法性に関して分別管理できていないが、川下からの要請に応じて必要な分のみ、合法性を確認して販売していると考えられる。少数であるが、販売時に伝達することがないため分別管理はしていないとした事業者の中にも、合法性確認結果の伝達自体を行っていた例があった。

表 3-23 販売時の伝達割合と分別管理

	分別できている	不十分の可能性	販売時に合法性 を証明しない	計
0%	0 0.0%	3 7.1%	2 22.2%	5 5.2%
0%超～40%	8 17.8%	15 35.7%	5 55.6%	28 29.2%
40～60%	0 0.0%	2 4.8%	1 11.1%	3 3.1%
60～80%	5 11.1%	2 4.8%	0 0.0%	7 7.3%
80～90%	4 8.9%	6 14.3%	0 0.0%	10 10.4%
90～100%未満	16 35.6%	5 11.9%	0 0.0%	21 21.9%
100%	12 26.7%	9 21.4%	1 11.1%	22 22.9%
計	45 100.0%	42 100.0%	9 100.0%	96 100.0%

3.2.5 クリーンウッド法に関する認知や意見

アンケート調査の最後に、クリーンウッド法に関する認知や法に関する意見を尋ねたので、その結果をまとめる。表 3-24 は、クリーンウッド法についての認知を尋ねた結果をまとめたものである。(1) はクリーンウッド法の木材関連事業者の登録制度の認知度に関する回答の集計である。自らを対象とした法律、制度であり、多くの回答者が知っていたと回答したが、知らなかったとする回答も 20.6%あった。そして、(2) はクリーンウッド法が事業者登録の有無に関わらず、全ての木材関連事業者に合法性の確認を求めていることに関する認識についての質問であり。31.1%が知らなかったと回答した。(3) は、その合法性確認が、伐造届等の書類を入手して行うものであることに関する認識についての質問への回答を集計したものであるが、29.8%が知らなかったと回答した。木材関連事業者によって合法性確認が行われていない要因としてそもそも一部の木材関連事業者に法律の内容が認識されていないことが考えられる。

表 3-24 クリーンウッド法についての認知

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
(1) 登録制度の認知					

知っていた	77 84.6%	24 77.4%	52 75.4%	48 77.4%	201 79.4%
知らなかった	14 15.4%	7 22.6%	17 24.6%	14 22.6%	52 20.6%
計	91 100.0%	31 100.0%	69 100.0%	62 100.0%	253 100.0%
(2) 木材関連事業者への合法確認要請の認知					
知っていた	66 72.5%	23 74.2%	49 71.0%	37 58.7%	175 68.9%
知らなかった	25 27.5%	8 25.8%	20 29.0%	26 41.3%	79 31.1%
計	91 100.0%	31 100.0%	69 100.0%	63 100.0%	254 100.0%
(3) 第一種確認の要求についての認知					
知っていた	70 77.8%	25 80.6%	45 65.2%	37 59.7%	177 70.2%
知らなかった	20 22.2%	6 19.4%	24 34.8%	25 40.3%	75 29.8%
計	90 100.0%	31 100.0%	69 100.0%	62 100.0%	252 100.0%

表 3-25 は、流通を主とする事業者に限り、取扱規模別に前表を集計し直したものである。大きな差ではないものの、小規模な事業者ほど認知が低い傾向が見て取れる。また、表 3-24 でも会社等の素材流通を主とする事業者と加工等を主とする事業者の方が認知の割合が低い傾向が認められる。

表 3-25 クリーンウッド法についての認知（素材流通事業者の取扱規模別）

	～10,000 m ³	～50,000 m ³	50,000 m ³ ～
(1) 登録制度の認知			
知っていた	42 70.0%	47 77.0%	45 90.0%
知らなかった	18 30.0%	14 23.0%	5 10.0%
計	60 100.0%	61 100.0%	50 100.0%

(2) 木材関連事業者への合法 確認要請の認知			
知っていた	38 63.3%	46 75.4%	37 74.0%
知らなかった	22 36.7%	15 24.6%	13 26.0%
計	60 100.0%	61 100.0%	50 100.0%
(3) 第一種確認の要求につい での認知			
知っていた	38 64.4%	48 78.7%	39 78.0%
知らなかった	21 35.6%	13 21.3%	11 22.0%
計	59 100.0%	61 100.0%	50 100.0%

表 3-26 は、表 3-25 で質問したクリーンウッド法に関する知識を得る機会としてどのようなものがあったかを選択肢（複数回答可）により質問した結果である。第 2 章において素材生産事業者向けに行った質問結果と同様に、木材関連事業者の場合も、研修・セミナー、所属団体等からの案内を挙げる回答者が多かった。研修・セミナーが、地域の業界団体などにより行われる場合、業界団体の活動が大変重要であると言える。クリーンウッド法に関する認知度が低い傾向が示された素材流通を主とする会社等と加工等を主とする事業者では、機会なしの回答の割合が比較的高かった。

表 3-26 クリーンウッド法について知識を得る機会

	素材流通			加工等	計
	森組系統	協同組合	会社等		
協議会や団体等が開催する研修・セミナー等	48 53.3%	18 58.1%	28 42.4%	35 56.5%	129 51.8%
所属する団体等からの案内	32 35.6%	10 32.3%	27 40.9%	18 29.0%	87 34.9%
同業者・近隣の事業者からの情報	6 6.7%	2 6.5%	6 9.1%	6 9.7%	20 8.0%
行政からの情報提供や指導	23 25.6%	6 19.4%	11 16.7%	3 4.8%	43 17.3%
取引先から合法性に関する情報を求められた	8 8.9%	4 12.9%	9 13.6%	5 8.1%	26 10.4%

これらの機会がなかった	9 10.0%	4 12.9%	13 19.7%	15 24.2%	41 16.5%
回答者数	90	31	66	62	249
選択総数	126	44	94	82	346

表 3-27 は、合法性の確認をさらに促進、定着させるための方策について、選択肢（複数回答可）により回答を求めた結果である。合法性が確認された木材への需要創出（50.0%）、研修や普及の機会拡大（46.7%）、次いで取組事業者への補助事業等の行政支援（42.7%）の順で選択が多かった。反対に、罰則を設けるなど合法確認の必須化を選択した者は 13.4%にとどまった。

同じ質問を、素材生産事業者向けアンケートでも行なっているが、それと比べると、需要創出を選択した者が木材関連事業者では 50.0%に対し、素材生産事業者等では 36.0%であったこと、素材生産事業者等の明確な位置付けを選択した者が木材関連事業者では 24.8%に対し、素材生産事業者等では 38.0%であったことが、最も選択比率に差があるところであった。川中にある木材関連事業者は、需要が高まれば合法性に取り組む意義が出てくるとの意識をより強く持っているように感じられる。一方、素材生産事業者等にとっては、クリーンウッド法が一義的には木材関連事業者を対象とした内容となっていることに取り組みにくさを感じている面が強いようである。また、素材生産事業者等は木材関連事業者と比べ、行政支援や合法確認の必須化を選ぶ割合が若干高く、行政のより強い関与が必要と感じる者が多いことも感じられる。

登録木材関連事業者へのメリットが必要と回答した者には、メリットの具体例を求めたところ、12 者から 13 件の回答があり、うち 3 件はメリット以外の内容であった。10 件のメリットの提案のうち、6 件は販売単価への反映、従量的な助成金、補助金等助成時の優遇・要件化など金銭的なメリットの付与に関する意見であった。2 件は公共調達における登録事業者や合法伐採木材の要件化に関する意見であった。2 件は、公的に信頼できる供給者であることの需要者への広報及び「案内、指導」の機会を与えることに関する意見であった。

表 3-27 合法性確認を促進、定着するための方策

	回答数	%
クリーンウッド法で定めた合法性の確認材への需要創出（需要創出）	123	50.0
クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組む事業者への補助事業等の行政支援（行政支援）	105	42.7
クリーンウッド法やそこで定めた合法性の確認の方法について研修や普及の機会拡大（研修や普及）	115	46.7
クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組むよう罰則を設けるなど、業界全体に必須の取り組みとすること（必須化）	33	13.4

クリーンウッド法において森林所有者や素材生産事業者等を合法性の確認に取り組む事業者として明確に位置付けること（明確な位置付け）	61	24.8
登録木材関連事業者となることにメリットを設けること（メリット付与）	62	25.2
団体認定による合法性証明とクリーンウッド法で定めた合法性の確認の整理や一本化（制度の整理）	81	32.9
回答者数	246	100.0
選択総数	580	

表 3-28 は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認の取組をより強化することに賛成か、反対か、賛成、反対、分からないの理由を表のとおり選択肢として挙げ、当てはまるものを全て選ぶ複数回答で答えてもらった結果を集計したものである。賛成の理由、反対の理由、両方から選んでもよいこととした。そして、表 3-29 は、その賛否の選択のパターンで回答者を分類した結果である。

表 3-29 の賛否の選択パターンから見ると、賛成の理由を選択し反対の理由を選択していない回答者が 43.1%と多かった。賛成、反対両方の理由を選び、かつ賛成理由を選んだ数の方が多かった回答者と合わせると 49.1%と、半数程度の回答者が該当した。

表 3-28 で意見の詳細を見てみると、賛成の理由では、合法性担保は重要 43.1%、国内の違法伐採阻止 38.7%の選択が比較的多く、反対の理由では、確認の手間が煩雑 27.8%、生産・流通の阻害を懸念 20.6%の選択が比較的多かった。素材生産事業者向けアンケートの結果と比べてみると、木材関連事業者の傾向として、賛成理由の海外からの違法伐採材阻止の選択割合（29.0%）が低く、反対理由の確認の手間が煩雑、生産・流通の阻害を懸念の選択割合（20.6%）が高いことが挙げられる。自らが法律に適合して伐採を行う責任を負う立場にあるわけではないためか、合法性確保への当事者意識が低く、そのために要する手間が増えることへの不満や取組を強化することへの不安が強いように思われる。

賛成、反対理由それぞれのその他の回答には、内容の記述回答を求めた。賛成の理由として具体的に回答があったのは 6 件であったが、そのうち 3 件は、真面目に取り組む事業者が損をする、など公平性に関する不満に関する意見であった。また、方向性は賛成だが懸念事項も多いとの意見も 1 件あった。

反対のその他の理由としては 6 件が寄せられた。2 件は事業者としてはメリットを負担が上回るという意見で、その他、認定事業者番号等に基づく取組をしているからという意見、森林所有者に周知できていないからという意見もあった。

表 3-28 合法性確認の取組強化への賛否

	回答数	%
賛成の理由		
世界的に違法伐採が問題となる中、木材の合法性を担保する法制度の存在は重要だから（合法性担保の重要性）	107	43.1

海外からの違法伐採木材の流入を阻止すべきだから（海外からの違法伐採木材阻止）	72	29.0
誤伐・盗伐など国内の違法伐採問題をなくすべきだから（国内の違法伐採阻止）	96	38.7
当然やるべきことだから	33	13.3
その他	6	2.4
反対の理由		
国内に違法伐採問題はほぼあるいは全く存在せず、合法性の確認を徹底させる意味はあまりないから（あまり問題ない）	33	13.3
合法性の確認を徹底しても国内の違法伐採問題の解決にはつながらないから（違法伐採を阻止できないから）	24	9.7
合法性の確認やそのための書類の保存、分別管理等にコスト・手間がかかるから（確認が煩雑）	69	27.8
合法性の確認を徹底すると、対応できない事業者がいて、木材の生産・流通を阻害する懸念があるから（対応できない事業者がいる）	51	20.6
その他	7	2.8
分からない理由		
制度を理解しておらず、判断できないから	15	6.0
制度を理解しているが、判断できないから	17	6.9
回答者数	248	100.0
選択総数	530	

表 3-29 賛否理由選択のパターン

	回答者数	%
賛成理由を選択、反対理由を選択せず	115	43.1
賛成理由数>反対理由数	16	6.0
賛成理由数=反対理由数	38	14.2
賛成理由数<反対理由数	16	6.0
反対理由を選択、賛成理由を選択せず	43	16.1
分からない理由のみを選択&回答なし	39	14.6
計	267	100.0

最後に、クリーンウッド法や合法性の確認、証明に関する意見を自由記述で求めたところ、38件の回答があった。そのうち、合法性の確認などに関する事務負担が大きいことに関する意見が多く、その中には、クリーンウッド法以外にもガイドライン、森林認証、木質バイオマス燃料など複数の制度があり、煩雑さが増していることを指摘する声が複数あった。合法性は重要であるが、川下から合法木材への需要がないことなど、取り組むことにメリットがないことが普及を妨げているとの意見、国産材の合法性をしっかりと担保した上で違法な外国産材の流入を阻止すべきとの意見も複数あった。その他、書類

による確認のみでは、もし偽装された場合には違法伐採された木材の流通を防ぎ難いことを指摘する意見や、違反者はしっかり処罰してほしいとの意見もあった。

第4章 素材流通事業者ヒアリング 結果とりまとめ

4.1 調査方法

前章で報告したアンケート調査を補完し、素材流通段階における国産材素材の合法性確認の個別具体的な実態の詳細を把握するため、特にクリーンウッド法に基づく第一種木材関連事業を営む者、その中でも、主に国産材素材の流通事業を営む者に対するヒアリング調査を行った。素材流通の形態やそれらに対応した合法性確認の行われ方が各地域に応じて多様である可能性を考慮し、計15者を選定しヒアリングを行った。なお、関東の調査対象のうち1者は全国に拠点を持ち広く流通事業を営む事業者であり、その他の14者は県内又はそれぞれの地方内を主たる集荷・販売圏域とする事業者であった。

調査は2022年8月から11月にかけて行った。事業所を訪問し、事業の概要（特に素材流通事業について、販売方法や市日、決済方法等の詳細）、事業の流れに沿った素材の出荷者との間での合法性の確認、分別管理、素材の販売先への合法性の証明等について尋ねた。

特に、素材の出荷者との間での合法性の確認については、ガイドラインに基づく合法木材供給事業者の認定を受けた事業者（以下、「認定事業者」という。）及びクリーンウッド法に基づく第一種木材関連事業者としての確認の実施状況を尋ねた。以下、ガイドラインに基づく事業者番号と合法性を証明する文言が記入された文書による確認を「認定事業者番号等による確認」、伐採に係る手続に際して作成される伐採の合法性を証明する書類（伐採造林届等）による確認を「証明書類による確認」と表記する。

また、各事業者における合法性確認への取組の経緯、各地域における合法性確認の普及の経緯や研修会等の実施状況等についても尋ねた。

次節では、これら調査の各項目について、15者の調査結果をまとめる。15者全体として、合法性の確認がどのように行われていたか、そこにはどのような課題があるのかを整理するとともに、15者の比較から、流通事業者の組織形態や販売方法、また地域によって、確認のあり方に違いがあるのかについても検討した。

4.2 調査結果

4.2.1 事業概要

調査先である素材流通事業者15者の概要を表4-1にまとめた。地域別では東北4者、関東5者、四国2者、九州4者であったが、関東の1者は事業範囲が全国と広範囲であったため、「全国」とした。

組織形態は大別すれば、民間の会社が6者、森林組合や森林組合連合会の森林組合系統が6者、素材生産事業者が集まって結成した団体で素材生産事業協同組合（素生協）や素材流通事業協同組合（素流

協)といった協同組合が3者であった。素材の買方である製材事業者等が組織する協同組合等に該当するものはなかった。

各者の年間素材の入荷・取扱量は1万から数十万m³までであった。素材生産の活発な東北と九州では、取扱量が10万m³を超える事業者が多い傾向が見られた。

クリーンウッド法に基づく登録を行った木材関連事業者(以下、「登録木材関連事業者」という。)は5者で、全て第一種木材関連事業者としての登録をしており、うち3者は第二種木材関連事業者としての登録もしていた。登録木材関連事業者は、相対的に取扱量の規模が大きい事業者に多い傾向が見られた。また、登録木材関連事業者である5者は、全国を対象に事業を行うA以外、全てが素生協、素流協や県森連という地域の事業者団体であった。

15者全てが認定事業者であり、かつ、協組3者と森組のうち県森連である者は全てが、合法木材供給事業者認定団体でもあった。

次に、素材の販売方法については以下のとおり市売と直送別の割合をまとめた。市売割合は、販売量のうち素材を市場の土場に一旦集荷してからセリや入札にかけて販売する市売分の割合である。ここでは、販売先と予め月単位等で価格と数量を決めて行う、いわゆる協定取引による販売や、市場に集まった素材から市にかけずに先に販売する先売りの場合を含めている。ヒアリング対象者の中では、東北では市売割合が低く、関東では市売割合が高いことが読み取れる。東北はもともと市売市場が盛んでない地域である上、現在では大規模な合板工場等への直送が素材流通で大きなシェアを占めるため、市売割合が低いものと考えられる。西日本はもともと市売流通が中心の地域であったが、調査対象では市売のみの事業者は少ない。ヒアリングにおいても、近年は合板、製材の大規模工場への協定販売を増やしている事業者が多く見られた。

また、素材を出荷者の伐採現場から販売先の製材や合板工場等に直接搬入し、流通事業者は商流にのみ関わる場合を直送として、その割合を直送割合として示した。直送があるのは、全国で事業を行う1者と東北の3者のみで、関東以西では直送がなかった。

市場の土場に素材を受け入れて販売する場合には、複数の出荷者が出荷した素材を一つに極積をす、いわゆる出荷者合わせ極を作って、販売することがある。これは1者を除き、どの市場でも一般的に行われていた。今回の調査対象には、銘木や高級材に特化した市場はなく、一般材に関しては、合わせ極にして売ることを基本とする市場がほとんどであった。Eのみ、一般材は直送での協定販売を中心としており、市場に卸して入札にかけるのは、入札にかければ価値を認めて買ってもらえる可能性のあるもので、合わせ極にはしないとのことであった。

なお、出荷者からの素材の入荷を買取り又は委託販売で行うかについては、A が取扱いの全量を買取るほかは、委託販売がほとんど⁴であった。

各ヒアリング対象者への出荷者の特徴を見ると、表 4-1 に示したとおり、組織形態が協同組合の 3 者は、全て又はほぼ全て組合員である素材生産事業者が生産した素材のみを扱っていた。組織形態が森林組合の場合は、組合系統の出荷が多かったが、員外からも出荷を受け入れていた。会社の場合は、協定販売に特化している A を除いては、幅広く出荷者を受け入れて市売を行っていた。

決済に関しては、市売を行う事業者では、市売以外の取扱いも含めて、月に 1 回又は 2 回の市日を締日として、販売先に請求を行うとともに、出荷者に支払いを行っていた。販売先からの入金、翌月から翌々月、出荷者への支払いは市の翌日から翌月までとする場合が多かった。

表 4-1 素材流通事業者の概要

	地域	組織形態	CW 法 登録	取扱量 (万 m ³ /年)	販売方法		出荷者の特徴
					市売割合	直送割合	
A	全国	会社	○	10～	0	10**	
B	東北	協組	○	10～	0	10	組合員のみ
C		会社	×	1～5	4	0	
D		協組	○	10～	0	10	組合員のみ
E		森組	○	10～	4	6	系統 7 割
F		会社	×	1～5	10	0	
G	関東	森組	×	5～10	8	0	系統 9 割
H		森組	×	1～5	10*	0	系統中心
I		協組	×	1～5	10*	0	ほぼ組合員
J	四国	会社	×	1～5	10*	0	
K		森組	×	1～5	2	0	系統中心
L	九州	会社	×	10～	4	0	
M		森組	×	1～5	10	0	ほぼ自組合

⁴ 数社が国有林材の安定供給システム販売により素材を購入して販売していたり、森林組合の場合は自組合生産分を販売していたり、会社では N が立木買いを積極的に行い、自ら生産した素材が販売量の 4 割を占めるなどしていた事例があったためであるが、それらを除けば、A 以外は基本的に出荷者からの素材を委託販売していた。

N		会社	×	10～	8	0	自社4割
O		森組	○	10～	0	0	

注：*基本は市売だが、若干付売もあり。**（中間）土場に受け入れる場合もあり。

4.2.2 出荷者との間での合法性の確認

4.2.2.1 全体の状況

表4-2に、出荷者との間での合法性の確認について尋ねた結果をまとめた。合法性の確認の方法としては基本的に、認定事業者番号等による確認と、証明書類による確認の2つの方法で行われており、表では、「認定事業者番号等」、「証明書類」毎に、確認方法をまとめた。それぞれの実施状況については、全量を確認して受け入れていれば「○」、確認はするが、確認できなくとも受け入れるのであれば△、その方法での確認をしていないのであれば「-」とした。これらの方法に加えて、認定事業者番号等による確認の簡略形と言えるが、出荷者が認定事業者であるかどうかのみを確認して、納品書等の書類の受け取りはなしに、合法性の確認としている事業者もあった。そこで、表では「認定番号所持」による合法確認として、その実施状況についても記した。なお、事業者によっては、複数の確認方法を使い分けている場合があったため、本表では、出荷者ごとの確認方法を整理した。

表4-2 出荷者との間での合法性の確認

出荷者の分類	合法性の確認			分類結果*	備考
	認定番号所持	認定事業者番号等	証明書類		
A 認定番号あり 認定番号なし	○ -	○ -	- ○	(1)	
B	○	○	-	(1)	
C	○	△	○	(2)	・番号・文言入り納品書は全てではないが、概ね
D	○	○	△	(2)	・証明書類添付を基本的に行っているが、全量ではない
E 認定番号あり 認定番号なし	○ -	○ -	- ○	(1)	
F	-	-	-	(3)	

G	組合系統 その他	○ △	○ △	※ △	(2)	※証明書類は各組合が保管していると推定 ・確認はするが、認定番号、証明書類が出てこなくとも受入れる
H		△	△	-	(1)	・番号・文言入り文書はトラックごとの納品書 ・番号なしでも受け入れる
I		△	△	-	(1)	・番号・文言入り文書はトラックごとの納品書 ・番号なしでも受け入れる
J	認定番号あり 認定番号なし	○ -	- -	- △	(1)	
K		-	-	○	(2)	・番号・文言入り文書の入った納品書を使う出荷者も少数いる
L	大手出荷者 その他	○ △	- -	○? △	(2)	・番号ない人には認定を促してはいる ・証明書類が出てこなくとも受入れる
M	自組合 組合員 その他	○ - -	※※ - -	※ ※ -	(3)	※共販担当への提出はないが、事業担当が確認・保管している前提 ※※自組合内のため、文書のやり取りはない。
N		-	-	※	(3)	※合法伐採木材でないと受け付けないと指導している
O		○	-	○	(2)	

注：○は全て確認して受入、△は確認するがなくとも受入、×は確認しない。

* (1) 認定事業者番号等による確認を基本としている事業者、(2) 証明書類による確認を基本としている事業者、(3) 確認をしていないとみなせる事業者

また、15者の確認の実施状況を踏まえ、次の3つに大別した⁵。その分類結果を表4-2にまとめる。

⁵ これらの他、認定事業者番号等及び証明書類の双方で確認を行う場合が考えられるが、ヒアリング調査の範囲内では、実態として(1)又は(2)のいずれかに該当したため、記載していない。

- (1) 認定事業者番号等による確認を基本としている A、B、E、H、I、J の 6 者
- (2) クリーンウッド法に基づく書類による確認を基本としている C、D、G、K、L、O の 6 者（認定事業者番号等による確認を行っている場合も含む）
- (3) 確認をしていないとみなせる F、M、N の 3 者

(1) の認定事業者番号等による確認を基本としているのか、(2) の証明書類による確認を基本としているのか、判断が難しい事例もあったが、各者への聞き取りを踏まえ整理した。以下、(1) から (3) の順に詳しく説明する。

(1) 認定事業者番号等による確認を基本としている事業者

認定事業者番号等による確認を基本としている事業者に分類した 6 者のうち、A と E の 2 者は全く同じ方法で確認をしていた。まず、出荷者が認定事業者である場合は、その番号と合法性を証明する旨の文言の入った納品書によって証明を受けていた。ほとんどの出荷者はこの方法で確認しており認定を受けていない事業者が出荷してきた場合には、合法性の証明として伐造届等の証明書類の提出を必須として求め、取り扱う木材全量の合法性を確認していた。

J も、A、E と類似の方法をしており、まず認定事業者であるかを確認し、認定事業者でない場合には合法性の証明として伐造届等の証明書類の提出を求めるとのことであった。ただし、納品書等の文書での認定事業者番号等による確認は行っていなかった。また、いずれの書類がなくとも素材を受け入れているとのことであり、合法性が確認できない木材も取り扱っていた。

(1) に分類したうちの残る 3 者、B、H、I は、いずれも、認定事業者から番号・文言入りの納品書の提出をもって確認を行っていた。認定事業者番号等による確認のみを行っており、それが無い場合に、合法性の証明として伐造届等の証明書類による確認で補うことはしていなかった。なお、B は協同組合であり、その組合員になった者の素材のみを取り扱っている。組合員は全て B が認定団体となって認定した合法木材供給事業者であるので、これで取り扱う木材の全量について合法性を確認できていた。H と I も、取り扱う木材のほとんどは、彼らが認定した認定事業者、具体的には、H の場合は系統の森林組合、I の場合は組合員からの出荷である。しかし、一部、員外の利用もあり、その分については合法性の確認が行って行っていなかった。その割合は、H では取扱量の 10%程度、I では 1%程度とのことであった。

ガイドラインにおける森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う合法性の証明は、クリーンウッド法に基づく合法性の確認を行う上でも幅広く活用される方法の一つであるが、出荷者に小規模な事業者や自伐林家のように認定を受けていない出荷者が存在する場合は、上記の証明のみでは合法性の確認に至らない場合が存在していた。一部の市場、共販所においては、出荷者に対して伐造届等の書類の提出を求めることで、合法性の確認を行いやすくしていた。

(2) 証明書類による確認を基本としている事業者

証明書類による確認を基本としている事業者に分類した6者（C、D、G、K、L、O）は全て、合法性の証明として伐造届等の証明書類の提出による確認を主として行っていた。このうち、KとOは、伐採現場が変わるごとに証明書類の提出を必須としており、これにより取り扱う木材全量の合法性を確認していた。Oは番号所持も必須として100%確認していたが、Kは出荷者が番号を所持しているかは確認していなかった。

次に、CとDも基本的にはほぼ全量について合法性の証明として伐造届等の証明書類による確認を行っていたが、一部確認に至らないと判断したものもあるようであった。しかし、Dは出荷者が組織する協同組合で、必ず認定事業者であることが分かっており、番号・文言入りの納品書を提出しているため、これにより取り扱う木材全量の合法性が確認できたものとしていた（※従って（1）に分類することも考えられたが、証明書類による確認を重視しほぼ徹底しているようだったので、（2）に分類した）。一方、Cは番号所持の確認は行っていない。そのため、合法性の証明として伐造届等の証明書類の提出を求めても応じてもらえない出荷者（年間で1、2件程度）からの材を確認に至らない材として取り扱っていた。

Gも、合法性の証明として伐造届等の証明書類による確認を基本としていた。Gの取扱量の9割程度を占める森林組合系統からの出荷分については、証明書類そのものは各組合で保管しており、共販所では確認していないものの、月単位で各組合から確認結果の整理票を受けるという方法を取っていた。一方、素材生産事業者からの出荷分については、伐採現場が変わるごとに証明書類の提出を受けてから素材を入荷していた。また、認定事業者の番号をトラックごとの納品書に記入しており、認定事業者番号等による確認も行なっていた。しかし、番号・文言入りの納品書があっても、証明書類がない場合には、合法性が確認できたものとして扱わず、反対に、番号・文言入りの納品書がなくとも、証明書類がある場合には、合法性が確認できたものとしており、実質的に、証明書類による確認の方法を取っていた。Gの場合、合法性と確認できなかったもの、つまり証明書類の提出がなかったものが1割程度あるとのことであった。

Lは、大手出荷者については、番号の所持を確認した上で、納品書等の提出は受けず、一方、現場ごとに伐造届や適合通知等の証明書類の提出を受けて、合法性を確認していた。これは、以前に素材流通において協定取引によって素材の安定供給を行うことを支援する事業の助成を受けた際に、証明書類による合法性の確認が要件として必要であった。そのために、大手出荷者と木材加工事業者を結ぶ協定取引を行い、その分については、証明書類による確認を始めたとのことであった。また、協定取引に参加しない中小の出荷者に対しては、認定事業者となった上で証明書類を提出するように対応していたが、いずれも必須としているわけではなく、証明書類による確認と番号所持の確認を併用している状態であった。

(3) いずれの方法の確認も行っていない事業者

3者をいずれの方法の確認も行っていない事業者に分類した。

Mは森林組合の共販所であり、共販所が取り扱う素材のほとんどが自組合生産分か組合員の自伐による生産分であることから、共販所として書類の確認は行っていなかった。代わりに、共販土場への素材搬入時には常時搬入通知書の記入を求めており、これで出荷者名や伐採区域を把握している。従って、後から、伐採現場の特定や、組合の担当部署等に問い合わせ、関連する合法性証明書類との紐づけは可能との認識であった。取り扱う素材のほとんどは自組合の生産分であり、認定事業者番号等による確認に関しては、共販所を運営する部署としては、自組合が認定番号を所持していることは認識しているが、自組合の部署間で書類のやり取りなどはしていないとのことであった。また、合法性の証明として伐造届等の証明書類による確認に関しては、共販所を運営する部署で確認することはなく、施業を担当する部署が取得し保管していることを前提としていた。販売先に対して合法性の証明書類を出す共販所の担当部署が、伐採の合法性の証明を書類で確認していないことから、本分析においては、確認を行っていないものとして扱った。

組合の生産分以外に、組合員である自伐林家15~20人からの出荷が少量あるが、受け入れ時に合法性の確認は行っていない。また、この共販所では、素材生産事業者が出荷してくることはないが、公共工事の支障木等を森林土木関連の工事事業者が出荷することがあり、取扱量全体の5%程度を占めるとのことであった。なお、これらについてもクリーンウッド法における合法性の証明書類の確認等は行っていないが、地域内の工事であるため、伐採区域の把握は可能であり、法令に則った必要な手続を取っているだろうと推測できるとのことであった。

FとNは、いずれも民間企業が運営する市場であった。Fは、販売に際して合法性の証明を行っていないが、それで特に支障はなく、新たに取引する出荷者であれば、どういう事業者か周囲から話を聞くなどしており、信用できない出荷者とは取引しないようにしているので、出荷者に対する確認も必要がないとの考えであった。Nは、材の受け入れ時に出荷者に対し、違法伐採にならないよう伐造届の提出など必要な手続を適切に行うように対応をしているとのことであった。証明書類による確認を始めようとしたこともあったが、出荷者から手間が増えるという反発があり、実施には至らなかった。

調査対象15者のお荷者との間での合法確認は、以上のとおりである。概括すると、認定事業者番号等による確認を基本に行う事業者の場合、まず認定事業者番号等による証明を求め、この方法では確認できない認定事業者以外の者に対しては伐造届等の法令に基づく書類による合法性の確認を求める場合と、求めない場合があった。一方で、証明書類による確認を基本に行う事業者の場合は、その確認を徹底している場合と、確認できなくとも受け入れる場合とがあった。また、いずれの方法も行っていない事業者がいた。

各事業者の取組状況は、子細まで見るとそれぞれの事情は多様ではあるが、販売方法や組織形態による一定の傾向も認められた。

販売方法に関しては、まず表 4-1 で確認したとおり、直送による販売を行っているのは、A、B、D、E の 4 者であった。伐採現場からの直送で素材を販売する場合、流通事業者であるこれら 4 者は物流には関わらない。この場合、出荷者が、素材を木材加工事業者等の販売先へ納める際に納品書を発行し、受入側が確認して受領印を押すなどする。これが流通事業者に回付され直送が行われたことが確認される。そのため、出荷者は必ず納品書を発行し、販売先はそれらの書類を用いて合法性を確認する。また、直送による販売は、流通事業者の組合員や、協定を結ぶ能力を有するなど、認定事業者となっていることが多く、認定事業者番号等による確認を行いやすい。実際、4 者のうち、A、B、E は (2) に分類された。うち、B は組合員の素材しか扱っていないので認定事業者番号等による確認で取り扱う木材全量の確認ができ、A と E は、認定事業者でない場合にのみ証明書類を確認するという方法を取っていた。また、D は証明書類をほとんどの場合に入手して確認している模様であったことから (3) に分類したが、既述のとおり、D も組合員から出荷されるの素材のみを取り扱っており、そのため、認定事業者番号等による確認で取り扱う木材全量の確認を行っていた。

一方、市売市場に素材を入荷して販売を行う場合 (A、B、D 以外全てが行っている) には、出荷者は市場に対して納品書を発行する場合と、市場が荷受け伝票を発行して出荷者に渡す方法がある。地域によって異なる傾向が見られ、東日本では前者の納品書方式が多く、西日本では後者の荷受け伝票方式が多いようであった。表 4-2 の認定事業者番号等による確認は、表の上側の東北、関東に納品書による確認の頻度が高いことを示す「○」や「△」が多く、下側の四国、九州では全て「-」になっている。

東北では、木材加工事業者への直送が多いこともあり、素材生産事業者が伐採現場で出荷前の素材を検知して、納品書を付して出荷することが一般的である。今回の東北の調査対象で、直送がなく、全て市場で素材を受け入れている C や、直送する協定販売分以外の 4 割を市場に受け入れる E も、出荷者から納品書を受け取る方式であった。

一方、四国や九州では、納品書を用いる出荷者もあるが、基本的には市場側が荷受け伝票を発行する方式を取っていた。2 者は素材を運んできたトラック運転手に、荷受けの場で送り状の記入を求めるとのことであったが、この場合も、荷受け時に発行、確認するもので、素材生産事業者側が作成するものではない。市売市場に入荷して販売を行う場合、素材の検知は、選別機を使うなどして市場で入荷後に行うため、素材生産事業者が納品書を付けて出荷してくる必要がなく、荷受けの確認や検知を市場側のサービスの一環として行うものと推測される。市場流通が発達した西日本では、このように、取引において納品書を提出することがないために、認定事業者番号等に基づく合法性の証明書の確認を行う際に、表 4-1 に示すとおり納品書が用いられることは少ないと考えられる。

また、一般的に市売は、協定取引と異なり出荷者に対して持ち込む材に関する条件を設けず、多様な出荷者からも素材の販売を受託するケースが多いように思われる。そのため、例えば小規模・間断的な素

材生産を行う一人親方や自伐林家、あるいは、工事支障木を取り扱う者など多様な主体からの出荷が頻繁に見られる。こうした出荷者は合法木材供給事業者の認定を取得していない場合が少なくない。また、合法性の証明として伐造届等の証明書類による確認についても、想定されない事態や、出荷者が証明の方法を認識していない場合も少なくないと考えられる。ヒアリングにおいて、流通事業者側が合法性を確認できない場合は、流通事業者自身が確認を行っていない場合を除けば、全てこのような場合であった。

A、B、D、E、K、O は取り扱う木材の全量について合法性が確認できていたと回答した。表 4-1 に示すように、これらの事業者は市売割合が 0~4 割と低かった。一方、市売が 8 割以上の事業者では、一部合法性が未確認の素材であっても入荷する傾向が見られた。

以下、組織形態による合法性確認実施状況の違いをまとめる。まず、素生協や素流協といった協同組合の場合（B、D、I）、認定事業者番号等に基づく合法性の確認を行いやすいことから、この方法に則った合法性の確認が行われていた。ただし、D は、それにとどまらず、証明書類の確認を徹底していた。

森林組合系統の場合（E、G、H、K、M、O）、員外からの出荷も受け入れる傾向が見られ、市場（共販所）に多様な出荷者からの素材を取り扱っていた。自組合や系統内でも、書類の提出の求め方には違いが見られた。系統の指導もあり、全体的に意識的に取組を行う印象を受けるが、確認の方法はそれぞれであった。

会社形態を取る事業者（A、C、F、J、L、N）は、ヒアリング先によって取扱量に占める合法性が確認された木材の割合など、取組状況が大きく異なっていた。

4.2.2.2 証明書類による合法性の確認

クリーンウッド法に基づく合法性確認を行う際、伐造届等の証明書類の取得と提出がスムーズにいかない場合の対応に関するヒアリング内容をまとめる。

証明書類の確認を徹底している、あるいはほぼ徹底できている流通事業者からは、伐造届等伐採の合法性を証明する書類を事業者から収集し合法性の確認を行うことに特段支障はなく、徹底できているとの話が聞かれた。伐採地が森林でなく、屋敷林や農地沿いの工事支障木、風倒被害木等の場合であっても、所有者に一筆書いてもらい、独自の証明や、行政文書、産業廃棄物に関わる文書等、何らかの文書で確認できると回答した。例えば C は昨年度から証明書類による確認に取り組むようになった。当初は出荷者が提出すべき書類を把握しておらず、督促などの対応を行わないと出てこない場合があったが、それでも、ほぼ全ての出荷者から証明書類の提出を受けることができていた。K や O のようにしばらく前から徹底している場合には、彼ら自身も出荷者側も慣れてきて、どのような書類で対応すればよいか理解しており、ほとんど苦労なく、書類の提出を受けて確認できているとのことであった。

一方、証明書類の確認をしていない、あるいは提出の求めを徹底していないヒアリング対象者からは、確認を徹底すると、他の市場などに出荷先を変えてしまうという懸念や、高齢な出荷者などには十分な説明、対応が必要で市場側の対応が大変であるし、そうしてもなかなか提出してもらえない事態が発生するのではないかという懸念が聞かれた。

証明書類の確認を徹底は受入れ側の事務負担が非常に大きく、現在の組織体制では対応できないのではないかと懸念も2者から聞かれた。他方、確認を徹底している事業者からは、出荷者側も慣れれば、受入れ側の負担はあまり感じないといった意見が聞かれた。合法性確認のために特別に人を配置しているという話も聞かれなかった。そのような事業者においても、取組当初は混乱や困難があったが、定着後は大きな負担を感じていないようであった。

なお、出荷者が書類取得に困る場合の例として、1者は、市町村によっては担当者が不足しており伐造届の受理、適合通知の発行がスムーズにいかない場合があると述べた。森林経営計画の樹立者以外の事業者が伐採を受託した場合に、計画の樹立者から必要書類をスムーズに得られない場合を指摘する声も1者からあった。

ヒアリング対象者からは、実際に生じているわけではないが、いわゆる銘木など高級材の場合、合法性確認の概念が生じる以前に伐採されたものの合法性確認の困難さ、転売や長期間の保存が繰り返される過程で確認の記録が失われてしまう可能性への言及があった。

以上のとおり、現場書類による確認については、証明する側、確認する側双方の手間などを心配する声もあったが、実施している事業者では定着すれば、あまり負担なく確認できるとのことであった。証明ができない場合としては、生産現場まで遡れなくなっている銘木などの販売が挙げられ、また、確認の方法として、書類と現場の一致や真正性については、最終的には出荷者側を信用するしかないので、細かなところでは見過ごしの可能性などあり、完全な確認は難しいとの意見が聞かれた。

4.2.3 分別管理と販売先への合法性の伝達

次に、受け入れた素材の分別管理と販売先への合法性の伝達方法についての調査結果について述べる。表4-3は、15者を入荷時の合法性の確認の割合が全量、部分的、確認をしていないかで分類し、分別管理と販売先への伝達についてまとめたものである。

表 4-3 分別管理と販売先への証明

入荷時の確認		分別管理	販売先への証明		
			対象	使用する書類	備考
全量	A	—	全量	納品書・請求書	・山から直送
	B	—	全量	納品書	・山から直送

	D	—	全量	納品書・請求書	・山から直送
	E	—	全量	納品書／請求書	・直送分は納品書、市売分は請求書
	K	—	全量	請求書	
	O	—	要請分	証明書	・要請ある数社に全量証明
部分的	C	○	要請分	請求書	・ほぼ全て証明
	G	○	確認分	売上伝票・請求書	・全量売上伝票・請求書に番号と5区分（SGEC、間伐等由来、一般木質、合法、確認できず）を記載
	H	○	確認分	売上伝票	・売上伝票に確認分のみ合法と記載
	I	×	全量	積込伝票	・未確認分は1%程度
	J	×	要請分	証明書	・要請はほぼない
	L	○/×	要請分	請求書、証明書	・大型工場への協定販売は、証明書類確認分のみで全量証明 ・市売分は分別管理なく、要請時に合法と確認できる場合のみ証明
確認 せず	F	—	証明せず	—	
	M	×	要請分	証明書	・自組合分は合法と仮定し証明するが、他が混入する可能性あり
	N	—	全量	請求書	・出荷者には合法伐採木材のみ受付と伝達

注：○は分別管理できている、×はできていない、—は全量確認しているか、していないかのため、分別管理していない、ことを意味する。

入荷時に全量の合法性が確認できているのは、証明書類による確認を徹底している K と O、認定事業者番号等による確認を証明書類による確認で補っている A と E、また、出荷者が組合員のみのため、取り扱う木材全量で認定事業者番号等による確認を行えている B と D の 6 者であった。この 6 者については、合法性が確認できない場合は受け入れないため、分別管理は行われていなかった。

6 者のうち、5 者は販売する全量について、納品書又は請求書、またその両方に合法木材供給事業者の事業者番号と合法である旨の文言を入れて、販売先に合法性を確認した素材であることを証明していた。残る 1 者 O は、要請のある販売先に全量証明をしていた。しかし、大口の販売先から要請があるため、O もほぼ全量に近い量で常に証明を出していた。

伝達に用いられるのは、Oのみ合法性に関する情報のみを記載した証明書で、その他は納品書又は請求書に記載した合法性に関する情報であった。このうち、A、B、D、Eの直送分については、既に見たとおり、出荷者が納品書で販売先に証明していたが、AとDは、それに加えてAとDが発行する請求書にも、自らの認定番号と合法である旨の文言を入れて証明していた。Eの市売分と、Kは請求書で証明していた。Kは全て市売ではなく協定販売も行なっているが、素材は全て一旦Kの土場に入る。市売分と協定販売分を合わせて、市日を締日として、販売先に代金を請求する際に、その請求書で証明を行っていた。

入荷時の合法性の確認が全量ではなく、部分的にとどまる6者のうちC、G、Hの3者は、合法性が確認された木材（以下、「確認材」という。）と未確認の木材（以下、「未確認材」という。）の分別管理をしっかり行い、確認できたもののみを販売先にそれと証明して販売していた。Cは販売先から要請のある分のみだが、ほぼ全ての販売先から要請があり、請求書に事業者番号と合法である旨を示す文書により証明していた。Gは、SGECのCoC認証を取得し、木質バイオマス発電書向けの燃料材も扱っていることから、全ての売上伝票と請求書において、極山ごとにSGEC、間伐等由来、一般木質、合法、確認できずの区分を印字できるようにしていた。Hも、売上伝票に合法のものには、事業者番号と合法の旨が印字されるようになっており、これで証明していた。

これら3者は、電算システム⁶上で、素材の出荷者名と現場名を管理している。入荷後、素材は形状、品質で分けられ、販売単位で極積される。他の出荷者からの出荷材と合わせ極になることも少なくないが、各極山の出荷者、出材現場ごとの本数、販売先、販売額は電算システム上で管理される。これはもともと出荷者、現場ごとに売上を精算するために取られている仕組みである。販売先への合法性の証明については、素材の受け入れ時の合法性確認の状況は、納品ごと現場ごと（又は出荷者ごと）に決まるので、それをシステムに入力すれば、販売先に購入材のうちどれが合法で、どれが合法でないかを証明できる。

IとJについては、分別管理ができておらず、未確認材を含めて、合法と確認できたものと証明してしまう危険性があった。Iについては、未確認材は、員外の出荷者分のみで1%あるかないか程度とのことであり、これについては、残りの確認材と合わせて極にすることがある。そして、販売先に対しては、積込伝票で全量を合法材であるとして証明している。Jも同様に、分別管理をしておらず、合わせ極で確認材と未確認材が混ざる場合もあるので、証明をするとすれば、未確認材を合法であるとして証明してしまう危険性があるとのことであった。ただし、Jは昨年4月に市場の電算システムを更新した際に、販売先から要請がある場合のみ証明を出す方式に変え、販売先に問い合わせたが、証明の要請は1社からしかなく、またその1社へはその後販売実績がない。よって、現在は実質的に販売先への証明を行っていなかった。

⁶ 各種伝票の出力等を行うレジシステム

Lは、大型工場への協定販売分については、大手出荷者から合法性を確認した素材のみを仕向けており、これについては、山土場において協定販売分の置き場を設け、そこに置くことで、市売分と混じることがないように分別管理をしていた。また、この分については全量を請求書に印字して合法性の証明を行っていた。他方、市売分については、通常は入荷時に合法性の確認の有無で保管を分けてはいないが、合法伐採木材の要請のあった時のみ、合法性を確認できる木材に証明書を作成して証明を出すのであった。要請があるのは、公共建築物に用いられる場合に限られ、量も少ないことから、このように対応できているようであった。

表4-3の最後では、入荷時に合法性の確認を行っていない3者についてまとめている。このうちFは、販売先に対しては、全く証明を行っていなかった。証明の要請はなく、販売に支障は来さないとのことであった。

Mは、森林組合共販所の担当部署では入荷時に合法性の確認は行なっていないが、全体の95%程度を占める自組合と組合員の生産分については、施業を担当する部署で確認をしており、合法性は担保されているとの考えであった。支障木の持ち込みなど、未確認分は全体の5%程度とのことであった。このため、販売先から公共建築物などの関係で年に1、2回（取扱い量の数%）要請があった場合は証明書を発行していた。

Nは、出荷者に対して法令に適合して伐採するように伝達しており、それが適切に行われていることをもって合法性は担保されていると判断し、販売時は認定事業者番号等に基づく合法性の証明を行っていた。

このほか、合法性確認の有無により仕分けした木材について、販売から数ヶ月、年単位で素材が残される場合等、購入者ごとに極積する必要があることから、現物としては混在されてしまうケースが聞かれた。

4.2.4 取組の経緯

最後に、表4-4は調査対象各者によるこれまでの合法性確認への取組の経緯をまとめたものである。ただし、取組の経緯が多様であることから、必ずしも統一的な質問が行えたわけではないことには留意が必要である。

制度としては、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針に併せて、2006年に林野庁が「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」を示したことで、森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行うなどの合法性の証明方法が普及した。2012年にはFIT制度が開始し、2016年にクリーンウッド法が制定、翌年施行されて、木材関連事業者による合法性の確認や木材関連事業者の登録制度が始まり、今日に至る。

表から、全般的には、林野庁の合法ガイドラインが契機となって各地での合法性証明の取組が始まり、EやG、Bの話から、地域によってはFIT制度に基づく木質バイオマス発電の燃料材需要が影響して取組が強化、拡大したものと見られる。Eのように地域の認定事業者が増えたり、Oのように地域によっては合法性確認の取組が本格化したところもあったようである。

その他に、DとLは、時期はそれぞれ違うが、流通に関わる補助事業の実施が契機となって、合法性の確認の取組を始めたとしている。また、いずれも九州の事業者であるOとLは、南九州で盗伐問題が取り沙汰されたことが合法性確認の取組に影響したとした。

ヒアリング対象者の中には、クリーンウッド法の施行を契機に特に取組が変化したと回答した事業者はいなかった。一方、15者のうち5者が登録木材関連事業者であること一部事業者が5～6年前から伐造届等を受け入れの要件としたことなどを踏まえるとクリーンウッド法の影響がことも考えられる。

多くの事業者にとって、ガイドラインを契機に取り組んできたという認識が強いようであった。クリーンウッド法に取り組みといっても、合法性の確認自体はガイドラインに準拠した方法で十分と認識していて、クリーンウッド法による新たな取組としては木材関連事業者としての登録のみと考える事業者が多いように思われた。そして、Hが述べているように、どのように取り組むか、また事業者登録をするか、法制定当時に説明を受けて様子を見たが、特に必要性を感じず、これまでの確認方法を変えず、登録も行わなかった事業者が多いと考えられる。

クリーンウッド法に取り組む必要性を感じない理由として多く挙げられたのは、川下から合法伐採木材に対する需要がないことであった。関連して、木材関連事業者の登録をした5者は、登録をしてメリットを感じているとの話は聞かれなかった。合法伐採木材に対する需要が政府調達以外に少ないことや、第二種の木材関連事業者にとっては確認の方法も認定事業者番号等の証明の連鎖と変わるところがないと感じられることから、サプライチェーン上全体で、互いにガイドラインの取組で十分という考えに落ち着いてしまったところが大きいのではないかと思われる。

この他に、クリーンウッド法の登録が広がらない原因としては、ガイドラインに基づく取組では、地域単位の業界団体が取組の中心的役割を担い、合法木材供給事業者を認定する団体となっているので、事業者にとって認定を受けやすいが、クリーンウッド法の登録実施機関は一般の事業者にとって縁遠いことがあるのではないかという意見も2者から聞かれた。実際、表4-1で見たとおり、登録木材関連事業者となっているのは、全国で事業を行うA以外は、地域の事業者団体であるB、D、E、Oのみであった。

表 4-4 合法性確認に関する取組の経緯

		取組の経緯
森組	E	・以前から合法ガイドラインに取り組んできたが、FIT でバイオマス向けに認定事業者が大きく増えた。CW 法施行以降も従前の取組を継続。
	G	・FIT が始まった頃から区分ごとに分け証明するようにした。会計検査や SGEC 監査あり、分けておかないといけない意識でやっている。
	H	・全森連からの指導があり合法性確認の取組を始め、組合系統は数年おきに官房検査があるので、しっかりやるようにしている。CW 法については、制定当時説明を受けて、まずは周りの様子見をしたが、その後、特に必要性感じずにきた。
	K	・県森連統一の方法で系統の共販は証明書類の確認をしている。
	M	・CW 法は、内容は分かるが、合法材の需要が年 1 回程度しかなく、必要あるか疑問で登録していない。
	O	・10 年ほど前から合法確認に取り組むように。盗伐問題があり、厳密にやろうとなったのが 7~8 年前。5~6 年前からは証明がなければ受け入れない今の方法にした。
協組	B	・2009 年頃から合法確認するようになった。2012 年から合法でないと販売できなくした。全木連の研修を受けたことや、社会的責任を考えて。2014 年頃からのバイオマスの証明開始で厳しくなった面もあった。
	D	・震災後の流通経費支援の事業の中で合法性確認の取組を始めた。同じ頃、FIT も始まり、バイオマス関係の証明も始まった。CW 法ができて、変えたことはない。
	I	・ガイドラインの方法でやっているが、CW 法については、販売先から求められることもなく、メリットや必要性を感じていない。
会社	A	・合法は当然という認識で率先して取り組んできた。
	C	・認定番号の確認は確実にやってきた。始めたのは 2014 年より前。2021 年に全市連の指導で、証明書類を確認するようにした。
	F	・合法でないと売れないというわけでもなく、互いに信用があるので大丈夫だろうという認識でやってこなかった。
	J	・合法にはガイドラインが始まった頃から取り組んできた。その後、特に変化なくやっている。(担当者は) CW 法の存在をこれまで知らなかった。
	L	・TPP 対策で大型工場への協定による安定供給を促す事業があり、そこで合法確認も必須で、証明書類の確認をするようになった (2015、16 年頃か)。数年前に宮崎で盗伐が多かった。それは嫌なので、基本的には合法確認するようにしている。
	N	・求められれば (商売上の必要性が生じれば) 行うが、求められないので、やる意味を見出せない。10 年ほど前、一度、伐造届等の文書の提出について相談したが、それで出荷者に嫌がられ逃げられたことあり、実施しなかった。

表 4-4 は組織形態別に合法性確認に関する取り組みの経緯をまとめている。組織形態による違いとしては、森林組合系統では、補助事業の実施に関わり会計検査を受けることや定期的に官房検査を受けることへの対応で、合法性確認の取組に限らず、そもそも制度に則って書類を整備しようとする姿勢が強く、その姿勢が合法性確認の取組にも及んでいるように感じられた。

その他の協同組合組織である事業者に関しては、彼ら自身が地域の業界団体としてガイドラインによる合法性証明を進める中心的な役割を担っており、また、出荷者との関係も、買い手と売り手という関係に加え、協同組合とその組合員という関係が重なり、一体となって取り組んでいることが感じられた。

会社形態を取る民間の流通事業者については、森林組合系統やその他の協同組合の場合と違い、必ずしも団体組織系統や行政に指導を強く受けることなく、ある意味では純粋に自らの利害を物差しに判断している面が強く、その結果、事業者ごとに判断が分かれ、積極的な姿勢を示す事業者もいる一方で、合法性の確認に消極的な姿勢の事業者も見られた。

第5章 おわりに

2つのアンケート調査とヒアリング調査の結果をまとめると、次のとおりであった。

まず、今回の調査の焦点であった素材流通事業者が素材生産事業者から素材を譲り受ける際の合法性の確認についてであるが、素材生産事業者アンケートにおいては、素材流通事業者への出荷において、認定事業者番号等による証明が必須もしくはなければ他の証明が必須である場合が76.6%、証明書類による証明では77.1%と推定されたのに対し、木材関連事業者アンケートにおいては、素材流通事業者が認定事業者番号等による確認を必須もしくはなければ他の確認を必須としている場合が53.0%、証明書類による確認では46.3%と推定された。素材流通事業者の方が割合が低い、この差は、素材流通事業者アンケートでは主たる出荷先についてのみ証明方法を尋ねたことなどに由来するものと考えられる。

それぞれの方法を必須としている割合よりも、実際に証明、確認した割合は高かった。素材生産事業者アンケートでは、認定事業者番号等による証明は出荷量の83.5%で、証明書類による証明は72.3%で行われていると推定された。素材流通事業者へのアンケート結果では、認定事業者番号等による確認か証明書類による確認のいずれかの方法で確認した分が取扱量の74.8%を占めていると推計された。

また、いずれかの方法で100%（全量）確認したとする流通事業者の割合は、木材関連事業者アンケートにおいて34.9%、素材流通事業者へのヒアリングにおいても40.0%（15者中6者）と同程度の結果であった。

以上のことから、二つの確認方法とも、必須や、なければ他の証明が必須とされている割合は半数程度で必ずしも高くはなく、100%の確認に至っている事例は少ないものの、全体としては素材流通量の70%から80%程度で確認が行われているものと考えられる。二つの確認方法を比べると、証明書類による確認は認定事業者番号等による方法と比べて、やや実施率が低い、それでも70%以上で行われていた。

ただし、木材関連事業者アンケートでは、素材流通事業者のうち、市売を過半とする者は、二つのいずれかの方法で確認したとする割合が65.7%とやや低かった。同様の傾向は、素材流通事業者へのヒアリングでも見られた。協定販売が中心となる直送などと比べ、市売では多様な出荷者から素材が集まる。割合的には小さいが、認定事業者でない出荷者から出荷であったり、庭木や工事支障木等の出荷であったり、合法性の確認を取りにくい場合が含まれることがその要因として考えられた。また、ヒアリング結果からは、市売市場への出荷では、特に西日本での取引慣行として、出荷者が納品書を提出するのではなく市場側が荷受け伝票を発行するケースが多く、そのため、納品書を使用して行われることの多

い認定事業者番号等による確認が行われにくいことも、市売の場合に確認を実施した割合が低くなる要因の一つではないかと考えられた。

証明書類による証明が難しい場合としては、素材生産事業者アンケートで、被災木処理や森林以外の庭木等の伐採の場合に困ることがあるとの回答が一定程度あり、こうした場合の証明の方法について更なる周知が必要であることがうかがわれた。特に、団体などを通じて情報を得る機会が少ない非法人の事業者にも情報を行き渡らせる必要がある。一方、素材流通事業者ヒアリングでは、証明書類による確認を着実にこなしている事業者からは、上記のような特殊な場合でも確認を徹底することはできるといふ声が聞かれた。また、素材生産事業者側が制度について十分認知していない場合でも、素材流通事業者から証明方法を伝えるなどして対処できている様子がうかがわれた。ヒアリングでは、むしろ、証明書類によって合法性の確認ができない事例として、相当前に伐採されたり、転売を繰り返した銘木などが挙げられた。

次に分別管理について、木材関連事業者アンケートで、国産材の調達時の合法性の確認が0%超から100%未満である事業者に分別管理の実施状況を尋ねた結果、分別管理が徹底できていると答えたのは48.0%であった。ヒアリングでも、一部しか合法性が確認できていない6者のうち分別管理を行い、適切に証明をしていたのは3者であった。

クリーンウッド法の認知については、アンケートで、同法が木材関連事業者に第一種木材関連事業での木材の受け入れにおいて、伐採届等の証明書類による確認を求めていることについての認知を尋ねると、知らなかったとする回答が木材関連事業者では29.8%、素材生産事業者では36.1%あるなど、制度が十分に浸透しているとは言い難い状況がうかがわれた。一方、合法性の確認の取組を強化することに対しては、木材関連事業者、素材生産事業者とも、賛成意見のみを選択する回答パターンが最も多かった。特に、素材生産事業者では、国内外の違法伐採対策として取り組むべきとの賛成意見が多かった。

参考 アンケートの規模別集計表

参考.1 素材生産事業者アンケートの年間素材生産量規模別集計

表 2-S1 合法性の確認方針（認定事業者番号等による証明、素材流通事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～ 10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
納品書等 ¹ の提出による確認が必須である（必須）	4 25.0%	8 42.1%	4 33.3%	16 34.0%
納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	10 62.5%	6 31.6%	4 33.3%	20 42.6%
納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	1 6.2%	2 10.5%	2 16.7%	5 10.6%
同じ出荷先でも、納品書等の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	1 5.3%	1 8.3%	2 4.3%
確認されない	1 6.2%	2 10.5%	1 8.3%	4 8.5%
計	16 100.0%	19 100.0%	12 100.0%	47 100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 2-S2 合法性の確認方針（証明書類による証明、素材流通事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～ 10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
伐採届等の書類の提出による確認が必須である（必須）	13 81.2%	11 55.0%	6 50.0%	30 62.5%
伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	2 12.5%	3 15.0%	2 16.7%	7 14.6%

伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、 ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	0 0.0%	1 5.0%	1 8.3%	2 4.2%
同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められ る場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	1 5.0%	1 8.3%	2 4.2%
確認されない	1 6.2%	4 20.0%	2 16.7%	7 14.6%
計	16 100.0%	20 100.0%	12 100.0%	48 100.0%

表 2-S3 合法性の証明割合（認定事業者番号等による証明、素材流通事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
0%	0 0.0%	2 10.0%	1 7.7%	3 6.7%
0%超～40%	1 8.3%	1 5.0%	2 15.4%	4 8.9%
40～60%	1 8.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 2.2%
60～80%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 2.2%
80～90%	0 0.0%	1 5.0%	0 0.0%	1 2.2%
90～100%未満	3 25.0%	2 10.0%	4 30.8%	9 20.0%
100%	7 58.3%	13 65.0%	6 46.2%	26 57.8%
計	12 100.0%	20 100.0%	13 100.0%	45 100.0%

表 2-S4 合法性の証明割合（証明書類による証明、素材流通事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
0%	0 0.0%	3 15.8%	1 8.3%	4 9.1%
0%超～40%	0 0.0%	1 5.3%	3 25.0%	4 9.1%

40～60%	0	1	0	1
	0.0%	5.3%	0.0%	2.3%
60～80%	1	0	0	1
	7.7%	0.0%	0.0%	2.3%
80～90%	0	1	0	1
	0.0%	5.3%	0.0%	2.3%
90～100%未満	2	3	4	9
	15.4%	15.8%	33.3%	20.5%
100%	10	10	4	24
	76.9%	52.6%	33.3%	54.5%
計	13	19	12	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S5 証明書類による証明の確認タイミング

	2,000～			計
	2,000 m ³ 以下	10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	
一度のみ（初回納品時等）	12	11	11	34
	80.0%	64.7%	91.7%	77.3%
事業所への納品ごと	2	4	1	7
	13.3%	23.5%	8.3%	15.9%
納品ごとではないが週一や月一など定期的	1	2	0	3
	6.7%	11.8%	0.0%	6.8%
計	15	17	12	44
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S6 証明書類による証明における複数所有者の扱い

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
	出荷した素材を所有者ごとに分けて、それぞれの所有者の分に対して、合法性を証明する書類を提出することが求められる（所有者ごと）	6	5	
	42.9%	33.3%	44.4%	39.5%
出荷した素材を所有者ごとに分けることはせず、同一現場ないの複数所有者分を一括して合法性を証明する書類を提出すればよい（複数所有者一括）	8	10	5	23

	57.1%	66.7%	55.6%	60.5%
計	14	15	9	38
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S7 証明書類による証明において所有者等証明を使用する割合

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
0%	11	10	6	27
	78.6%	62.5%	66.7%	69.2%
0%超～5%	2	3	2	7
	14.3%	18.8%	22.2%	17.9%
5～30%	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
30～50%	1	2	0	3
	7.1%	12.5%	0.0%	7.7%
50%～	0	1	1	2
	0.0%	6.2%	11.1%	5.1%
計	14	16	9	39
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S8 合法性の確認方針（認定事業者番号等による証明、木材加工事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～ 10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
納品書等 ¹ の提出による確認が必須である（必須）	4	12	8	24
	33.3%	63.2%	57.1%	53.3%
納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	4	3	3	10
	33.3%	15.8%	21.4%	22.2%
納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	0	0	2	2
	0.0%	0.0%	14.3%	4.4%
確認されない	4	4	1	9
	33.3%	21.1%	7.1%	20.0%
計	12	19	14	45
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

¹ 認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類

表 2-S9 合法性の確認方針（証明書類による証明、木材加工事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～ 10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
伐採届等の書類の提出による確認が必須である（必須）	6 50.0%	10 52.6%	7 50.0%	23 51.1%
伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる（なければ他の証明が必須）	2 16.7%	4 21.1%	2 14.3%	8 17.8%
伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる（確認のみ）	0 0.0%	0 0.0%	3 21.4%	3 6.7%
同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められる場合と、求められない場合がある（場合による）	0 0.0%	1 5.3%	0 0.0%	1 2.2%
確認されない	4 33.3%	4 21.1%	2 14.3%	10 22.2%
計	12 100.0%	19 100.0%	14 100.0%	45 100.0%

表 2-S10 合法性の証明割合（認定事業者番号等による証明、木材加工事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
0%	2 33.3%	1 5.9%	1 8.3%	4 11.4%
0%超～40%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
40～60%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
60～80%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
80～90%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
90～100%未満	1 16.7%	3 17.6%	4 33.3%	8 22.9%

100%	3	13	7	23
	50.0%	76.5%	58.3%	65.7%
計	6	17	12	35
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S11 合法性の証明割合（証明書類による証明、木材加工事業者への出荷）

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
0%	2	2	2	6
	22.2%	11.1%	14.3%	14.6%
0%超～40%	0	0	1	1
	0.0%	0.0%	7.1%	2.4%
40～60%	0	1	0	1
	0.0%	5.6%	0.0%	2.4%
60～80%	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
80～90%	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
90～100%未満	3	2	6	11
	33.3%	11.1%	42.9%	26.8%
100%	4	13	5	22
	44.4%	72.2%	35.7%	53.7%
計	9	18	14	41
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S12 証明書類による証明の取得状況：伐採届や適合通知が取得できない

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
よくある	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
時々ある	1	1	0	2
	5.0%	4.5%	0.0%	3.4%
たまにある	1	2	2	5
	5.0%	9.1%	12.5%	8.6%
ない（いつももらえる）	18	19	14	51
	90.0%	86.4%	87.5%	87.9%
計	20	22	16	58
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S13 証明書類による証明の取得状況：森林経営計画の認定書等が取得できない

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	1 5.3%	0 0.0%	1 6.2%	2 3.5%
時々ある	1 5.3%	0 0.0%	0 0.0%	1 1.8%
たまにある	1 5.3%	2 9.1%	2 12.5%	5 8.8%
ない (いつももらえる)	16 84.2%	20 90.9%	13 81.2%	49 86.0%
計	19 100.0%	22 100.0%	16 100.0%	57 100.0%

表 2-S14 証明書類による証明の取得状況：保安林伐採許可書が取得できない

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
時々ある	0 0.0%	0 0.0%	1 6.2%	1 1.8%
たまにある	3 15.8%	0 0.0%	0 0.0%	3 5.3%
ない (いつももらえる)	16 84.2%	22 100.0%	15 93.8%	53 93.0%
計	19 100.0%	22 100.0%	16 100.0%	57 100.0%

表 2-S15 証明書類による証明の取得状況：保安林間伐・択伐の受理通知が取得できない

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
時々ある	0 0.0%	0 0.0%	1 7.1%	1 1.9%
たまにある	2 11.1%	1 4.8%	0 0.0%	3 5.7%

ない (いつももらえる)	16 88.9%	20 95.2%	13 92.9%	49 92.5%
計	18 100.0%	21 100.0%	14 100.0%	53 100.0%

表 2-S16 証明書類による証明の取得に困る場合：豪雨や台風の被災木処理の場合

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	0 0.0%	1 5.0%	1 6.2%	2 3.7%
時々ある	3 16.7%	1 5.0%	0	4 7.4%
たまにある	2 11.1%	3 15.0%	1 6.2%	6 11.1%
ない	13 72.2%	15 75.0%	14 87.5%	42 77.8%
計	18 100.0%	20 100.0%	16 100.0%	54 100.0%

表 2-S17 証明書類による証明の取得に困る場合：庭木や田畑沿いの木など森林以外の伐採

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	1 5.0%	2 9.5%	2 12.5%	5 8.8%
時々ある	3 15.0%	1 4.8%	1 6.2%	5 8.8%
たまにある	2 10.0%	6 28.6%	5 31.2%	13 22.8%
ない	14 70.0%	12 57.1%	8 50.0%	34 59.6%
計	20 100.0%	21 100.0%	16 100.0%	57 100.0%

表 2-S18 証明書類の取得に困る場合：その他

	2,000 m ³ 以下	2,000~10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ~	計
よくある	0 0.0%	2 50.0%	0 0.0%	2 28.6%

時々ある	1	1	1	3
	100.0%	25.0%	50.0%	42.9%
たまにある	0	1	1	2
	0.0%	25.0%	50.0%	28.6%
計	1	4	2	7
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S19 クリーンウッド法についての認知：クリーンウッド法の内容について

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
知っていた	11	19	13	43
	55.0%	76.0%	81.2%	70.5%
知らなかった	9	6	3	18
	45.0%	24.0%	18.8%	29.5%
計	20	25	16	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S20 クリーンウッド法についての認知：素材生産事業者の扱いについて

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
知っていた	7	13	8	28
	35.0%	52.0%	50.0%	45.9%
知らなかった	13	12	8	33
	65.0%	48.0%	50.0%	54.1%
計	20	25	16	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 2-S21 クリーンウッド法についての認知：第一種確認の要求について

	2,000 m ³ 以下	2,000～10,000 m ³ 以下	10,000 m ³ ～	計
知っていた	10	17	12	39
	50.0%	68.0%	75.0%	63.9%
知らなかった	10	8	4	22
	50.0%	32.0%	25.0%	36.1%
計	20	25	16	61
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

参考.2 木材関連事業者アンケートの素材流通事業者の年間素材取扱量規模別集計

表 3-S1 認定事業者番号等による確認 (表 3-7 再掲)

	10,000 m ³ 以下	10,000～ 50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
納品書等を確認しており、ない場合は受け入れない (必須)	5 16.1%	5 11.1%	8 22.2%	18 16.1%
納品書等を確認しており、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証を必須としている (なければ他の証明が必須)	10 32.3%	15 33.3%	16 44.4%	41 36.6%
納品書等を確認しているが、書類がない場合でも受け入れている (確認のみ)	7 22.6%	14 31.1%	6 16.7%	27 24.1%
販売先からの要求など、合法性の証明が必要となった場合には、書類を確認する (場合による)	6 19.4%	9 20.0%	6 16.7%	21 18.8%
書類の有無を問わない (確認していない)	3 9.7%	2 4.4%	0 0.0%	5 4.5%
計	31 100.0%	45 100.0%	36 100.0%	112 100.0%

表 3-S2 証明書類による確認 (表 3-7 再掲)

	10,000 m ³ 以下	10,000～ 50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は受け入れない (必須)	6 18.2%	8 17.4%	12 30.8%	26 22.0%
伐採届等の書類を確認しており、ない場合は納品書等や森林認証を必須としている (なければ他の証明が必須)	11 33.3%	11 23.9%	7 17.9%	29 24.6%
伐採届等の書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている (確認のみ)	10	17	11	38

販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、伐採届等の書類を確認する (場合による)	30.3%	37.0%	28.2%	32.2%
	4	9	8	21
書類の有無を問わない(確認していない)	12.1%	19.6%	20.5%	17.8%
	2	1	1	4
	6.1%	2.2%	2.6%	3.4%
計	33	46	39	118
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S3 認定事業者番号等による確認割合

	10,000 m ³ 以下	10,000~50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ~	計
0%	2	3	2	7
	6.2%	7.1%	5.1%	6.2%
0%超~40%	8	12	2	22
	25.0%	28.6%	5.1%	19.5%
40~60%	1	2	3	6
	3.1%	4.8%	7.7%	5.3%
60~80%	0	3	0	3
	0.0%	7.1%	0.0%	2.7%
80~90%	0	4	4	8
	0.0%	9.5%	10.3%	7.1%
90~100%未満	11	6	9	26
	34.4%	14.3%	23.1%	23.0%
100%	10	12	19	41
	31.2%	28.6%	48.7%	36.3%
計	32	42	39	113
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S4 証明書類による確認割合

	10,000 m ³ 以下	10,000~50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ~	計
0%	2	3	1	6
	6.1%	6.7%	2.6%	5.1%
0%超~40%	4	12	11	27
	12.1%	26.7%	28.2%	23.1%
40~60%	0	1	3	4

60～80%	0.0%	2.2%	7.7%	3.4%
	2	2	1	5
80～90%	6.1%	4.4%	2.6%	4.3%
	1	5	4	10
90～100%未満	3.0%	11.1%	10.3%	8.5%
	16	10	6	32
100%	48.5%	22.2%	15.4%	27.4%
	8	12	13	33
計	24.2%	26.7%	33.3%	28.2%
	33	45	39	117
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S5 証明書類による確認の詳細：書類確認タイミング

	10,000 m ³ 以下	10,000～ 50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
一度のみ（初回納品時等）	24	32	28	84
	77.4%	82.1%	70.0%	76.4%
事業所への納品ごと	2	3	4	9
	6.5%	7.7%	10.0%	8.2%
納品ごとではないが週一や月一など定期的	5	4	8	17
	16.1%	10.3%	20.0%	15.5%
計	31	39	40	110
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S6 証明書類による確認の詳細：複数所有者の扱い

	10,000 m ³ 以下	10,000～ 50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
素材と合法性を証明する書類は所有者ごとに紐付けている	13	22	18	53
	41.9%	56.4%	48.6%	49.5%
素材と合法性を証明する書類は同一現場内の複数所有者分を一括して紐付けている	18	17	19	54
	58.1%	43.6%	51.4%	50.5%
計	31	39	37	107
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S7 証明書類による確認の詳細：独自の証明を使用する割合

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
0%	8 28.6%	12 30.0%	20 52.6%	40 37.7%
0%超～5%	12 42.9%	16 40.0%	9 23.7%	37 34.9%
5～10%	4 14.3%	5 12.5%	5 13.2%	14 13.2%
10～20%	1 3.6%	6 15.0%	3 7.9%	10 9.4%
20～30%	1 3.6%	0 0.0%	0 0.0%	1 0.9%
30～50%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
50%～	2 7.1%	1 2.5%	1 2.6%	4 3.8%
計	28 100.0%	40 100.0%	38 100.0%	106 100.0%

表 3-S8 森林認証による証明の入手

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
0%	15 44.1%	22 47.8%	15 36.6%	52 43.0%
0%超～40%	4 11.8%	11 23.9%	15 36.6%	30 24.8%
40～60%	2 5.9%	2 4.3%	2 4.9%	6 5.0%
60～80%	3 8.8%	1 2.2%	4 9.8%	8 6.6%
80～90%	1 2.9%	4 8.7%	0 0.0%	5 4.1%
90～100%未満	3 8.8%	2 4.3%	2 4.9%	7 5.8%
100%	6 17.6%	4 8.7%	3 7.3%	13 10.7%
計	34	46	41	121

	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
--	--------	--------	--------	--------

表 3-S9 証明書類、認定事業者番号等、森林認証等により合法性が確認できた割合

	10,000 m ³ 以下	10,000~50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ~	計
0%	2	4	2	8
	5.7%	8.7%	4.9%	6.6%
0%超~40%	3	8	8	19
	8.6%	17.4%	19.5%	15.6%
40~60%	1	2	3	6
	2.9%	4.3%	7.3%	4.9%
60~80%	2	4	3	9
	5.7%	8.7%	7.3%	7.4%
80~90%	2	6	1	9
	5.7%	13.0%	2.4%	7.4%
90~100%未満	10	9	9	28
	28.6%	19.6%	22.0%	23.0%
100%	15	13	15	43
	42.9%	28.3%	36.6%	35.2%
計	35	46	41	122
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S10 改めて試みた場合の確認可能な割合

	10,000 m ³ 以下	10,000~50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ~	計
0%	1	4	0	5
	3.6%	10.5%	0.0%	4.8%
0~20%	7	5	7	19
	25.0%	13.2%	17.9%	18.1%
20~40%	2	7	2	11
	7.1%	18.4%	5.1%	10.5%
40~60%	2	4	1	7
	7.1%	10.5%	2.6%	6.7%
60~80%	3	2	3	8
	10.7%	5.3%	7.7%	7.6%
80~100%	5	11	14	30
	17.9%	28.9%	35.9%	28.6%
100%	8	5	12	25

	28.6%	13.2%	30.8%	23.8%
計	28	38	39	105
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S11 合法性の確認方針（素材流通事業者から調達）

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
書類を確認しており、ない場合は受け入れない（必須）	4 40.0%	3 42.9%	5 55.6%	12 46.2%
書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている（確認のみ）	2 20.0%	0 0.0%	1 11.1%	3 11.5%
販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、書類を確認する（場合による）	3 30.0%	4 57.1%	3 33.3%	10 38.5%
書類の有無を問わない（確認していない）	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 3.8%
計	10 100.0%	7 100.0%	9 100.0%	26 100.0%

表 3-S12 合法性の確認割合（素材流通事業者から調達）

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
0%	0 0.0%	0 0.0%	1 9.1%	1 3.7%
0%超～40%	1 10.0%	1 16.7%	1 9.1%	3 11.1%
40～60%	1 10.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 7.4%
60～80%	1 10.0%	1 16.7%	0 0.0%	2 7.4%
80～90%	4 40.0%	1 16.7%	4 36.4%	9 33.3%
90～100%未満	3 30.0%	2 33.3%	5 45.5%	10 37.0%

計	10	6	11	27
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

表 3-S13 分別管理の実施

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
分別できている	14 73.7%	14 46.7%	12 50.0%	40 54.8%
不十分の可能性	4 21.1%	12 40.0%	12 50.0%	28 38.4%
伝達しない	1 5.3%	4 13.3%	0 0.0%	5 6.8%
計	19 100.0%	30 100.0%	24 100.0%	73 100.0%

表 3-S14 販売時の伝達割合

	10,000 m ³ 以下	10,000～50,000 m ³ 以下	50,000 m ³ ～	計
0%	0 0.0%	3 9.7%	0 0.0%	3 4.1%
0%超～40%	7 36.8%	7 22.6%	4 17.4%	18 24.7%
40～60%	0 0.0%	2 6.5%	2 8.7%	4 5.5%
60～80%	2 10.5%	3 9.7%	0 0.0%	5 6.8%
80～90%	1 5.3%	2 6.5%	3 13.0%	6 8.2%
90～100%未満	7 36.8%	6 19.4%	5 21.7%	18 24.7%
100%	2 10.5%	8 25.8%	9 39.1%	19 26.0%
計	19 100.0%	31 100.0%	23 100.0%	73 100.0%

第Ⅱ部 木質バイオマス発電事業者ヒアリング調査報告

第1章 はじめに

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（以下、「クリーンウッド法」という。）に基づく木材関連事業者が取り組むべき措置である木材等の合法性の確認、譲渡しの措置、記録の保存等について、木材（モノ、所有権）、書類等の流れも含めて、「クリーンウッド法」に照らした際の木質バイオマス発電事業者による運用実態をヒアリングにより把握し、課題等の整理、分析を含め、とりまとめた。

第2章 クリーンウッド法及び発電ガイドラインにおける合法性確認の関係

クリーンウッド法では、第一種木材関連事業者は、合法性の確認に当たって、購入先（樹木の所有者又は我が国に木材等を輸出する者）に対し、樹木が法令に適合して伐採されたことを証明する書類等を確認することとしている。また、第二種木材関連事業者は木材等を譲り受ける際に購入先が発行する書類その他これに類する書類等を確認することとしている。

木質バイオマスにより発電した電気の買取価格は再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT/FIP制度）により、間伐材等由来の木質バイオマス、一般木質バイオマス、建設資材廃棄物の3区分に分類される。発電事業者は電気の価格区分が適正であることを示すため、燃料を入荷する際に「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（以下、「発電ガイドライン」という。）」に基づいた証明書を納入者から受け取る必要がある。この証明書は木材が該当する価格区分と適切な分別管理の実施を示すためのものであり、素材生産段階からのサプライチェーンの各段階において連鎖的に発行することが求められている。また、素材生産段階から次の流通工程の事業者が証明書を発行する場合には、証明書に加え、発電ガイドラインにおける木材の由来及び合法性を確認できる書類（伐採及び伐採後の造林届出書。保安林伐採許可の通知、森林経営計画認定書の写し等。以下、「関連書類」という。）を添付する必要がある（例外的に法令による伐採に関わる手続が不要の樹木については、伐採者または所有者自らが証明書を交付することで証明が可能となっている）。

このように、クリーンウッド法に基づく合法性確認と発電ガイドラインに基づく確認は異なる制度であるが、発電ガイドラインに基づく確認に用いられた書類を活用して、クリーンウッド法に基づく合法性確認が行われる場合が多いと考えられる。

第3章 木質バイオマス発電事業者に対するヒアリング調査 結果とりまとめ

3.1 調査方法

木質バイオマス発電事業者における燃料材の合法性確認の実態と事業者の意識を把握することを目的としてヒアリング調査を実施した。ヒアリング対象は国産燃料（国内で伐採された木材）を用いている発電事業者1社（以下、「発電A社」という。）と輸入燃料（海外で伐採された木材）を用いている発電事業者1社（以下、「発電B社」という。）を選定した。選定にあたっては、それぞれの燃料を扱う発電事業者の中で中庸な発電規模であること、燃料のサプライチェーンが特殊なものではないことを念頭に選出し、ヒアリング対象とした。

発電A社は国産燃料のみを利用する事業者だった。発電A社に加えて、発電A社の完全子会社であり、発電A社と事務所を共同利用している加工事業者（以下、「加工C社」という。）の担当者に対するヒアリングを行った。発電A社が用いる全ての燃料は加工C社を通して仕入れていた。加工C社は発電A社へのチップ供給を目的に設立された会社であり、発電A社以外には供給していなかった。加工C社は素材生産事業者から素材を購入し、加工したチップを発電A社に納入していた。合法性確認の中核はこの加工C社が担っており、燃料材のサプライチェーンの詳細や、各段階での合法性確認についての具体的な方法をヒアリングすることができた。

発電B社は輸入燃料（PKS、木質ペレット）を主な燃料としながら、一部、国産燃料を利用していた。輸入燃料（木質ペレット）の合法性確認とともに、国産燃料の合法性確認についても調査する上で、発電B社の担当者に加え、発電B社に入荷する国産燃料の素材の商流を管理し、合法性確認を行っている事業者（以下、「流通D社」という。）に対してもヒアリングを行った。

調査は、2023年1月に実施した。発電所を訪問し、ヒアリングと分別管理に関する現地確認を実施した。ヒアリングでは、まず事業者の概要として、発電設備の出力や利用する燃料の区分や量、各種の認定の取得状況や合法性確認に関するセミナーへの参加状況を把握した。その上で、燃料材のサプライチェーンや段階ごとの合法性確認方法、合法性確認に関する課題を各事業者が保管している書類を確認しながら聞き取りした。

3.2 調査結果

発電A社は第二種木材関連事業者であり、加工C社は第一種木材関連事業者に該当していた。

発電 B 社は燃料の納入ルートによって第一種木材関連事業者該当する場合と第二種木材関連事業者該当する場合があった。輸入燃料の納入ルートについては複数の商社を介して木質ペレット製品を仕入れており、第二種木材関連事業者に該当した。

発電 B 社の国産燃料については物流と商流の流れが異なっていた。商流上は流通 D 社自身が生産した素材と周囲の素材生産事業者の素材をとりまとめるとともに、書類により合法性を確認している。このように、発電 B 社は流通 D 社以外が生産した素材の納入ルートでは第二種木材関連事業者に該当し、流通 D 社が生産した素材の納入ルートでは第一種木材関連事業者に該当した。また、物流上は流通 D 社も含め、それぞれの素材生産事業者が素材を発電 B 社に直接納入していた。

今回調査した両発電事業者は、発電ガイドラインに基づいて証明された木材のみを燃料としており、証明書の収集やクリーンウッド法に基づく合法性の確認を行っていた。

3.2.1 国産木質バイオマスを利用する発電事業者の詳細

(1) 発電 A 社、加工 C 社の概要

発電 A 社の保有する設備の出力は 5MW クラスであり、年間約 6 万 t の燃料材を利用していた。入荷燃料の 9 割は発電ガイドラインに基づく間伐材等由来の木質バイオマスとして証明された燃料であり、残り 1 割は一般木質バイオマスとして証明された燃料を購入していた。証明されていない木材や建設資材廃棄物、輸入木質バイオマスは扱っていなかった。

加工 C 社は木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（合法性ガイドライン）に基づく森林・林業・木材産業関係団体の認定（以下、「合法木材認定」という。）と、発電ガイドラインに基づく発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者団体による認定（以下、「発電認定」という。）の両方を受けていた。なお、クリーンウッド法の事業者登録は受けていなかった。また、発電 A 社は合法木材認定、発電認定、クリーン法の事業者登録は受けていなかった。

「(3) 合法性確認について」にて詳述するが、発電 A 社、加工 C 社は厳格な合法性確認体制を整備していた。この体制は事業を開始する際に、発電ガイドラインに関する手続きの流れを事業者の所在自治体の担当者とともに整理したことが発端だった。また、加工 C 社の担当者は認定団体が毎年開催する合法木材ガイドライン、発電ガイドライン両方をテーマとするセミナーに毎年度参加しており、受講証明書を保管していた。

(2) 燃料材のサプライチェーンについて

「3.1 調査方法」に記載したとおり、発電 A 社が利用する燃料は、原則として加工 C 社が加工したチップのみだった。素材生産事業者から加工 C 社に素材を納入するためには、発電 A 社の供給協議会に参加する必要がある。現在 79 社が協議会に加盟しているが、実際に出材実績があるのはその半数ほどとの

ことだった。加工 C 社は素材生産事業者から直接素材での納入を受けており、商社等は仲介していなかった。1 回の納入量は 10t トラックの場合は約 8t、トレーラーの場合は約 16t とのことだった。

なお、加工 C 社は例外的に一部、外部からチップを仕入れていた。近年、地域内の需給状況は逼迫しており、従来利用していた幹部だけでなく、末木枝条や短尺材（タンコロ）を効率的に利用する取組みをはじめていた。ただし、末木枝条、タンコロはそのままではかさばり、運搬効率が低いことから、素材生産事業者が伐採作業地でチップ化したものに限り入荷していた。取組を始めた 2022 年 4 月から調査時の 2023 年 1 月までの入荷実績は約 800t だった。これらについても発電ガイドラインに基づく証明がされたものだった。

また、加工 C 社は災害被災木等、発生がイレギュラーな材を受け入れること自体は前向きだが、災害被災木等は廃棄物とされる可能性があり、その可能性が払拭できない場合については仕入れない方針だった。現状では所轄の自治体がこうした木材の廃棄物該当性の判断基準を整理できていない状況であるため、扱うことは難しいと考えていた。

（3）合法性確認について

①素材生産事業者から加工 C 社に納入する際の合法性確認

発電 A 社、加工 C 社では発電ガイドラインに基づいて木材の価格区分、分別管理を確認しており、その過程で合法性確認をしていることから、クリーンウッド法に基づく合法性確認を行っているとして加工 C 社は認識していた。

具体的には、C 社に素材を供給する素材生産事業者が伐採・搬出作業地を確定した段階で、表 1 に示した項目が記載された伐採地に関する書類と合法性が確認できる書類（表 1 内「提出する関連書類」に該当する書類）の写しの両方を加工 C 社に提出させていた。これらの書類は、施業地が確定した時点で施業開始前に C 社から A 社に対し提出していた。

更に、燃料材の納入ごとに素材生産事業者が記入する表 2 に示した項目が記載された 3 枚複写の送り状を素材生産事業者、運送事業者（運送委託を受けた場合のみ）、加工 C 社でそれぞれ共有し、保管しており、この送り状が発電ガイドラインにおける証明書となっていた。加えて、素材の納入時に加工 C 社のトラックスケールでの計量伝票が発行されるタイミングで、加工 C 社の担当者がこれらの書類を確認し、納入重量が示された計量伝票に FIT/FIP 制度に基づく燃料材の価格区分が明記された受付印を押印していた。

これらの書類は全て紙で発行されており、出荷者別、時系列順にファイルに整理し、発電 A 社、加工 C 社が共同で利用する事務所内で 5 年間保存していた。

なお、表 1 の「提出する関連書類」に示した書類が不足する場合には材を受け入れないとのことだった。偶発的な事情で関連書類による合法性が確認できなかった木材については、他の木材と異なる場所に一時保管し、確認がとれた段階で該当する木材の保管場所へ移動させる流れとしていた。具体的に

は、素材生産事業者が伐採地に関する書類を提出する前に、素材の輸送を委託された運送会社のトラックが伐採地の土場付近を空荷で走行した際、既に素材が予定の箇所に極積みされており、運送会社の判断で素材が運搬された場合があったとのことだった。

こうした合法性確認は、素材生産事業者とのやりとりは営業担当1名が担当し、確認作業は専属の事務員1名が担当しているとのことだった。素材生産事業者からは開始当初は難色を示されたが、対応をお願いし、1~2年程度でトラブルなく対応してもらえるようになったとのことだった。

表 1 伐採地に関する書類の記載項目

<ul style="list-style-type: none"> ✓ 書類番号 ✓ 発行年月日 ✓ 宛名 ✓ 証明書発行者住所、事業者名、代表者名、発電認定番号 ✓ 木質バイオマスの種類（選択式、選択肢は次のとおり） <ul style="list-style-type: none"> ① 間伐材（森林経営計画、森林施業計画、特定間伐等促進計画の対象森林） ② 間伐材（保安林） ③ 間伐材（国有林・県有林） ④ 間伐材（上記以外の森林） ⑤ 主伐材（森林経営計画、森林施業計画の対象林） ⑥ 主伐材（保安林） ⑦ 主伐材（国有林） ⑧ 一般木質バイオマス（上記以外で森林から出材される木材） ✓ 森林の所在地 ✓ 樹種 ✓ 数量（伐採・搬出作業地からの搬入予定量） ✓ 提出する関連書類（選択式、選択肢は次のとおり、冒頭の番号は「木質バイオマスの種類」を指す） <ul style="list-style-type: none"> ①、⑤森林経営計画認定書、森林施業計画認定書、特定間伐等促進計画認定書の写し ②、⑥保安林内（保安林施設内）立木伐採許可決定通知の写し ③、⑦売買契約の写し、県有林の場合は県の発行する間伐材証明書の写し ④、⑧伐採の計画の適合通知、伐採及び伐採後の造林の届出確認通知書の写し、林地転用に伴う開発の許可を証する書類の写し

表2 送り状（証明書）の記載項目

✓	発行番号
✓	記入日
✓	宛名
✓	発行事業者名（協議会会員名）
✓	発電認定番号
✓	伐採地に関する書類（表1）の書類番号
✓	森林の所在地
✓	FIT/FIP 制度上の木質バイオマス区分
✓	当該森林での送り状発行状況
	➤ 新規（当該森林ではじめて送り状を発行する場合）
	➤ 継続（当該森林で発行する送り状が2枚目以降の場合）
	➤ 終了（当該森林で発行する最後の送り状である場合）
✓	運搬事業者名
✓	車両識別番号

上記の書類による合法性確認に加えて、加工 C 社では出材状況の確認を兼ねた伐採・搬出作業地の現地確認も実施していた。全ての作業地を確認するわけではなく、出材量が多い場所などを中心に全体の3割程度を確認しているとのことだった。なお、素材生産事業者からの請求書は月に1回、数量をとりまとめ、発行されていた。

発電 A 社、加工 C 社の敷地内では、発電認定を申請する際に認定団体に提出した分別管理方針書に従って素材、チップが分別されていた。分別管理方針書にはそれぞれの保管場所が記載されており、実際に素材、チップの置場もそれに従っていた。各保管場所は分別管理に十分な広さが確保されており、それぞれの木材の区分が看板により明示されていた（図1）。



図1 発電 A 社、加工 C 社における保管場所の区分明示例

②加工 C 社から発電 A 社に納入する際の合法性確認

前述のとおり、加工 C 社と発電 A 社は敷地を一にしている。発電 A 社及び加工 C 社ではチップ加工後、発電設備のホッパーにチップを投入した時点で、発電 A 社にチップを納入したものと整理していた。投入はローダーで順次行われることから 1 回を区切ることが難しく、1 日分の投入量に対して発電ガイドラインに基づく証明書が発行されていた。

発電 A 社と加工 C 社は事務室を共同で利用しており、加工 C 社が素材生産事業者から収集した証明書や関連書類は発電 A 社の従業員も必要に応じて確認できる状況にあった。

(4) 課題認識・問題点など

加工 C 社ではクリーンウッド法に基づく合法性の確認に関しては、発電ガイドラインに則った証明に対応することで、求められている合法性の確認にも対応できていると考えており、特に課題や問題意識はないとのことだった。また、加工 C 社の担当者はクリーンウッド法、合法性ガイドライン、発電ガイドラインの違いについて理解していた。これは前述した認定団体のセミナーによる効果だと考えられる。ただし、加工 C 社に素材を納入する素材生産事業者ではこれらの制度が混同されている場合が多いとのことだった。

3.2.2 輸入木質バイオマスを利用する発電事業者の詳細

(1) 発電 B 社、流通 D 社の概要

発電 B 社の保有する発電設備の出力は 50MW クラスであり、年間約 25 万 t の燃料を仕入れていた。内訳は PKS が約 20 万 t であり、輸入木質ペレットは約 4 万 t、残り 1 万 t は FIT/FIP 制度上の間伐材等由来の木質バイオマスとして証明された国産燃料だった。

発電 B 社、流通 D 社は同県の認定団体より合法木材認定と発電認定の両方を受けていた。また、両社の担当者は認定団体が毎年開催する合法性ガイドライン、発電ガイドライン両方をテーマとするセミナーに毎年度参加しており、受講証明書を保管していた。発電 B 社、流通 D 社は両社ともクリーンウッド法の事業者登録は受けていなかった。なお、発電 B 社に輸入木質ペレットを納入している商社について、今回の調査で書類から確認できた商社はいずれも発電認定、クリーンウッド法の事業者登録を受けていた。

(2) 燃料材のサプライチェーンについて

木質ペレットは、ベトナム産のものを複数の商社から購入していた。1 隻あたり約 6,500t が入荷されるとのことだった。B 社の敷地内に港があり、港から 20~100m の範囲に木質ペレットを保管するための屋根のついたヤードが複数あり、この間は発電 B 社のトラックで運搬していた。この屋根のついたヤードは全部で 7 箇所存在し、使用する燃料種 (PKS、木質ペレット、国産チップ) ごとに、ヤードが定められていた。

国産燃料は発電 B 社の地域内から集材していた。流通 D 社が近隣の森林組合を中心とした素材生産事業者 6 社が出荷する素材の流通を管理し、発電ガイドラインに基づく証明書と関連書類を確認していた。流通 D 社も素材生産を行っており、6 社には流通 D 社も含まれる。流通 D 社は商流のみ管理しており、素材は素材生産事業者が直接発電 B 社に納入し、発電 B 社のヤードで自然乾燥した後、同社がチップ加工していた。なお、一回の納入量は 4~26t(トラックの規模により変動)とのことだった。また、流通 D 社が素材生産段階の関連書類と証明書を確認しており、確認できない材は B 社に納入していなかった。

(3) 合法性確認について

発電 B 社では、クリーンウッド法で求められている合法性確認について、発電ガイドラインに基づく木材の価格区分、分別管理を確認しており、流通の前段階で合法性確認がなされたものを入荷していることから、クリーンウッド法における合法性確認を行っていることを認識していた。

輸入木質バイオマスの納入ルートでは、発電 B 社は第二種木材関連事業者該当し、第一種木材関連事業者である商社から発行される一般木質バイオマスの証明書を受け取り、確認していた。この証明書は「一般木質バイオマス」であることを示すものであり、合法的に伐採されたことを直接的に示す記載はないが、これを発行する商社が輸入に際して合法性ガイドラインに基づいて証明されていることを確認するため、合法的に伐採されたことを間接的に示していることとなる。

また、この証明書について、商社間で書式の違いは見られなかった。実際に商社から発電 B 社に発行されていた一般木質バイオマスの証明書に用いられていた記載項目を表 3 に示す。

表 3 発電 B 社が受け取っていた輸入木質ペレット（一般木質バイオマス）証明書記載項目

✓	発行年月日
✓	宛名
✓	発行事業者、部署
✓	発電認定番号
✓	木質バイオマスの該当区分
✓	適切に分別管理されたものであることを証明する旨
✓	船名
✓	運送契約日
✓	運送契約番号
✓	樹種（産地、樹種）
✓	数量

国産燃料について、発電 B 社は、流通 D 社以外が生産した素材の納入ルートでは第二種木材関連事業者該当し、流通 D 社が生産した素材の納入ルートでは第一種木材関連事業者該当した。素材生産事

業者が発行する発電ガイドラインにおける素材生産段階の間伐材等由来木質バイオマスの証明書とその関連書類について、流通 D 社以外が生産した素材の納入ルートでは、証明書と関連書類の写しは素材生産事業者から発電 B 社に提供され、発電 B 社はそれらの写しを流通 D 社と共有していた。流通 D 社が直接納入するルートでは、流通 D 社から発電 B 社に証明書と関連書類の写しが提供されていた。

実際に間伐材等由来の木質バイオマスの証明書に用いられていた記載項目を表 4 に示す。また、入荷時にはトラックスケールの計量伝票を発電 B 社、素材生産事業者、流通 D 社がそれぞれ保管し、数量の確認を行っていた。

なお、発電 B 社では間伐材等由来の木質バイオマスとして証明された素材しか扱っておらず、災害被災木などのイレギュラーに発生する木材は一般木質バイオマスに該当する可能性が高いことから入荷していなかった。

表 4 発電 B 社の国産燃料（間伐材等由来の木質バイオマス）証明書記載項目

✓	書類発行番号
✓	発行年月日
✓	宛名
✓	発行事業者、代表者名、発行事業者発電認定番号
✓	適切に分別管理されたものであることを証明する旨
✓	木質バイオマスの種類（選択式、複数回答可、選択肢は次のとおり）
	① 合法的に伐採された原木
	② 間伐材等由来の木質バイオマス
	③ 間伐材（除伐によるものを含む場合はその旨を）
	④ 森林経営計画対象森林
	⑤ 保安林等
	⑥ 国有林・官公造林
✓	伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
✓	樹種
✓	数量
✓	添付した関連書類（森林経営計画認定書など）

輸入燃料、国産燃料の証明に関する書類は全て紙で発行されており、ファイルに整理され、事務所内で 5 年間保存されていた。輸入燃料は商社から発電 B 社宛に発行されていた。国産燃料は素材生産事業者から発電 B 社宛に発行されていた（証明書の連鎖に流通 D 社が含まれないのは、バイオマスの証明は物流に即して行えばよい）。

発電 B 社の敷地内では、発電認定を申請する際に認定団体に提出した分別管理方針書に従って木質ペレット、チップはそれぞれ屋根のついたヤード、素材は所定のヤードで保管されており、看板でそれぞれの区分が明示されていた。



図 2 発電 B 社における保管場所の区分明示例

(4) 課題認識・問題点など

輸入木質ペレットにおける発電ガイドラインに基づく証明書は合法性ガイドラインに基づく証明を根拠としているが、発電ガイドラインでは、発電 B 社が商社の保管する関連書類を確認することまでは求められていない。このため、(クリーンウッド法における第二種木材関連事業者による合法性確認の取組としては求められていないものの、) 合法性の根拠をどのように確認するかが課題だと発電 B 社の担当者は考えていた。また、発電 B 社の担当者は、発電ガイドラインについては把握しているものの、クリーンウッド法、合法性ガイドラインの制度について熟知しているわけではないため、素材生産事業者に対して書類を求める際に各制度の違いを自身が正確に説明することが困難であると考えていた。

付 録

付録1. 素材生産事業者アンケート票

付録2. 木材関連事業者アンケート票

付録3. 素材生産事業者ヒアリング調査票

付録4. 木材関連事業者ヒアリング調査票

付録5. 木質バイオマス発電事業者ヒアリング項目

素材生産事業者アンケート調査票

素材を生産し販売した実績のある方は、以下の質問にお答えください。素材生産以外の事業を合わせて営んでおられる方も、以下の質問は、**素材生産事業**だけについてお答えください。

I 事業概要

問 1 過去 1 年間に生産し、かつ販売した素材の量をお答えください。この量には、立木購入した分に加え、森林所有者などから生産・販売を委託された分も含まれます。バイオマス発電向けに燃料材として出荷した量は含みません。概数で結構です。

 m³

問 2 素材生産事業を営んでいる所在地の都道府県名をお答えください。また、事業を営んでいる範囲をお答えください。

所在地	都道府県	範囲： <input type="checkbox"/> 都道府県内 <input type="checkbox"/> 隣接都道府県まで <input type="checkbox"/> それより広域
-----	------	------------------------------------------------------------------------------------------------------

問 3 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（団体認定の認定事業者）ですか。

 はい いいえ

問 4 森林認証の CoC 認証を取得していますか。

 SGEC/PEFC の CoC 認証を取得 FSC の CoC 認証を取得 取得していない

問 5 事業者としての法人・個人等の組織の種類をお答えください。

 株式会社、有限会社等の営利法人 森林組合・森林組合連合会
 その他の協同組合やその連合会 その他の法人 個人・任意団体など（法人でない）

II 素材流通事業者へ出荷する際の合法性の証明

素材を市場や商社などの**素材流通事業者へ出荷し販売する際の合法性の証明**についてうかがいます。例えば、素材は製材工場などに直送する場合であっても、素材流通事業者が間に入って、一旦買い取ったり、委託材として販売している場合は、素材流通事業者への出荷と考えてください。**素材流通事業者への出荷がない場合（全て加工事業者への直売）は、III の問 10 に進んでください。**

問 6 素材流通事業者に出荷する際、素材を素材流通事業者の土場（市場）に運ぶ場合と、素材は製材工場などに直送し、素材流通事業者は商流にだけ関わる場合を分けた時、**素材流通事業者の土場（市場）に運ぶ割合**をお答えください。

 割

問 7 出荷先から、団体認定に基づく**認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類（納品書等）の提出**を求められますか。複数の出荷先がある場合は**最も多い場合**をお答えください。また、素材流通事業者へ出荷する素材の**どれくらいの割合で実際に書類を提出しているか**、お答えください。

◎出荷時の認定事業者番号、合法性を証明する旨が記載された納品書等の要求

<input type="checkbox"/> 納品書等の提出による確認が必須である <input type="checkbox"/> 納品書等の提出による確認が必須で、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証が必須とされる <input type="checkbox"/> 納品書等の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる <input type="checkbox"/> 同じ出荷先でも、納品書等の提出を求められる場合と、求められない場合がある <input type="checkbox"/> 確認されない
◎実際に納品書等を提出する割合（出荷量に対する割合）
<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～40% <input type="checkbox"/> 40～60% <input type="checkbox"/> 60%～80% <input type="checkbox"/> 80～90% <input type="checkbox"/> 90～100%未満 <input type="checkbox"/> 100%

問 8 出荷先から、**伐採届等の樹木が法令に適合して伐採されたこと（合法性）を証明する書類***の提出を求められますか。複数の出荷先がある場合は**最も多い場合**をお答えください。また、素材流通事業者へ出荷する素材の**どれくらいの割合で実際に書類を提出しているか**、お答えください。

*合法性確認を行った旨を記載した納品書等ではなく、伐採届（役所の受領印のあるもの）、適合通知、森林経営計画認定書・計画書、保安林に関する伐採許可や受理通知、国有林売買契約書、林地開発許可書など、それ自体が合法性を証明する書類。

◎出荷時の合法性を証明する書類の要求
<input type="checkbox"/> 伐採届等の書類の提出による確認が必須である <input type="checkbox"/> 伐採届等の書類の提出による確認が必須で、ない場合は納品書等や森林認証が必須とされる <input type="checkbox"/> 伐採届等の書類の提出による確認を求められるが、ない場合でも受け入れられる <input type="checkbox"/> 同じ出荷先でも、伐採届等の書類の提出を求められる場合と、求められない場合がある <input type="checkbox"/> 確認されない
◎実際に伐採届等の合法性を証明する書類を提出する割合（出荷量に対する割合）
<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～40% <input type="checkbox"/> 40～60% <input type="checkbox"/> 60%～80% <input type="checkbox"/> 80～90% <input type="checkbox"/> 90～100%未満 <input type="checkbox"/> 100%

問 9 問 8 の書類（伐採届等の合法性を証明する書類）を提出する場合について、書類を**提出するタイミング**、一つの生産現場に**複数の森林所有者の森林が含まれていた場合の扱い**、また、**公的な書類が得られない区域の伐採など森林所有者による独自の証明を使う場合の割合**、をお答えください。

◎同一の生産現場に関する合法性を証明する書類を提出するタイミング
<input type="checkbox"/> 一度のみ（初回納品時等） 複数回（ <input type="checkbox"/> 事業所への納品ごと <input type="checkbox"/> 納品ごとではないが週一や月一など定期的）
◎一つの生産現場に複数の所有者の森林が含まれていた場合の扱い
<input type="checkbox"/> 出荷した素材を所有者ごとに分けて、それぞれの所有者の分に対して、合法性を証明する書類を提出することが求められる <input type="checkbox"/> 出荷した素材を所有者ごとに分けることはせず、同一現場内の複数所有者分を一括して合法性を証明する書類を提出すればよい
◎公的な書類が得られない区域の伐採など森林所有者による独自の証明を使う割合
<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～5% <input type="checkbox"/> 5～10% <input type="checkbox"/> 10～20% <input type="checkbox"/> 20～30% <input type="checkbox"/> 30～50% <input type="checkbox"/> 50%超

問 17 クリーンウッド法は、木材関連事業者が素材生産事業者等から素材を受託・購入する際には、合法性を確認する書類（伐採届、適合通知など問 8 の*注釈）を収集して合法性の確認を行うことを求めていることを知っていましたか。

<input type="checkbox"/> 知っていた <input type="checkbox"/> 知らなかった

問 18 問 15～17 でうかがったようなクリーンウッド法に関する知識を得る機会としてどのようなものがありましたか。当てはまるものを全て選んでお答えください。

<input type="checkbox"/> 協議会や団体等が開催する研修・セミナー等	<input type="checkbox"/> 所属する団体等からの案内
<input type="checkbox"/> 同業者・近隣の事業者からの情報	<input type="checkbox"/> 行政からの情報提供や指導
<input type="checkbox"/> 取引先から合法性に関する情報を求められた	<input type="checkbox"/> これらの機会がなかった

問 19 クリーンウッド法で定めた合法性の確認を促進し、定着させるには、次のいずれが有効だとお考えですか。有効と考えるものを全て選んでください。

<input type="checkbox"/> クリーンウッド法で定めた合法性の確認材への需要創出
<input type="checkbox"/> クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組む事業者への補助事業等の行政支援
<input type="checkbox"/> クリーンウッド法やそこで定めた合法性の確認の方法について研修や普及の機会拡大
<input type="checkbox"/> クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組むよう罰則を設けるなど、業界全体に必須の取り組みとすること
<input type="checkbox"/> クリーンウッド法において森林所有者や素材生産事業者等を合法性の確認に取り組む事業者として明確に位置付けること
<input type="checkbox"/> 登録木材関連事業者となることにメリットを設けること (メリットの具体例 _____)
<input type="checkbox"/> 団体認定による合法性証明とクリーンウッド法で定めた合法性の確認の整理や一本化

問 20 クリーンウッド法に基づく合法性の確認の取組をより強化することに賛成ですか、反対ですか。以下の賛成、反対、分からない理由で当てはまるものを全て選んでください。賛成の理由、反対の理由、両方から選んでいただいて結構です。

賛成の理由	<input type="checkbox"/> 世界的に違法伐採が問題となる中、木材の合法性を担保する法制度の存在は重要だから <input type="checkbox"/> 海外からの違法伐採木材の流入を阻止すべきだから <input type="checkbox"/> 誤伐・盗伐など国内の違法伐採問題をなくすべきだから <input type="checkbox"/> 当然やるべきことだから <input type="checkbox"/> その他 (_____)
反対の理由	<input type="checkbox"/> 国内に違法伐採問題はほぼあるいは全く存在せず、合法性の確認を徹底させる意味はあまりないから <input type="checkbox"/> 合法性の確認を徹底しても国内の違法伐採問題の解決にはつながらないから <input type="checkbox"/> 合法性の確認やそのための書類の保存、分別管理等にコスト・手間がかかるから

問7 森林・林業・木材産業関係団体の認定を受けた合法木材供給事業者（団体認定の認定事業者）ですか。

はい いいえ

問8 森林認証制度のCoC認証を取得していますか。

SGEC/PEFCのCoC認証を取得 FSCのCoC認証を取得 取得していない

問9 事業者としての法人・個人等の組織の種類をお答えください。

株式会社、有限会社等の営利法人 森林組合・森林組合連合会
 その他の協同組合やその連合会 その他の法人 個人・任意団体など（法人でない）

II 素材生産事業者等から仕入れる際の合法性の確認（第一種木材関連事業による確認）

素材生産事業者等（自伐林家や森林組合等含む）から直接国産素材を仕入れ販売・加工する分についてお答えください。こうした仕入れがない方はIIIの問17に進んでください。

問10 素材生産事業者等からの仕入れの際の団体認定に基づく**認定事業者番号と合法性を証明する旨が記載された書類（納品書等）**の入手についてあてはまるものを選択してください。また、実際に仕入れた素材のうち、**納品書等の書類を入手した割合**をお答えください。

◎仕入れ時の納品書等の入手方針

- 納品書等を確認しており、ない場合は受け入れない
 納品書等を確認しており、ない場合は伐採届等の合法性を証明する書類や森林認証を必須としている
 納品書等を確認しているが、書類がない場合でも受け入れている
 販売先からの要求など、合法性の証明が必要となった場合には、書類を確認する
 書類の有無を問わない（確認していない）

◎実際に納品書等を入手した割合（仕入量に対する割合）

0% 0%超～40% 40～60% 60%～80% 80～90% 90～100%未満 100%

問11 素材生産事業者等からの仕入れの際の**伐採届等の樹木が法令に適合して伐採されたこと（合法性）を証明する書類***の入手についてあてはまるものを選択してください。また、実際に仕入れた素材のうち、**書類を入手した割合**をお答えください。

*合法性確認を行った旨を記載した納品書等ではなく、伐採届（役所の受領印のあるもの）、伐採届、適合通知、森林経営計画認定書・計画書、保安林に関する伐採許可や受理通知、国有林売買契約書、林地開発許可書など、それ自体が合法性を証明する書類。

◎仕入れ時の合法性を証明する書類の入手方針

- 伐採届等の書類を確認しており、ない場合は受け入れない
 伐採届等の書類を確認しており、ない場合は納品書等や森林認証を必須としている
 伐採届等の書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている
 販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、伐採届等の書類を確認する

<input type="checkbox"/> 書類の有無を問わない（確認していない）
◎実際に伐採届等の合法性を確認する書類を入手した割合（仕入量に対する割合）
<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～40% <input type="checkbox"/> 40～60% <input type="checkbox"/> 60%～80% <input type="checkbox"/> 80～90% <input type="checkbox"/> 90～100%未満 <input type="checkbox"/> 100%

問 12 問 11 の書類（伐採届等の合法性を証明する書類）を入手する場合について、書類を**収集・確認するタイミング**、一つの生産現場に**複数の森林所有者の森林が含まれていた場合の扱い**、**公的な書類が得られない区域の伐採など森林所有者等による独自の証明を使う場合の割合**、また、**取り扱いに迷う場合**があればそれについて具体的な事例、をお答えください。

◎同一の生産現場に関する合法性を証明する書類を確認する（提出を求める） タイミング
<input type="checkbox"/> 一度のみ（初回納品時等） 複数回（ <input type="checkbox"/> 事業所への納品ごと <input type="checkbox"/> 納品ごとではないが週一や月一など定期的）
◎一つの生産現場に複数の所有者の森林が含まれていた場合の 扱い
<input type="checkbox"/> 素材と合法性を証明する書類は所有者ごとに紐付けている <input type="checkbox"/> 素材と合法性を証明する書類は同一現場内の複数所有者分を一括して紐付けている
◎公的な書類が得られない区域の伐採など、森林所有者等による独自の証明を使う割合（仕入れ量に対する割合）と 取り扱いに迷う場合
<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～5% <input type="checkbox"/> 5～10% <input type="checkbox"/> 10～20% <input type="checkbox"/> 20～30% <input type="checkbox"/> 30～50% <input type="checkbox"/> 50%超 合法性を証明する書類が得られず、取り扱いに迷う具体的な事例 ()

問 13 素材生産事業者等からの仕入れの際、**森林認証材の証明**を入手した割合をお答えください。

<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～40% <input type="checkbox"/> 40～60% <input type="checkbox"/> 60%～80% <input type="checkbox"/> 80～90% <input type="checkbox"/> 90～100%未満 <input type="checkbox"/> 100%

問 14 問 10、11、13 等の方法により、素材生産事業者等から仕入れた素材のうち、合法性を確認できた割合はどのくらいですか。なお、仕入先が団体認定の認定事業者番号を持っていることを確認しただけの場合は、確認できていないものとしてお答えください。

<input type="checkbox"/> 0% <input type="checkbox"/> 0%超～40% <input type="checkbox"/> 40～60% <input type="checkbox"/> 60%～80% <input type="checkbox"/> 80～90% <input type="checkbox"/> 90～100%未満 <input type="checkbox"/> 100%

問 15 問 11 の書類（伐採届等）を入手した割合が 100%未満とお答えの方にはうかがいます。100%の確認が難しい理由として当てはまるものを全てお答えください。

<input type="checkbox"/> 認定事業者による証明、森林認証などの他の方法により入手しており、伐採届等の合法性を証明する書類を必ずしも求める必要はないと考えているから
<input type="checkbox"/> 入荷してくる素材生産事業者等の生産現場がどこか大体把握できているので、合法性を証明する書類を求める必要はないと考えているから
<input type="checkbox"/> 合法性を証明する書類の提出を必須とするのは、素材生産事業者等の理解と協力を得られにくいから
<input type="checkbox"/> 合法性を証明するために何を提出すればよいのか知識のない素材生産事業者等もいるから

- 民有林の伐採で適法な手続きを行なっているにもかかわらず、素材生産事業者等が森林所有者や行政から合法性の証明に必要な書類を入手しにくい場合があるから
- 特定の森林の伐採や農地や宅地など森林以外の林木の伐採のように、素材生産事業者等が合法性を証明する書類を得ることが難しい場合があるから
- 川下から合法伐採木材等への需要があまりなく、販売の際に証明をする必要があまりないから
- 合法性確認のための書類の管理や木材の分別管理などに手間がかかり過ぎるから
- そもそも合法性確認を行っていないから
- その他 ()

問 16 現在合法性の確認ができていない素材について、改めて確認を試みた場合にどれくらいを確認できると思われるか、割合をお答えください。

- 0% 0%超～20% 20～40% 40%～60% 60～80% 80～100%未満 100%

III 素材流通事業者から仕入れる際の合法性の確認（第二種木材関連事業による確認）

素材流通事業者（市売市場や商社等）から国産素材を仕入れ販売・加工する分についてお答えください。こうした仕入れがない方は IV の問 18 に進んでください。

問 17 素材流通事業者から、事業者が発行する合法性を確認できる証明書や納品書等の書類の入手についてあてはまるものを選択してください。また、実際に仕入れた素材のうち、合法性を確認できた割合をお答えください。実際に確認できた割合が 100%ではないとお答えの方は、100%の確認が難しい理由として当てはまるものを全てお答えください。

◎仕入れ時の合法性を確認できる証明書や納品書等の書類の入手方針

- 書類を確認しており、ない場合は受け入れない
- 書類を確認しているが、ない場合でも受け入れている
- 販売先からの要求など、合法性の確認が必要となった場合には、書類を確認する
- 書類の有無を問わない（確認していない）

◎実際に書類で合法性が確認できた割合（仕入量に対する割合）

- 0% 0%超～40% 40～60% 60%～80% 80～90% 90～100%未満 100%

◎100%の確認が難しい理由

- 合法性を証明する書類の提出を必須とするのは、素材流通事業者の理解と協力を得られにくいから
- 分別管理が十分できていないなど、合法性を証明できない素材流通事業者もいるから
- 川下から合法伐採木材等への需要があまりなく、販売の際に証明をする必要があまりないから
- 合法性確認のための書類の管理や木材の分別管理などに手間がかかり過ぎるから
- そもそも合法性確認を行っていないから
- その他 ()

IV 分別管理と販売の際の合法性の確認

問 18 問 14 もしくは問 17 で合法と確認できたものが 0%超から 100%未満とお答えの方にうかがいます。合法性が確認できた素材とできなかった素材の分別管理を行い、合法性が確認できなかった

素材またはそれから生産した製品を、合法性を確認したものとして販売先に渡すことがないようにしていますか。

- 販売先に合法性が確認できたものと、確認できなかった素材・製品が混じることはない
- 販売先に合法性が確認できたものと、確認できなかった素材・製品が混じる可能性がないとはい切れない
- そもそも販売先に合法性が確認できた旨を記載して渡すことがない

問 19 仕入れた国産素材またはそれから生産した製品のうち、どれくらいの量について、販売先に合法性が確認できた旨を記載して販売していますか。

- 0%
- 0%超～40%
- 40～60%
- 60%～80%
- 80～90%
- 90～100%未満
- 100%

V クリーンウッド法に対するご意見

クリーンウッド法は 2017 年に施行され、合法伐採木材等の流通を促進するための制度を定めた法律です。クリーンウッド法についての認知やご意見をうかがいます。

問 20 クリーンウッド法には、木材関連事業者の登録制度があることを知っていましたか。

- 知っていた
- 知らなかった

問 21 クリーンウッド法は、問 20 の事業者登録の有無に関わらず、全ての木材関連事業者に合法性の確認を求めていることを知っていましたか。

- 知っていた
- 知らなかった

問 22 クリーンウッド法は、木材関連事業者が素材生産事業者等から素材を受託・購入する際には、合法性を確認する書類（伐採届、適合通知など問 11 の注釈*）を収集して合法性の確認を行うことを求めていることを知っていましたか。

- 知っていた
- 知らなかった

問 23 問 20～22 でうかがったようなクリーンウッド法に関する知識を得る機会としてどのようなものがありましたか。当てはまるものを全て選んでお答えください。

- 協議会や団体等が開催する研修・セミナー等
- 所属する団体等からの案内
- 同業者・近隣の事業者からの情報
- 行政からの情報提供や指導
- 取引先から合法性に関する情報を求められた
- これらの機会がなかった

問 24 クリーンウッド法で定めた合法性の確認を促進し、定着させるには、次のいずれが有効だとお考えですか。有効だと考えるものを全て選んでください。

- クリーンウッド法で定めた合法性の確認材への需要創出
- クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組む事業者への補助事業等の行政支援
- クリーンウッド法やそこで定めた合法性の確認の方法について研修や普及の機会拡大

- クリーンウッド法で定めた合法性の確認に取り組むよう罰則を設けるなど、業界全体に必須の取り組みとすること
- クリーンウッド法において森林所有者や素材生産事業者等を合法性の確認に取り組む事業者として明確に位置付けること
- 登録木材関連事業者となることにメリットを設けること
(メリットの具体例)
- 団体認定による合法性証明とクリーンウッド法で定めた合法性の確認の整理や一本化

問 25 クリーンウッド法に基づく合法性の確認の取組をより強化することに賛成ですか、反対ですか。以下の賛成、反対、分からない理由で当てはまるものを全て選んでください。賛成の理由、反対の理由、両方から選んでいただいて結構です。

賛成の理由	<input type="checkbox"/> 世界的に違法伐採が問題となる中、木材の合法性を担保する法制度の存在は重要だから <input type="checkbox"/> 海外からの違法伐採木材の流入を阻止すべきだから <input type="checkbox"/> 誤伐・盗伐など国内の違法伐採問題をなくすべきだから <input type="checkbox"/> 当然やるべきことだから <input type="checkbox"/> その他 ()
反対の理由	<input type="checkbox"/> 国内に違法伐採問題はほぼあるいは全く存在せず、合法性の確認を徹底させる意味はあまりないから <input type="checkbox"/> 合法性の確認を徹底しても国内の違法伐採問題の解決にはつながらないから <input type="checkbox"/> 合法性の確認やそのための書類の保存、分別管理等にコスト・手間がかかるから <input type="checkbox"/> 合法性の確認を徹底すると、対応できない事業者がいて、木材の生産・流通を阻害する懸念があるから <input type="checkbox"/> その他 ()
分からない理由	<input type="checkbox"/> 制度を理解しておらず、判断できないから <input type="checkbox"/> 制度を理解しているが、判断できないから

問 26 この他、クリーンウッド法や合法性の確認、証明に関してお考えがあれば、お聞かせください。

問 27 本調査は無記名ですが、今後の追加調査などにご協力いただける場合、連絡先をお知らせください。(任意)

事業者名：
 ご担当者氏名：
 連絡先電話番号：
 メールアドレス：

質問は以上です。ご協力、誠に有難うございました。

素材生産事業者調査票

調査日時： 調査者：

事業者名： 応対者：

1. 事業概要

(1) 事業種類

(2) 素材生産量（用材・燃料材別）

(3) 受託・立木買いの別、国公私有林別

(4) 従業員数

(5) 事業者登録・認証：ガイドライン認定事業者、CW法第一種、第二種木材関連事業者、森林認証・地域材認証等取得

2. 素材出荷

(1) 流通事業者・加工事業者への出荷、販売方法、割合

(2) 決済方法・期日

3. ガイドラインによる合法性確認

(1) 実施する割合、対象

(2) 証明方法・様式

(3) 証明書の保管・期間

(4) 担当者・責任者

(5) 分別管理

(6) 持続可能性の証明

(7) 課題・問題点

3. CW法による合法性確認

(1) 合法性を証明する書類を提供する割合、対象（提供しない理由。委託や買取、直納の場合の扱いの違い。）

(2) 第一種の合法性確認に提供する証明書類の割合

適合通知 伐採届（受理印） 保安林伐採許可 経営計画認定書類 国有林等契約書

その他

(3) 伐採届・適合通知の詳細（特に適合通知が出てこない場合）

(4) 経営計画認定書類の詳細（特にどのような書類をどこまで）

(5) 保安林伐採許可の詳細（特に間伐や択伐で書類が出ない場合。ダメな時だけ連絡が来るとか、印がもらえない場合あるのでは。）

(6) 国有林等の場合の詳細（特にどのような書類をどこまで）

(7) 追加的な措置、確認できなかった場合の具体例

(8) 風倒木、支障木、庭木などの場合の対応、その他、証明困難な場合の対応

(9) 課題・問題点

4. 合法性確認への取り組みの経緯

(1) 地域の一般的な取り組み状況

(2) いつから、何をきっかけに取り組むようになったか、取り組みを強化したか

(3) 関係する組織や行政の指導

合法性を証明する書類

伐採する森林の種類		書類
民 有 林	森林経営計画対象 森林の伐採	森林経営計画認定書及び森林経営計画書
		森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第 15 条）
	森林経営計画対象 森林以外の伐採	伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第 10 条の 8）
		適合通知書（注：伐採後も森林として維持する場合）
	その他届出が不要 な伐採（別途伐採 根拠が森林法で定 められているもの を含む）	林地開発許可書（1ha 超の林地転用に伴う伐採の場合）
		森林所有者等による独自の証明
		伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
保安林	保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書）	
国 有 林	国有林野、官行造林	森林管理署等と交わした売買契約書 (樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知)
その他	森林法以外の法令により立木伐採の制限がある森林の伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	法令による伐採手続きが不要な伐採（2 条森林の伐採）	森林所有者等による独自の証明
	森林認証材、地域材	FSC 又は SGEC の森林認証を取得した森林から産出される木材：当該森林認証に係る証明書（伐採及び伐採後の造林の届出書等の国内の諸法令に基づく手続きを遵守している前提） 都道府県や市町村が独自に行う地域材の証明制度（県産材、市産材等）により原産地証明される木材：当該地域材証明制度に基づく証明書（伐採に係る国内の諸法令に基づく手続きの遵守が担保されている前提）

木材関連事業者調査票

調査日時：

調査者：

事業者名：

応対者：

1. 事業概要

(1) 事業種類

(2) 本支店・営業所

(3) 取扱品目

(4) 取扱材積（用材・燃料材別）

(5) 従業員数

(6) 事業者登録・認証：ガイドライン認定事業者、CW法第一種、第二種木材関連事業者、森林認証・地域材認証等取得

(7) CW法事業者登録の意義

2. 流通事業

(1) 委託と買取、市売と付売（先売り・元落ち）、直送などの割合

(2) 市日・決済日、決済期日

(3) 年間出荷者総数、1回市当たり平均出荷者数、出荷者タイプ別割合

(4) 年間買方総数、1回市当たり平均買方数、タイプ別割合（流通、製材...）

(5) 仲介・再委託の有無

3. 加工事業

(1) 入荷相手先と割合

(2) 入荷のある素材生産事業者、流通事業者の年間総数

(3) 販売先事業者の年間総数

(4) 入荷者への支払い方法・期日

(5) 販売先との決済方法・期日

4. ガイドラインによる合法性確認

<荷受側>

(1) 実施する割合、対象

(2) 証明方法・様式

(3) 実施のタイミング・頻度

(4) 証明書の保管・期間

(5) 確認できなかった場合

(6) 追加的調査（求められてはいない）

<販売側>

(1) 実施する割合、対象

(2) 証明方法・様式

(3) 証明書の保管・期間

<管理体制・課題等>

(1) 担当者・責任者

(2) 分別管理。※県産材・認証材など含む。負担の程度。取り組み・改善の制約は何か。

(3) 持続可能性の証明実施の有無、方法。※グリーン購入法で配慮事項になる。個別の入札要件で求められる場合にやる。オリパラとか、特別な建築物のみ。

(4) 合法確認のコスト

(5) 課題・問題点

5. CW法による合法性確認

<荷受側>

(1) 未登録でも確認が求められていることへの認識

(2) 実施する割合、対象（実施しない理由。委託や買取、直納の場合の扱いの違い。）

(3) 実施のタイミング

(4) 確認が取れなかった量、割合

※毎年の調査で1割が確認できていないが、どういう場合か。

取扱量	m ³ ,tなど
A うち、合法性確認を行った量	
A-1 合法性が確認できた量	
A-1-ア 購入先から提供された書類で確認できた量	
A-1-イ 追加的措置により確認できた量	
A-2 合法性が確認できなかった量	
B うち、合法性確認を行わなかった量	

(5) 第一種の合法性確認に用いる証明書類の割合

適合通知 伐採届（受理印） 保安林伐採許可 経営計画認定書類 国有林等契約書

その他

(6) 伐採届・適合通知の詳細（特に適合通知が出てこない場合）

(7) 経営計画認定書類の詳細（特にどのような書類をどこまで）

(8) 保安林伐採許可の詳細（特に間伐や択伐で書類が出ない場合。ダメな時だけ連絡が来るとか、印がもらえない場合あるのでは。）

(9) 国有林等の場合の詳細（特にどのような書類をどこまで）

(10) 追加的な措置、確認できなかった場合の具体例

(11) 風倒木、支障木、庭木などの場合の対応、その他、証明困難な場合の対応

(12) 書類と現物、現地の一致性の確認、量の確認

(13) 記録の保管方法・期間

<販売側>

(1) 実施する割合、対象

(2) 合法性確認に用いる証明書類・様式

(3) 証明書の保管方法・期間

<管理体制・課題等>

(1) 担当者・責任者

(2) 分別管理

(3) 合法確認のコスト

(4) 課題・問題点

6. 合法性確認への取り組みの経緯

(1) 地域の一般的な取り組み状況

(2) いつから、何をきっかけに取り組むようになったか、取り組みを強化したか

(3) 関係する組織や行政の指導、セミナー等の参加

伐採する森林の種類		書類	
民 有 林	森林経営計画対象 森林の伐採	森林経営計画認定書及び森林経営計画書	
		森林経営計画に係る伐採等の届出書（森林法第 15 条）	
	普通 林	森林経営計画対象 森林以外の伐採	伐採及び伐採後の造林の届出書（森林法第 10 条の 8） 適合通知書（注：伐採後も森林として維持する場合）
		その他届出が不要 な伐採（別途伐採 根拠が森林法で定 められているもの を含む）	林地開発許可書（1ha 超の林地転用に伴う伐採の場合） 森林所有者等による独自の証明 伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
	保安林		保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書、保安林（保安施設地区）内択伐（間伐）届出書、保安林（保安施設地区）内緊急伐採届出書等（届出書については、受理通知書がある場合は受理通知書、ない場合は都道府県の受領印押印済の届出書）
	国 有 林	国有林野、官行造林	森林管理署等と交わした売買契約書 (樹木採取区内での樹木の採取については、樹木料の確定通知)
	その他	森林法以外の法令 により立木伐採の 制限がある森林の 伐採	伐採行為の根拠となる法令又は処分に係る書類
法令による伐採手 続きが不要な伐採 (2 条森林の伐 採)		森林所有者等による独自の証明	
森林認証材、地域 材		FSC 又は SGEC の森林認証を取得した森林から産出される 木材：当該森林認証に係る証明書（伐採及び伐採後の造林の 届出書等の国内の諸法令に基づく手続きを遵守している前 提） 都道府県や市町村が独自に行う地域材の証明制度（県産材、 市産材等）により原産地証明される木材：当該地域材証明制 度に基づく証明書（伐採に係る国内の諸法令に基づく手続き の遵守が担保されている前提）	

合法性を証明する書類

付録5

クリーンウッド法定着実態調査 木質バイオマス発電事業者 ヒアリング項目

発電所名：

日時：

場所：

参加者：●●● ●● ●●

：○○○ ○○ ○○

1. 事業者の概要

- (1) 発電出力（発電端、送電端）
- (2) 取扱材積（用材・燃料材別）
- (3) 受け入れている燃料材の種類（間伐材等由来・一般、建廃、原木・チップ・ペレット、国産・輸入）
- (4) CW 以外の事業者登録・認証：バイオマスガイドライン認定、合法木材認定
- (5) CW 法事業者登録をしている場合、登録の意図
- (6) いつから、何をきっかけに取り組むようになったか、取り組みを強化したか
- (7) 関係する組織や行政の指導、セミナー等の参加
- (8) 場内での分別管理、使用燃料量の計測方法について

2. CW 法に基づく合法性の確認について

- (1) CW 法、合法性確認の必要性の認知
- (2) 確認方法、タイミング
- (3) 納入事業者から提示される情報・納入事業者への情報の要求
- (4) 合法性確認している場合、確認できなかったものが入ってきたときの対応
- (5) 帳票の管理方法（紙、電子など）
- (6) 合法性確認に要するコスト（CW 法のみについて切り出すことが難しい場合は、各種証明書類の管理に要する時間、人工数など）

3. 燃料材の集荷、発電ガイドラインの証明書発行、確認状況

- (1) 燃料材の仕入れ先と割合（概数）
- (2) 請求書、証明書の発行タイミング
- (3) 納入ルート概要、1 回の納入あたりの燃料材重量（概数）
- (4) 商社等の仲介・再委託の有無
- (5) 価格区分や証明書の数量が適正であるか、証明書以外で確認しているか
 - 1) 上記確認をしている場合、疑義が生じた燃料材をどのように確認しているか

2) 上記確認のコスト

3) 上記確認により疑義が生じた燃料材の量（概数）

(6) 被災木、剪定枝などの対応、その他、イレギュラーな場合の対応

※（１）の仕入れ先や（３）の納入ルートの間取りに際しては、特に納入事業者の種類や納入経路についてはご注意ください。例えば、大半は素材生産事業者から丸太を仕入れる場合、自社有林から丸太を搬入し自らチップ化して発電する場合は第一種になります。

4. 課題認識・問題点など

(1) CW に関する課題、問題意識

(2) 発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドラインに関する課題、問題意識